

平成28年  
年次報告書

衆議院情報監視審査会

本報告書は、衆議院情報監視審査会規程（平成26年6月13日議決）第22条第1項の規定に基づき、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、議長に提出するものである。

なお、本報告書の対象期間は、平成28年2月1日から平成29年1月31日までである。

「衆議院ホームページ」の「情報監視審査会」にて本報告書の電子ファイル（PDFファイル）を閲覧することができます。

([http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_annai.nsf/html/statics/shiryo/jyouhoukanshi.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/jyouhoukanshi.htm))

## はじめに

平成 26 年 12 月の特定秘密保護法の施行及び当審査会の設置から 3 年目を迎えることとなりました。昨年 3 月に議長に提出した初めての年次報告書では、政府の特定秘密の指定等の実施状況に対する審査会の意見を取りまとめ、政府に真摯な対応を求めました。

今般 2 期目の調査では、政府から、国会報告や審査会意見への対応状況に係る説明を聴取するとともに、有識者から審査会の年次報告書に対する意見等を聴取し、それらを反映した活発な議論を行ってまいりました。審査会の議論においては、政府から不開示情報や特定秘密の提供を受けるなど積極的な審査会運営を行いました。その結果、政府においても、立法府と行政との意思疎通を図ることに前向きに取り組むようになりつつあります。

それらの成果として、本報告書においては、3 つの新たな課題－①特定秘密文書不存問題、②古い行政文書を特定秘密文書とする場合の手続の在り方、③政府における定期点検の在り方－を特定課題として整理した上で、新たに政府に対する審査会意見を付しております。



また、昨年 9 月に欧米各国における情報機関に対する議会の監視等の実情調査のため、審査会のメンバーがイギリス、ドイツ、アメリカを訪問し、各国議会のカウンターパートや政府関係者と意見交換を行い、新しい知見を得て、審査会の調査に活用しております。

本報告書は、本年 1 月 31 日までの当審査会の活動を対象としたものでありますが、制度運用の常時監視の観点から、当審査会が十分にその役割を果たし、引き続き国民の立場から政府の特定秘密保護制度の運用の監視に努めてまいり所存であります。

衆議院情報監視審査会

会長

額賀福志郎



# — 目 次 —

## はじめに

<b>第 1</b>	<b>政府に対する意見（調査結果）</b> .....	<b>1</b>
1	政府に対する意見 .....	1
2	政府に対する意見の理由及び背景 .....	4
3	平成 27 年「政府に対する意見」（審査会意見）への政府の対応状況	9
4	情報監視審査会の指摘に基づき、政府において措置を講じた事項	27
5	今後の調査方針及び課題 .....	30
<b>第 2</b>	<b>調査及び審査の経過</b> .....	<b>32</b>
1	調査 .....	32
2	審査 .....	37
<b>第 3</b>	<b>調査を行った事項</b> .....	<b>38</b>
1	制度全体 .....	38
(1)	岩城国務大臣からの報告聴取 .....	39
(2)	内閣官房（内閣情報調査室）からの説明聴取 .....	39
(3)	独立公文書管理監からの説明聴取 .....	40
(4)	主な質疑事項及び意見の概要 .....	43
2	特定秘密の提出・提示 .....	49
(1)	特定秘密の提示要求 .....	49
(2)	提示を求めた理由 .....	50
(3)	提示された特定秘密の概要 .....	50
(4)	主な質疑 .....	51
3	特定課題 .....	52
(1)	特定秘密文書不存在問題 .....	52
(2)	古い行政文書を特定秘密文書とする場合の手續の在り方 .....	101
(3)	定期点検の在り方 .....	105
4	その他個別行政機関に関する事項 .....	108
(1)	国家安全保障会議 .....	108
(2)	内閣官房 .....	119
(3)	警察庁 .....	122
(4)	総務省 .....	125
(5)	法務省 .....	128

(6) 公安調査庁	130
(7) 外務省	132
(8) 経済産業省	144
(9) 海上保安庁	147
(10) 防衛省	150
(11) 防衛装備庁	156
(12) その他（公知と特定秘密の関係）	157
5 適性評価	159
(1) 政府参考人（内閣官房（内閣情報調査室））からの報告聴取	159
(2) 関係行政機関からの報告聴取	165
6 参考人からの意見聴取及び質疑	172
(1) 参考人からの主な指摘事項と当審査会の考え等	172
(2) 主な質疑事項及び意見の概要	178
7 調査の方法	179
(1) 調査対象	179
(2) 調査方法	179
(3) 資料提出及び資料要求	180

## 参考資料

1 情報監視審査会について	185
(1) 情報監視審査会の構成	185
(2) 情報監視審査会の任務及び権限	185
(3) 情報監視審査会の保護措置	185
2 海外派遣関係	187
3 関係法規集	195
4 岩城国務大臣の報告（平成28年5月18日、衆議院情報監視審査会）	209
5 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（平成28年4月26日閣議決定、国会報告）の概要	212
6 活動経過一覧表	218
7 会長及び委員一覧	222

## 凡 例

本報告書において、略称の意味は以下のとおりである。

略 称	概 要
年次報告書	衆議院情報監視審査会規程（平成 26 年 6 月 13 日議決）第 22 条第 1 項の規定に基づき、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、議長に提出することとなっている。
随時報告書	衆議院情報監視審査会規程（平成 26 年 6 月 13 日決議）第 22 条第 2 項の規定に基づき、上記の年次報告書のほか、必要があると認めるときは、調査又は審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、議長に提出することができることとなっている。
審査会意見	年次報告書の「政府に対する意見」において、政府に対し早急に改善を図ることを求めた事項
特定秘密保護法	特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）
国会報告	政府は特定秘密保護法第 19 条の規定に基づき、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施状況について、毎年 1 回、有識者の意見を付して国会に報告するものとされている。
運用基準	「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成 26 年 10 月 14 日閣議決定)」
指定書	特定秘密指定書。行政機関の長は、特定秘密を指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができるように記述するとともに、当該情報の指定の理由を記すものとされている。(運用基準Ⅱ 3 (2))
指定管理簿	<p>特定秘密指定管理簿。個々の特定秘密について、施行令第 4 条第 1 号から第 5 号までに掲げる事項、指定の整理番号及び当該指定に係る特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職を一覧できるように記載し、又は記録するものとされている。(運用基準Ⅱ 3 (5))</p> <p>当審査会は、平成 27 年 12 月 31 日時点において行政機関の長が保存する特定秘密管理簿を取りまとめた「特定秘密指定管理簿綴り」の提出を受けている。</p> <p>なお、特定秘密指定管理簿綴りには、整理上、行政機関名、識別番号及びページ番号が便宜的に加えられている。</p> <p>識別番号の略称は、以下の行政機関を示している。</p> <p>安＝国家安全保障会議、官＝内閣官房、警＝警察庁、総＝総務省、法＝法務省、公＝公安調査庁、外＝外務省、経＝経済産業省、海＝海上保安庁、防＝防衛省、装＝防衛装備庁</p>

特定秘密文書	特定秘密が記録された行政文書
逐条解説	内閣官房特定秘密保護法施行準備室「特定秘密の保護に関する法律【逐条解説】」平成 26 年 12 月 9 日 <a href="http://www.cas.go.jp/jp/tokuteihimitsu/pdf/bessi_kaisetsu.pdf">http://www.cas.go.jp/jp/tokuteihimitsu/pdf/bessi_kaisetsu.pdf</a>
内閣情報調査室	内閣官房内閣情報調査室。特定秘密保護法の担当部局。特定秘密の保護に関する行政各部の施策の統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務は、内閣法第 20 条により、内閣情報官が掌理することとなっている。
独立公文書管理監	内閣府独立公文書管理監。特定秘密保護法附則第 9 条の規定に基づき、特定秘密保護法の適正な運用を確保するため、独立した公正な立場から検証・監察を行う機関が必要との認識の下、その設置等の検討が進められた結果、同法の施行日に、内閣府に設置された。
公文書管理法	公文書等の管理に関する法律(平成 21 年法律第 66 号)

## 第1 政府に対する意見（調査結果）

昨年につき、衆議院情報監視審査会では、特定秘密の提示の要求を含む数次にわたる調査を行うとともに、委員間で活発な議論を行った。

その結果、当審査会として政府の特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況に対する意見として適当と判断したものを、委員間で協議し、以下のとおり合意した。

### 1 政府に対する意見

衆議院情報監視審査会は、政府に対し、引き続き当審査会並びに立法府に対する説明責任を十分果たすとともに、当審査会において指摘された事項及び年次報告書の意見（審査会意見）について、早急に改善を図ることを強く求める。

なお、本意見に対し、政府が具体的な改善を行わない場合、必要に応じて国会法第102条の16に基づく改善勧告<sup>1</sup>を行うものとする。

#### (1) 行政文書不存関係

- ① 行政文書が不存の特定秘密（物件のように文書作成が困難なものを含むものを除く。）については、その必要性や出現可能性について厳格に審査した上で、特定秘密の指定を行うこと。
- ② 具体的な情報が出現する前に特定秘密をあらかじめ指定する場合は、その出現の蓋然性が極めて高い場合に限り、最低限の期間に区切った上で特定秘密の指定を行うこと。  
また、指定後においても、具体的な情報の出現可能性を年1回の定期点検のみならず、随時点検し、出現が見込めないと判断した場合は、直ちに当該指定の解除を行うこと。なお、情報が不存のまま有効期間の更新を行わないこと。
- ③ 特定秘密保護法の逐条解説<sup>2</sup>に基づく、いわゆる「あらかじめ指定」が拡大しすぎていることを踏まえ、より適切な規定を定めること。その際、例外的な取扱いであることを明記するとともに、厳格な要件を定めること。
- ④ 行政文書及び物件もなく、職員の知識の中にだけ存在する特定秘密の指定は、暫定的な処置としてやむを得ない場合を除き行わないこと。

<sup>1</sup> 国会法第102条の16において、「情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる」とされている。

<sup>2</sup> 「第3 3 (1)ウ 特定秘密文書不存が生じる主な理由に係る政府説明要旨」参照

## (2) 作成から 30 年を超える特定秘密文書関係

- ① 特定秘密保護法施行前から保有している行政文書で、作成から 30 年を超える行政文書を特定秘密文書として保有している場合、若しくは、今後保有しようとする場合、独立公文書管理監が審査を行うことや指定の有効期間を通じて 30 年を超えて延長する場合と同等の厳格な手続を課す措置を検討すること。
- ② 特定秘密文書の保存期間満了に伴い、特定秘密文書を廃棄及び廃棄予定とする場合は、当審査会に件数及び文書等の名称、廃棄する合理的理由を記した資料を提出し、説明すること。
- ③ 当初の特定秘密指定において「平成 26 年までに」「平成 26 年以前」と指定管理簿及び指定書に記載し、かつ、平成 26 年より前の特定秘密を保有していない場合は、「平成 26 年に」と記述を改めること。

## (3) 政府における指定理由に係る定期点検、内部監査関係

- ① 内閣情報調査室は、行政機関の定期点検や検査等において各行政機関が是正した事項について把握し、当審査会に報告するとともに、公表すること。
- ② 内閣情報調査室は、各行政機関がそれぞれの内規に基づいて行う定期点検の点検日、点検項目、点検内容について取りまとめ、その実施状況について国会報告に掲載すること。
- ③ 内閣情報調査室は、各行政機関が特定秘密を指定解除した時は、各行政機関の指定解除についての情報を収集し、随時、当審査会に報告し、公表すること。

## (4) 独立公文書管理監関係

- ① 独立公文書管理監は、行政機関の長等に対し是正の求め等を行った場合は、各行政機関が講じた措置を含め当審査会に速やかに報告し、公表するとともに、適切なフォローアップを行うこと。
- ② 特定秘密文書等管理簿をチェックするための方針を定め、当審査会に報告するとともに、それに基づいた検証・監察の結果についても報告すること。
- ③ 歴史公文書に該当しない特定秘密文書の廃棄について徹底した検証を

行うこと。

- ④ 内閣総理大臣報告<sup>3</sup>後速やかに当審査会に検証・監察の基礎的資料等を示すなど、その内容を詳細に説明すること。

#### (5) 特定秘密の指定の在り方関係

- ① 経済産業省が指定する4件の特定秘密は、いずれも資源エネルギー庁のみが政策上必要とする情報とも考えられることから、資源エネルギー庁が当該特定秘密を指定し、保有するよう検討すること。
- ② 特定秘密文書が各行政機関においてどのように共有され、提供されるか、その流れを当審査会に明らかにし、指定された特定秘密ごとの文書等の件数一覧に記載するとともに、当審査会に説明すること。

#### (6) 国会報告及び情報監視審査会における政府の説明関係

- ① 情報監視審査会が、年次報告書で表明した意見については、その対応方針及び状況を国会報告に速やかに反映させ、担当大臣から当審査会への説明の機会において説明すること。
- ② 情報監視審査会が、平成27年年次報告書で表明した意見について、政府においては未だ対応が不十分なものがあるため、引き続き、改善等の取組に努めること。

---

<sup>3</sup> 特定秘密の運用基準に基づき、独立公文書管理監は、特定秘密の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を、毎年1回、内閣総理大臣に報告することとされている。

## 2 政府に対する意見の理由及び背景

### (1) 1 (1)について（行政文書不存在関係）

当審査会の調査により、行政文書が不存在の特定秘密が多数あることが明らかとなった。この行政文書が不存在となっている6類型の特定秘密（第33(1)特定秘密文書不存在問題参照）については、特定秘密が物件であり文書作成が困難であるもののようにその理由が明確である特定秘密もあれば、情報が不存在であるものや文書作成が可能であるにも関わらず作成していないものなどが存在している。したがって、その指定については、その必要性と特定秘密に該当する情報の出現可能性について厳格に審査し、特定秘密の指定を行う必要がある。

将来出現する可能性を理由に情報が不存在であるにも関わらずあらかじめ特定秘密として指定しているものが複数件あった。その中のいくつかの事例については、指定した行政機関にヒアリングした結果、当該特定秘密が出現する蓋然性は極めて低いと考えられるものがあった。特定秘密を「あらかじめ指定」することについては、内閣情報調査室が作成した特定秘密保護法の逐条解説において認められているが、その「確実に発生すること」の解釈及びその根拠については、重大な疑問がある。実際に、確実に発生すると警察庁、外務省、防衛省においては平成27年分について判断しつつも、平成28年中に5件の特定秘密指定の解除が行われたことは、特定秘密の対象を限定的にし、際限なく広がることのないようにするとの特定秘密保護法の基本理念から外れた運用がなされていると指摘せざるを得ない。したがって、特定秘密の指定が厳格に行われるよう常に指定の見直しが図れるよう工夫を行うこととし、いわゆる「あらかじめ指定」については、極めて限定的になされるべきである。

そのため、本意見の中では、①特定秘密に該当する情報の出現の蓋然性が極めて高い場合に限り、最低限の期間に区切った上で特定秘密の指定を行うこと、②指定後においても、具体的な情報の出現可能性を年1回の定期点検のみならず、随時点検し、出現が見込めないと判断した場合は、直ちに当該指定の解除を行うこと、③情報が不存在のまま有効期間の更新を行わないことを指摘することとした。

また、特定秘密保護法の逐条解説に基づいて、この「あらかじめ指定」が、拡大しすぎていることを踏まえ、より適切な規定を定めることとし、その際、例外的な取扱いであることを明記するとともに、厳格な要件を定めることとすべきである。

特に、審査会で最も懸念する声が多かった、頭の中の特定秘密、つまり行

政文書は無いが担当者の記憶、知識としてのみ情報が存在する特定秘密については、万が一特定秘密の漏えいが発生した場合に特定秘密の知得者以外による情報の特定及び立証を困難にするなど、特定秘密の情報の保護及びその漏えいを防止する上でも重大な疑問がある。そのため、そのような指定は、暫定的な処置としてやむを得ない場合を除き行わないこととすることが必要である。

## (2) 1 (2)について（作成から 30 年を超える特定秘密文書関係）

特定秘密の指定の有効期間を通じて 30 年を超えて延長する場合、その理由を示し、内閣の承認を得ることが求められる。一方で、特定秘密が記録されているとして、作成から 30 年を超える行政文書を特定秘密文書として保有する場合、そのような手続は要しない。そのため、現在作成から 30 年を超える特定秘密文書が、行政文書として公文書管理法上の保存期間の延長手続を行えば、特定秘密の指定から 30 年まで延長することに対しては内閣の承認を要しない。つまり、特定秘密が実質上 30 年を超えて超長期にわたって指定されたことと同じこととなる。昨年の審査会意見においても、「特定秘密を含む文書等の保存期間は、当該特定秘密の指定期間に合わせることも考慮」するとしており、その考え方は変えていないが、さらに、当該作成から 30 年を超える行政文書を特定秘密文書として保有する場合は、当該行政文書を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、特定秘密の指定の延長と同様に厳格な手続の検討を求めるものである。

併せて、独立公文書管理監が審査するなどの手段の検討も必要である。

指定行政機関においても、昨年の審査会意見において、「1 年間に廃棄した文書等及び今後 1 年以内に廃棄予定の文書等（特定秘密の指定期間が切れる場合を含む。）について、その件数と、文書等の名称（名称から文書等の内容が推察しにくい場合はその内容）を当審査会に報告すること」を求めており、内閣情報調査室からは行政ファイル単位で報告する旨の話を受けているところではあるが、現に特定秘密文書の廃棄が既に行われていることを踏まえ、特定秘密文書の保存期間満了に伴い、特定秘密文書を廃棄及び廃棄予定の場合は、当審査会に件数及び文書等の名称、廃棄する合理的な理由を記した資料を提出し、説明することを求める。

加えて、当該事項の端緒となった指定管理簿及び指定書の調査において、特定秘密保護法施行に伴う当初の指定において「平成 26 年までに」「平成 26 年以前」と指定管理簿及び指定書に記載しているにも関わらず、平成 26

年より前の特定秘密を保有していないケースがあることが判明した。そのため、これらについては、実態と合わせ「平成 26 年に」と記述を改めることが適当である。

### (3) 1 (3)について（政府における指定理由に係る定期点検、内部監査関係）

運用基準等において、指定行政機関の長は特定秘密の指定理由の定期点検や特定秘密の保護状況の検査等を行うこととなっている。これら定期点検や検査等が適正に行われることを担保するため、これらを指定行政機関に全てを委ねるのではなく、どのようなことが定期点検等で発見され、それに対してどのような是正措置が講じられたかについての外部による実施状況のチェックが必要である。一方、当審査会で複数省庁から定期点検の記録である「指定理由点検記録簿」の提出を受けたところ、その内容は極めて簡素なものであり、どのような観点で点検を実施し、それに何が適合していたのかといった具体的な記述に乏しいものであった。今後は、当審査会として、定期点検等の内容の実質化を図れるよう調査を進めていく必要があると考えている。そのため、内閣情報調査室において、①行政機関の定期点検や検査等において各行政機関が是正した事項を把握し、当審査会に報告するとともに、公表すること、②各行政機関がそれぞれの内規に基づいて行う定期点検の点検日、点検項目、点検内容を取りまとめ、その実施状況について国会報告に掲載することが必要である。

また、各行政機関が特定秘密を指定解除した場合において、内閣情報調査室からの当審査会委員宛のお知らせや報道等があるものの、周知が不十分である。特定秘密の指定解除は、重大な事象だと考えているので、それに見合った措置として、内閣情報調査室においては、各行政機関の指定解除の動向についての情報を収集し、随時、当審査会に報告し、公表することを求める。

### (4) 1 (4)について（独立公文書管理監関係）

独立公文書管理監が平成 28 年 8 月 9 日付けで、防衛大臣、内閣保全監視委員会委員長に対し是正の求め等を行った。その措置及び内容等については高く評価するが、その後、どのような措置を各行政機関等が講じたかも含めて、報道等において知りうるが、ホームページ等には掲載されておらず公表が不十分と考える。したがって、独立公文書管理監は、是正の求め等を行った場合には、各行政機関等が講じた措置を含め当審査会に報告し、公表するとともに、結果に対する評価も含めた適切なフォローアップを行うことを要する。

また、独立公文書管理監に対し、昨年の審査会意見において、「特定秘密文書等管理簿を提出させ、それを基に文書等の内容を示す名称となっているか否かを審査し、不適切と思料するものについては改めること及びこれらの経過につき当審査会に報告することについて検討すること」を求めている。独立公文書管理監においては、特定秘密文書等を直接確認することができる権限がある以上、特定秘密文書等管理簿にどのような記載がなされ、どのような特定秘密文書の管理がなされているか確認する必要がある。その上で、特定秘密文書等管理簿をチェックするための方針を定め、当審査会に報告するとともに、それに基づいた検証・監察の結果についても報告することを求める。

さらに、同様に昨年の審査会意見において、特定秘密の指定期間「以前の保存期間を設定する場合や特定秘密指定期間満了前に当該特定秘密を含む文書等を廃棄する場合には、内閣府独立公文書管理監に合理的な説明を行うこととし、独立公文書管理監は、上記の運営状況について、定期的に当審査会に報告することとする制度を構築するよう検討すること」としており、これについて引き続き取組を強く求めるものであるが、独立公文書管理監からは1年以上の保存期間が設定された行政文書ファイル等に限った答弁があった。当審査会としては、当該意見は決して1年以上の保存期間が設定された公文書に限定したものでなく、それ以外の特定秘密文書の廃棄についての取組も求めたものであるので、特定秘密文書が廃棄される全ての場面において徹底した検証を行うことが必要である。

独立公文書管理監は、運用基準において、「独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を、毎年1回、内閣総理大臣に報告すること」とされ、平成27年12月に初めての内閣総理大臣報告を行っている。また、「審査会に定期的に活動状況報告を行うこととする運用基準の改正等を検討すること」との当審査会の意見に対して、昨28年の審査会においては、求めに応じての審査会への報告や1つの検証・監察事項に区切りが付いた段階などで随時報告する旨の答弁があった。審査会と独立公文書管理監との連携をより深めるために、内閣総理大臣報告後速やかに当審査会に検証・監察の基礎的資料等を示すなど、その内容を詳細に説明することを求める。

#### (5) 1 (5) について（特定秘密の指定の在り方関係）

平成28年11月21日、当審査会は経済産業省の特定秘密の提示を受けたが、当該特定秘密については、従来エネルギー政策に関わるものが主であるとの説明を受けており、資源エネルギー庁が政策上必要とする情報を経済産

業省が指定し、保有するとの取扱いについては納得できる合理的理由が認められない。については、経済産業省が指定する4件の特定秘密の中で資源エネルギー関係の情報については指定を解除し、資源エネルギー庁が特定秘密を指定することができる行政機関となっていることから、資源エネルギー庁が自ら当該特定秘密を指定し、保有することを検討するよう求める。

これに関連して、特定秘密、特にある行政機関が作成、取得した特定秘密文書等が他の行政機関との間で、どのように共有され、提供されるか、その流れが当審査会にわかりやすい説明がなされている状況にない。これらは、特定秘密の適正な指定や制度運用と密接な関係があり、政府内における情報共有や特定秘密の提供の状況について、その流れが分かるように当審査会に明らかにする必要がある。

そのため、指定された特定秘密ごとの文書等の件数一覧に情報提供元行政機関名を明らかにした上で特定秘密文書等の共有、提供の状況を記載するとともに、当審査会に説明することを求める。

#### (6) 1 (6) について（国会報告及び情報監視審査会における政府の説明関係）

平成 27 年年次報告書の審査会意見に対する政府の対応方針及び状況については、当審査会において聴取を行った部分があるものの、未だ公になっておらず、本報告書の中での記載にとどまっている。今後、政府の国会報告に反映されることが想定されるが、速やかな対応を行っているとは言い難い。したがって、当審査会が年次報告書で表明した審査会意見については、当該年次を対象とした国会報告に速やかに反映させ、担当大臣から当審査会への説明の機会において、その対応方針及び状況をできるだけ速やかに説明することを求める。

併せて、当審査会が平成 27 年年次報告書の意見において指摘した事項について、政府においては未だ対応が不十分なものがあるため、引き続き、改善等の取組に努めることが必要である。

### **3 平成 27 年「政府に対する意見」（審査会意見）への政府の対応状況**

当審査会は、平成 27 年年次報告書において、政府の特定秘密の実施状況に対し、審査会として合意した事項を「政府に対する意見」（審査会意見）として記載し、政府に真摯に対応することを求めた。

#### **(1) 所見**

平成 27 年年次報告書で記載した審査会意見で表明した事項については、十分に措置が講じられている事項が認められる一方で、いまだ指摘事項に対し、十分な措置が講じられていない事項がある。対応が講じられていないものの中には、対応に時間を要する事項や、更に検討を要する事項も存在しているが、政府に対し引き続き適切な対応を求める。

なお、本審査会は、その対応状況について今後も政府にその説明を求め、調査を行っていくものである。

#### **(2) 説明聴取の概要**

当審査会は、関係行政機関から、平成 27 年の審査会意見に基づき、特定秘密保護制度の運用について講じた措置又は講ずる予定の措置について説明を聴取した。その概要は、以下のとおりである。

**【意見(1)】** 特定秘密の内容を示す名称（特定秘密指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」及び特定秘密指定書の「対象情報」の記載）は、特定秘密として取り扱われる文書等の範囲が限定され、かつ、具体的にどのような内容の文書が含まれているかがある程度想起されるような記述となるように、政府として総点検を行い、早急に改めること。

その上で、各行政機関が特定秘密の内容を示す名称の付け方に関し、各行政機関の間でばらつきが出ないように、横断的な事項について政府としてある程度統一した方針を策定し、公表すること。

## ○ 意見(1)

意見(1)前段は、特定秘密の内容を示す名称（指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」及び指定書の「対象情報」の記載）の中には、その幅が広く、記述内容の具体性に欠けるものがあることから、特定秘密として取り扱われている個別の文書等の範囲が限定され、かつ、特定秘密が記載された文書等が具体的にどのような内容であるかがある程度想起される記述に改めるべく、政府として、指定書の記載内容について総点検を行い、早急に改めるべきとの意見である。

上記意見について、特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室は、各行政機関の指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」及び指定書の「対象情報」の記載について、点検を実施し、その結果、計6件の指定書について修正が必要だと考えられる記載が発見されたため、当該指定書を所管する警察庁（1件<sup>4</sup>）及び外務省（5件<sup>5</sup>）において修正が行われた<sup>6</sup>。

<sup>4</sup> 当該特定秘密は「警-18」である。識別番号「警-18」は、指定の整理番号「19-201412-018-3ニ-001」のことである。その概要は「特定有害活動及びテロリズムの防止に活用される海外連絡装置の用に供する暗号の鍵（民生用のものを除く。）」である。

<sup>5</sup> 当該特定秘密は「外-5」、「外-6」、「外-7」、「外-12」及び「外-36」である。

識別番号「外-5」は、指定の整理番号「11-201412-0005-2ハ b-0001」のことである。その概要は「2007年8月10日に署名された「秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国との間の協定」の下で米側から我が国に提供された秘密軍事情報等のうち、米側において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているもの。」である。

識別番号「外-6」は、指定の整理番号「11-201412-0006-2イ a(a)-0001」のことである。その概要は「日米安全保障協議委員会の共同発表及び「日米防衛協力のための指針」に基づくものを始めとする日米安保体制の下で行われる日米間の協力に関する検討、確認、協議等についての情報であって、国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報（ただし、これらの情報については、その漏えいにより、日米の安全保障協力に関する手の内や能力が露見して対抗措置が講じられたり、米国政府との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が著しく損なわれたりする等により、米国政府との協力を含む我が国の安全保障に著しい支障を来すおそれがあるものに限る。）」である。

識別番号「外-7」は、指定の整理番号「11-201412-0007-2ハ a-0001」のことである。その概要は「北朝鮮による核・ミサイル開発に関する情報のうち、外務省が独自に収集した情報又は当該情報を分析して得られた情報であり、国民の生命及び身体の保護の観点から重要なものであって、公になることにより、我が国の情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力が露見し、

また、意見(1)後段は、現状において各省庁の特定秘密の内容を示す名称の付け方が平準化しているとは認められないことから、特定秘密保護法の運用基準よりも詳細、かつ、行政機関横断的な事項についてある程度統一した方針を定める必要があること、また、当該方針を定めた場合は広く公表すべきであることを求めるものである。

上記も含め、審査会意見(1)については、特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室において引き続き検討されている。

---

対抗措置が講じられ、あるいは、我が国の秘密保護に関する信用が著しく損なわれ、じ後の情報収集に著しい支障を来すおそれがあるもの。」である。

識別番号「外-12」は、指定の整理番号「11-201412-0012-2ハb-0002」のことである。その概要は「平成26年に外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）から国際情報統括官組織に対し、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているものとして、安全保障に関して提供のあった国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報及びそれを分析して得られた情報（情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。）」である。

識別番号「外-36」は、指定の整理番号「11-201501-0001-2ハb-0001」のことである。その概要は「平成27年に外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）から国際情報統括官組織に対し、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているものとして、安全保障に関して提供のあった国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報及びそれを分析して得られた情報（情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。）」である。

<sup>6</sup> 警察庁は平成28年12月28日付で、外務省は平成28年12月28日付及び平成29年3月8日付で、それぞれ修正を行った。なお、法務省及び公安調査庁は、内閣情報調査室と点検を行った結果、修正の必要はないと判断した旨審査会において言及している。また、経済産業省は、当省関係の資料については、特定秘密の内容が明らかにならない範囲で、内容が理解されるよう記載されている旨述べている。（いずれも、平成28年10月26日、衆議院情報監視審査会）

【意見(2)】 特定秘密を保有する行政機関の長は、指定された特定秘密ごとに特定秘密が記録された文書等の名称の一覧（特定秘密文書等管理簿）を、特定秘密ごとの文書等の件数とともに当審査会に提出すること。文書等の名称からその内容が推察しにくい場合は、文書等の内容を示す名称をもって説明すること。

内閣府独立公文書管理監は、特定秘密文書等管理簿を提出させ、それを基に文書等の内容を示す名称となっているか否かを審査し、不適切と思料するものについては改めること及びこれらの経過につき当審査会に報告することについて検討すること。

#### ア 意見(2)前段（特定秘密文書等管理簿及び特定秘密ごとの文書件数の提出を求めるもの）

意見(2)前段は、特定秘密ごとの行政文書件数の増減を把握することは、特定秘密保護制度の適切な運用を監視する上で最低限の指標となるとともに、審査会における調査に際し、特定秘密として指定されている情報を知る上でも、特定秘密が記録された行政文書の内容を適切に示す名称を知る必要があることから、指定された特定秘密ごとに特定秘密が記録された文書等の名称の一覧（特定秘密文書等管理簿）を、特定秘密ごとの文書等の件数とともに審査会への提出を求めたものである。

上記意見のうち、特定秘密ごとの文書等の件数については、各行政機関からそれぞれ提出された。他方、特定秘密が記録された文書等の名称の一覧（特定秘密文書等管理簿）については、内閣情報調査室より、現時点で各行政機関が文書の名称一覧を提出可能な特定秘密の一覧が提出された<sup>7</sup>。なお、特定秘密文書は、約 27 万件と多数であるとともに、文書の名称自体がそのままでは理解困難なもの<sup>8</sup>も少なくなく、それらを確認し、補足等をした上で全ての文書の名称一覧を提出することは困難であるとの認識が示された<sup>9</sup>。また、審査会からの求めがあれば更に対応することも可能であるが時間を要するとの説明があった。現在、審査会と政府との間で継続して調整中となっている。

なお、平成 28 年 5 月 12 日に開催された参考人からの意見聴取及び質疑

<sup>7</sup> 当該資料は、平成 28 年 10 月 14 日の審査会に、「審査会委員限り」という条件で提出された。

<sup>8</sup> 経済産業省から、当省で指定している 4 件に係る文書について、その名称はいずれも「プロダクト」という名称である旨説明があった（平成 28 年 10 月 26 日、衆議院情報監視審査会）。なお、経済産業省は、当審査会において、当該文書の内容について特定秘密に触れない範囲で補足説明を行った。

<sup>9</sup> 防衛省も、文書件数が約 7 万件と非常に多数であることから、その名称を全て把握することは困難であること、一部名称一覧を提出できるものについて準備を進めていることについて説明があった（平成 28 年 10 月 17 日、衆議院情報監視審査会）。

において、参考人から、特定秘密文書等管理簿は、自衛隊では関係する部隊ごとに管理しており、それを審査会に提出させることになれば、現場で大変な混乱が生じることから、部隊等地方機関が保有する分については、審査会が現地調査を行うなど、現場の実態に応じた対応をする必要があるとの指摘があった。

#### イ 意見(2)後段（独立公文書管理監による特定秘密文書の名称の検証方法の確立（審査会への報告を含む）を求めるもの）

意見(2)後段は、上記の意見(2)前段の意見を踏まえ、独立公文書管理監が、特定秘密の指定の適正を判断する際は、各行政機関から特定秘密文書等管理簿を提出させ、それを基に文書等の内容を示す名称となっているか否かを審査し、不適切と思料するものについては改めるような検証・監察方法を検討すること、併せて、これらの審査等の経過を当審査会に報告することについて検討を求めたものである。

上記意見について、独立公文書管理監は、一般論と断った上で、各行政機関に対する独立公文書管理監による検証・監察は、法令や運用基準に定められた既存のルールに基づいてコンプライアンスの観点から事後的にチェックを行うものであることから、名称の付け方について統一された方針がない段階では審査できないとの考えを示した。また、特定秘密保護規程等の内部規程で定められている特定秘密文書等管理簿の記載事項や様式を法令又は運用基準等により統一化することは、大幅な枠組み変更となり、慎重な検討が必要であるとの認識を示した。

なお、独立公文書管理監は、当審査会の意見を受けて、文書自体を直接確認することの重要性を改めて認識したとして、本年度実施中の検証・監察においては、従来よりも積極的な姿勢で文書を確認していると述べた。

**【意見(3)】** 特定秘密を指定する行政機関において、特定秘密を含む文書等の保存期間は、当該特定秘密の指定期間に合わせることも考慮した上で、それ以前の保存期間を設定する場合や特定秘密の指定期間満了前に当該特定秘密を含む文書等を廃棄する場合には、内閣府独立公文書管理監に合理的な説明を行うこととし、独立公文書管理監は、上記の運営状況について、定期的に当審査会に対し報告することとする制度を構築するよう検討すること。

また、1年間に廃棄した文書等及び今後1年以内に廃棄予定の文書等（特定秘密の指定期間が切れる場合を含む。）について、その件数と、文書等の名称（名称から文書等の内容が推察しにくい場合はその内容）を当審査会に報告すること。

**ア 意見(3)前段（独立公文書管理監による指定期間中の特定秘密文書の廃棄に係るチェック体制の確立（審査会への報告を含む）を求めるもの）**

意見(3)前段は、特定秘密の指定期間中に特定秘密を含む文書等が公文書管理法上の保存期間満了により廃棄される場合、外部チェックがないと不適切な廃棄が行われる可能性があり得ることから、特定秘密を指定する行政機関において、特定秘密を含む文書等の公文書管理法上の保存期間を当該特定秘密の指定期間に合わせることを原則とし、それ以前の保存期間を設定する場合や特定秘密の保存期間満了前に当該特定秘密を含む文書を廃棄する場合は、当該行政機関から独立公文書管理監に合理的な説明を行うこととし、独立公文書管理監は、上記の運用状況を当審査会へ定期的に報告する制度を構築するよう検討することを求めるものである。

上記意見について、独立公文書管理監は、本来移管すべき歴史公文書等に該当する、1年以上の保存期間が設定されたファイル等は一度廃棄されると決して元に戻すことができないことから、当該ファイル等の保存期間満了時の措置に関する検証・監察は重要な任務であると認識しており、慎重にも慎重を期して検証・監察に臨むとの認識を示した。他方、当審査会が求めた定期的な報告制度の構築について、独立公文書管理監は、現時点の考え方として、求めに応じての審査会での丁寧な報告、1つの検証・監察事項に区切りがついた段階や社会的関心と呼ぶ措置を講じた段階での随時報告などにより対応したいとの認識を示した。

なお、上記意見に関連して、特定秘密の指定期間以前に公文書管理法上の行政文書の保存期間を設定していた海上保安庁に対し、行政文書の保存期間が延長される可能性について質問があった。これに対し、海上保安庁

は、公文書管理法上の保存期間満了時に職務の遂行上の必要性について検討した上で延長を決定していること、今後は特定秘密の指定期間と公文書管理法上の文書の保存期間をできる限り合致させるよう検討を行っていきたい旨答弁した<sup>10</sup>。

**イ 意見(3)後段（過去1年間に廃棄した文書等及び今後1年以内に廃棄する文書等の件数並びに文書等の名称の審査会への報告を求めるもの）**

意見(3)後段は、特定秘密を含む文書の廃棄が適正に行われていることを確認するために、1年間に廃棄した文書等及び今後1年以内に廃棄予定の文書等について、その件数及び文書等の名称を審査会に報告することを求めるものである。

上記意見について、特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室は、公文書管理法上、行政文書ファイル単位で行政文書を管理することになっているため、廃棄に関するものについても、行政ファイル単位で報告したいとの認識を示した<sup>11</sup>。

---

<sup>10</sup> 平成28年10月17日、衆議院情報監視審査会

<sup>11</sup> 意見(3)後段について、各行政機関は、概ね内閣情報調査室が中心となって政府としての対応を検討している旨述べているが、防衛省は、統一的な行政ファイル単位での提出について特に言及した（平成28年10月17日、衆議院情報監視審査会）。

**【意見(4)】** 政府においては、当審査会への説明に際し、特定秘密以外の秘密等不開示情報の解除など事前に十分な準備を行ってから審査会に出席し、答弁すること。特に、国会に対する説明責任と審査会に対する情報提供の在り方について改めて検討すること。

○ 意見(4)

意見(4)は、当審査会において、特定秘密そのものではない事項についても、政府は「答弁を差し控える」旨の答弁をすることが多かったことから、当審査会が様々な特定秘密の保護措置を講じていることに鑑み、当審査会における答弁に当たっては、しかるべき事前の準備を行い、審査会に出席するよう要請するものである。

上記意見について、制度を所管する内閣情報調査室及び各関係行政機関からは、当審査会の説明に際しては、事前に十分な準備を行うよう努めたい、誠実に対応したいとの認識が示された。

**【意見(5)】** 特定秘密指定管理簿及び特定秘密指定書の内容について、不開示部分とされている部分を除き、各行政機関の長が積極的に公表すること及び内閣情報調査室は、これらの公表結果を取りまとめ、特定秘密全体の指定件数とともに総括的な閲覧を可能とすることについて検討を行うこと。また、特定秘密指定管理簿の特定秘密の概要の記載について、他省庁と同様の記述となっているものについては、審査会においてそれぞれの相違点を明確に答弁すること。

**ア 意見(5)前段（指定管理簿及び指定書の公表並びに公表結果の総括的閲覧を可能とするよう求めるもの）**

意見(5)前段は、指定管理簿及び指定書の内容は、情報公開法の規定に基づき、不開示部分を除き、既に開示されていることから、特定秘密保護制度に対する国民の懸念を払拭するためにも、各行政機関の長がこれらを積極的に公表するとともに、特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室が、これらの公表結果を取りまとめ、特定秘密全体の指定件数と総括的な閲覧を可能とすることについて検討するよう求めたものである。

上記意見について、内閣情報調査室は、行政機関の指定管理簿及び指定書の積極的な公表に関しては、諸外国の状況も見ながら引き続き慎重に検討したいとの認識を示した。

なお、平成28年5月12日に開催された参考人からの意見聴取及び質疑において、参考人から、指定管理簿及び指定書等、関係文書の公表に当たっては、国の安全保障を毀損することのないよう、その表現について特段の注意を払うようお願いしたいとの指摘があった。

**イ 意見(5)後段（関係行政機関間で特定秘密の概要が同様の記述である場合に明確な説明を求めるもの）**

意見(5)後段は、当審査会が、本調査に当たり、特定秘密の政府内及び各行政機関内における共有の在り方にも関心があること、また、指定管理簿を基にして行政機関横断的に監視していることから、指定管理簿の特定秘密の概要の記載について、他省庁と同様の記述となっているものについては、審査会においてそれぞれ相違点を明確に答弁されることを求めたものである。

上記意見について、特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室からは、行政機関間の相違点について、適切な答弁に努めたいとの説明があった<sup>12</sup>。

<sup>12</sup> なお、法務省と内閣官房が保有する特定秘密の相違について問われた法務省は、法務省としては、内閣官房の保有する情報の具体的内容を知り得る立場にないことから、これについては答えられない旨回答した。（提供元から提供を受けてない情報について、当省とは関係ないかとの問い合わせをすることはしない。）（平成28年10月26日、衆議院情報監視審査会）

**【意見(6)】 内閣府独立公文書管理監の活動・機能等について当審査会として重大な関心を持っていることから、審査会に定期的に活動状況報告を行うこととする運用基準の改正等を検討すること。**

○ 意見(6)

意見(6)は、独立公文書管理監の特定秘密に関する検証・監察が適正に行われているかは、当審査会の重大な関心事項であるにもかかわらず、独立公文書管理監と当審査会との関係は曖昧なものとなっていることから、独立公文書管理監が、当審査会に定期的に活動状況報告を行うこととする運用基準の改正等を検討することを求めるものである。

上記意見について、独立公文書管理監は、現時点の考え方として、当審査会の求めがあった際の審査会での丁寧な報告、1つの検証・監察事項に区切りがついた段階や社会的関心と呼び措置を講じた段階での随時報告などで対応したいとの認識を示した。

○平成27年「政府に対する意見」（審査会意見）への政府の対応状況  
（総括表）

【意見(1)】 特定秘密の内容を示す名称（特定秘密指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」及び特定秘密指定書の「対象情報」の記載）は、特定秘密として取り扱われる文書等の範囲が限定され、かつ、具体的にどのような内容の文書が含まれているかがある程度想起されるような記述となるように、政府として総点検を行い、早急に改めること。

その上で、各行政機関が特定秘密の内容を示す名称の付け方に関し、各行政機関の間でばらつきが出ないように、横断的な事項について政府としてある程度統一した方針を策定し、公表すること。

〔特定秘密保護法を所管する内閣情報調査室の説明〕

全行政機関の指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」及び指定書の「対象情報」の記載について、内閣情報調査室が点検を実施し、計6件の指定書について修正が必要だと考えられる記載が発見された。その後、当該指定書を保有する警察庁及び外務省において修正が行われた。

〔その他行政機関の対応状況〕

法 務 省： 特定秘密の内容を示す名称については、当省でも点検を行い、その結果として、現在（平成28年10月26日）のままで修正の必要はないものと判断した。

公安調査庁： 特定秘密の内容を示す名称について、内閣情報調査室と協力して点検を行った結果、いずれも修正の必要はないと判断した。

経済産業省： 当省関係の資料については、特定秘密の内容が明らかにならない範囲で、特定秘密について理解を得られるような記載がなされている。

<まとめ>

各行政機関の特定秘密の内容を示す名称の記述については、内閣情報調査室による点検により、計6件の指定書の記載について修正されることとなったが、当該名称の付け方についてある程度統一した方針の策定については、特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室において引き続き検討されている。

【意見(2)】 特定秘密を保有する行政機関の長は、指定された特定秘密ごとに特定秘密が記録された文書等の名称の一覧（特定秘密文書等管理簿）を、特定秘密ごとの文書等の件数とともに当審査会に提出すること。文書等の名称からその内容が推察しにくい場合は、文書等の内容を示す名称をもって説明すること。

内閣府独立公文書管理監は、特定秘密文書等管理簿を提出させ、それを基に文書等の内容を示す名称となっているか否かを審査し、不適切と思料するものについては改めること及びこれらの経過につき当審査会に報告することについて検討すること。

#### 〔特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室の説明〕

特定秘密ごとの特定秘密が記録された行政文書等の件数及び各行政機関が提出可能な文書の名称の一覧を提出した。

なお、特定秘密文書は、約 27 万件と多数であるとともに、文書の名称自体がそのままでは理解困難なものも少なくなく、それらを確認し、補足等をした上で一度に全ての文書の名称一覧を提出することは困難である。なお、審査会からの求めがあれば提出したもの以外についても提出することは可能であるが時間を要する。

#### 〔独立公文書管理監からの説明〕

特定秘密文書等管理簿の関係については、基本的に内閣官房において検討されている文書等の名称の一覧あるいは特定秘密の内容を示す名称がどのようなものになるのかを把握しなければ、検討、判断が困難な性質の課題であると考えている。

一般論として、各行政機関に対する検証・監察は、法令や運用基準に定められた既存のルールに基づいて、コンプライアンスの観点から事後的チェックとして行うものであり、名称のつけ方について統一された方針がない段階では、審査できないと考えている。

他方、特定秘密文書等管理簿の記載事項や様式は、特定秘密保護規程等の内部規程で定められているのが現状であり、これを法令または運用基準等で統一的にルール化するのは、かなり大幅な枠組み変更となり、慎重な検討が必要となるのではないかと考えている。

いずれにせよ、情報監視審査会の御意見を受けて、文書自体を直接確認することの重要性を改めて認識したところであり、本年度実施中の検証、監察においては、これを念頭に置きながら、例えば、8月9日付で是正の求めや指摘を行った際には、従来より積極的な姿勢で文書を確認した。

検証・監察の手法等については、よりよいものとするべく、引き続き取り組んでいきたい。

**【その他行政機関の対応状況】**

**国家安全保障会議**：① 国家安全保障会議においては、特定秘密を記録する文書を保有していない。これは、国家安全保障会議設置法第 12 条において、国家安全保障会議の事務は、内閣官房国家安全保障局において処理することとされており、国家安全保障会議が指定した特定秘密を記録する文書は、内閣官房国家安全保障局が作成または保管しているためである。その上で、内閣官房国家安全保障局において保管している国家安全保障会議の指定に係る文書の保有状況について御説明する。[不開示情報]。

② 特定秘密が記録された文書などの名称一覧に関する報告については、現在（平成 28 年 10 月 14 日）、準備を進めている。

**内閣官房（国家安全保障局）**：① 特定秘密たる情報を記録する文書の件数は、[不開示情報]。

② 特定秘密が記録された文書などの名称一覧については、現在（平成 28 年 10 月 14 日）準備中である。

**警察庁**：文書件数の一覧うち情報収集衛星関連の 11 件は、それぞれ[不開示情報]の数字が並んでいる。平成 26 年中の件数は[不開示情報]を超えるものである。

**総務省**：総務省が保管する特定秘密ごとの文書件数は、平成 27 年 12 月 31 日時点で、その内訳は[不開示情報]となっている。

**法務省**：特定秘密が記載された文書等の名称の一覧を特定秘密ごとの文書等の件数とともに審査会に提出するということであるが、当省においては、特定秘密の件数は 1 件のみであり、これに該当する文書数は 3 件である。

**公安調査庁**：特定秘密が記録された文書等の名称の一覧については、政府として統一的な対応をとるべく、内閣情報調査室と調整をしており、現在（平成 28 年 10 月 26 日）準備を進めているところである。

**経済産業省**：文書の名称及び件数は、内閣官房において全体について整理をされているところと承知しているが、経済産業省における 4 件の指定については、平成 27 年 12 月 31 日時点で[不開示情報]件存在する。いずれも「プロダクト」という名称の情報収集衛星等の画像情報、分析情報に関する文書である。

防衛省：① 特定秘密ごとの特定秘密が記録された文書の件数については既に提出した。

② 特定秘密ごとの特定秘密が記録された文書等の名称の一覧については、文書件数が約7万件と非常に多数であり、その名称の全てを把握することは困難な状況である。なお、一部文書等の名称一覧を提出できるものについては、その準備を進めている。

#### <まとめ>

特定秘密ごとの文書件数は、非開示情報という前提で、全ての関係行政機関より審査会に提出された。

指定された特定秘密ごとに特定秘密が記載された文書等の名称の一覧については、内閣情報調査室より、現時点で各行政機関が文書の名称一覧を提出可能な特定秘密の一覧が提出された。

また、件数が多数である等の理由から一度に全ての文書の名称一覧を提出することは困難であるとの認識が示されている。なお、審査会からの求めがあれば既に提出した特定秘密が記載された文書等の名称の一覧に限定されるものではないが、時間を要するとの認識が示された。

**【意見(3)】** 特定秘密を指定する行政機関において、特定秘密を含む文書等の保存期間は、当該特定秘密の指定期間に合わせることも考慮した上で、それ以前の保存期間を設定する場合や特定秘密の指定期間満了前に当該特定秘密を含む文書等を廃棄する場合には、内閣府独立公文書管理監に合理的な説明を行うこととし、独立公文書管理監は、上記の運営状況について、定期的に当審査会に対し報告することとする制度を構築するよう検討すること。

また、1年間に廃棄した文書等及び今後1年以内に廃棄予定の文書等（特定秘密の指定期間が切れる場合を含む。）について、その件数と、文書等の名称（名称から文書等の内容が推察しにくい場合はその内容）を当審査会に報告すること。

#### **[特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室の説明]**

公文書管理法上、単独で管理することが適当であると認められるものを除き、原則として行政文書ファイル単位で行政文書を管理することになっている。廃棄についても、原則として行政文書ファイル単位で行われている。

一方で、特定秘密文書については、各行政機関が定める特定秘密の保護に

関する規程により、一般の行政文書とは別に、その作成及び廃棄について特定秘密文書等管理簿に記録することとされている。そこで、この特定秘密文書等管理簿に基づき、特定秘密が記載された行政文書の廃棄の状況を把握することも考えられる。しかし、平成 27 年 12 月 31 日時点において、全行政機関における特定秘密文書数は約 27 万件あり、仮に特定秘密文書の廃棄状況について把握しようとするれば各行政機関の各課や部隊等が管理している特定秘密文書等管理簿をその職員が確認する必要があり、作業には多くの困難があり、行政活動への影響も懸念される。そのため、本件意見については、行政文書ファイル単位での報告を考えている。

#### [独立公文書管理監からの説明]

本来移管すべき特定行政文書ファイル等、すなわち歴史公文書等に該当する 1 年以上の保存期間が設定されたファイル等がひとたび廃棄されてしまえば、決して元に戻すことはできない。その保存期間満了時の措置に関する検証・監察は、私どもの重要な任務であると認識している。

私どもの検証・監察を経ることなく特定行政文書ファイル等の廃棄は行われないうこととされており、慎重の上にも慎重を期して検証・監察に臨んでまいっている所存である。

#### [その他行政機関の対応状況]

**国家安全保障会議：** 廃棄した文書に関する報告については、現在（平成 28 年 10 月 14 日）、準備を進めている。

**内閣官房（国家安全保障局）：** 廃棄された文書に関する報告については、現在（平成 28 年 10 月 14 日）準備中である。

**法務省：** 1 年間に廃棄した文書については、当省としてはいずれも、該当するものはない。

**公安調査庁：** 過去 1 年間に廃棄した文書等、それから今後 1 年以内に廃棄予定の文書等の件数及び名称について、政府として統一的な対応をとるべく、内閣情報調査室と報告の方法等について相談し、検討しているところである。

**経済産業省：** 現時点（平成 28 年 10 月 26 日）で廃棄した文書は存在しないが、今後廃棄する可能性のある文書については、指摘も踏まえ、公文書管理法にのっとり、廃棄するか保存期間を延長するかなどについて、引き続き、独立公文書管理監と協議をしていきたい。

**海上保安庁：** ①（特定秘密の指定の有効期間と公文書管理法上の行政文書の保存期間が異なっていることを問われ）当該特定秘密文書の公文書管理法上の保存期間を、当該文書の適正管理及び利用すべき期間

という観点から検討し、必要最低限の1年としたため、特定秘密の指定の有効期間と乖離が生じている。今後、特定秘密の指定の有効期間と公文書管理法上の保存期間については、できるだけ合わせるよう、検討を行っていきたいと考えている。

②（特定秘密文書が突然廃棄されることのないようにすべきとの意見に対し）そのように検討してまいりたい。

**防衛省：** 過去1年間に廃棄した文書等及び今後1年以内に廃棄予定の文書等に関する件数及び名称について、行政文書ファイル単位で報告する方向で準備を進めている。

#### <まとめ>

特定秘密の指定期間中に特定秘密が記載された行政文書が公文書管理法上の保存期間満了により廃棄される場合のチェックについては、独立公文書管理監から、歴史公文書の廃棄の検証・監察は極めて重要な任務であり、引き続き慎重に対応したいと認識が示された。他方、当該チェックに係る運用状況の定期的な報告制度の構築については、特段の言及はなかった。

過去1年間に廃棄された文書等及び今後1年以内に廃棄される予定の文書等の件数並びに文書等の名称の提出については、制度を所管する内閣情報調査室より、公文書管理法に基づき、行政ファイル単位で報告したいとの認識が示された。

**【意見(4)】** 政府においては、当審査会への説明に際し、特定秘密以外の秘密等不開示情報の解除など事前に十分な準備を行ってから審査会に出席し、答弁すること。特に、国会に対する説明責任と審査会に対する情報提供の在り方について改めて検討すること。

#### 〔特定秘密保護法を所管する内閣情報調査室の説明〕

情報監視審査会への説明に際しては、事前に十分な準備を行うよう努めたい。

#### 〔その他行政機関の対応状況〕

**法務省：** 審査会に対する適切な説明を求めるという内容のものであるが、当省としては、しっかり準備して誠実に対応したい。

**公安調査庁：** 審査会の説明に際しては、引き続き、事前に十分な準備を行うよう努めてまいりたい。

**経済産業省：** 情報監視審査会は秘密会であるため、配付している資料については、全て不開示部分（黒塗り）を解除している。

海上保安庁： 情報監視審査会への説明に際しては、事前に十分な準備を行うよう努めてまいりたい。

<まとめ>

制度を所管する内閣情報調査室及び各関係行政機関からは、当審査会の説明に際しては、事前に十分な準備を行うよう努めたい、誠実に対応したいとの認識が示された。

【意見(5)】 特定秘密指定管理簿及び特定秘密指定書の内容について、不開示部分とされている部分を除き、各行政機関の長が積極的に公表すること及び内閣情報調査室は、これらの公表結果を取りまとめ、特定秘密全体の指定件数とともに総括的な閲覧を可能とすることについて検討を行うこと。また、特定秘密指定管理簿の特定秘密の概要の記載について、他省庁と同様の記述となっているものについては、審査会においてそれぞれの相違点を明確に答弁すること。

【特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室の説明】

指定管理簿及び指定書の積極的な公開については、諸外国の状況を見ながら、引き続き慎重に検討したい。指定管理簿の特定秘密の概要の記載について、行政機関間の相違点についても、適切に答弁するよう努める。

【その他行政機関の対応状況】

法務省： 指定書等の積極的な公表を求める内容であるが、これについては、政府として慎重に検討する必要があるというのが現時点での統一的な考え方であるものと承知しており、内閣情報調査室とも連携し、対処したい。

<まとめ>

制度を所管する内閣情報調査室から、指定管理簿及び指定書の公開については、諸外国の状況を見ながら、引き続き慎重に検討したいとの認識が示された。

指定管理簿上の特定秘密の概要が各行政機関で同様の記述の場合については、その相違点について、適切に答弁するよう努めたいとの認識が示された。

なお、平成28年10月26日の審査会において、法務省と内閣官房が保有する特定秘密の相違について問われた法務省は、法務省としては、内閣官房の保有する情報の具体的内容を知り得る立場にないことから、これについては

答えられないと回答した。

**【意見(6)】 内閣府独立公文書管理監の活動・機能等について当審査会として重大な関心を持っていることから、審査会に定期的に活動状況報告を行うこととする運用基準の改正等を検討すること。**

**[独立公文書管理監からの説明]**

これまでも、情報監視審査会の求めに応じて私どもの活動状況等について折々に報告を行った。平成28年8月9日付で初めての是正の求めを行った際には、委員に個別に資料を配付し、説明させていただく機会を設けた。

今後とも、今回の是正の求め等について要求があれば情報監視審査会の場で改めて丁寧に御報告をすることや、1つの検証・監察事項に区切りがついた段階、社会的関心と呼ぶ措置を講じた段階において随時御報告するなど、誠実に対応してまいりたい。

**<まとめ>**

独立公文書管理監の活動状況の審査会への定期的報告について運用基準の改正等を検討することについて、独立公文書管理監からは特段の説明はなく、現時点の考え方として、求めに応じての審査会への報告や1つの検証・監察事項に区切りがついた段階などで随時報告することで対応したいとの認識が示された。

※ なお、審査会意見に対し、外務省及び防衛装備庁からは特段の報告はなかった。

#### 4 情報監視審査会の指摘に基づき、政府において措置を講じた事項

平成 27 年審査会意見への対処以外の事項において、審査会における各委員からの指摘等により政府において措置を講じた事項について下記にとりまとめた。

審査会における指摘事項	政府において措置を講じた事項
<p>①適性評価実施担当者と人事担当者が同一人である場合、適性評価の実施結果が人事評価及び任用に影響するおそれがある。したがって、適性評価実施担当者と人事担当者は分けるべきではないか。</p> <p>[平成 28 年 3 月 23 日審査会]</p>	<p>[回答] 内閣官房</p> <p>○適性評価実施担当者である課長補佐が人事評価及び任用にもかかわっていた警察庁及び防衛省防衛監察本部との間で調整を行い、適性評価の実施事務を担当する課長補佐級以下の担当者につき、人事評価及び任用に直接関与しないこととした。</p> <p>○内閣官房から、関係行政機関に対し、当該事項に関する事務連絡を发出し、趣旨の徹底をお願いした。</p> <p>[平成 28 年 10 月 14 日審査会]</p>
<p>②防-250<sup>13</sup>の指定書の指定に係る情報には、当該特定秘密の対象となる期間が明記されているが、指定管理簿には当該期間が明記されていないため、指定管理簿にも指定書に合わせて期間を明記すべき。</p> <p>[平成 28 年 10 月 17 日審査会]</p>	<p>[回答] 防衛省</p> <p>御指摘を踏まえ、指定管理簿にも期間を明記するよう検討する。</p> <p>[平成 28 年 10 月 17 日審査会]</p>
<p>③ (i) 特定秘密管理者の官職を不開示とすることに合点がいかない。再度検討してもらいたい。</p> <p>(ii) 他の行政機関で公開している特定秘密管理者の官職をなぜ法務省だけが開示できないのか。外国政府においても同等の部局が</p>	<p>[回答] 法務省</p> <p>当初、指定書における指定の整理番号の一部について、入国管理局の番号を表わす「m」の部分、「当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職」、「当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲」の</p>

<sup>13</sup> 識別番号「防-250」は、指定の整理番号「18-201504-003-1ロ a-001」のことである。その概要は、「自衛隊指揮通信システム隊が実施する情報収集に関する研究に係る情報」である。

<p>存在することから、法務省の当該部局名を不開示とすることは理解できない。</p> <p>[平成 27 年 11 月 19 日 審査会]</p> <p>※当審査会での各委員からの指摘を受け、特定秘密管理者の官職及び当該部局名等を特定秘密保護法施行 1 年間の運用状況等を踏まえ、改める旨の申出があり、これを認めた。</p> <p>[平成 28 年 1 月 20 日 審査会]</p>	<p>部分を不開示情報としていた。</p> <p>しかしながら、衆議院情報監視審査会からの御指摘をいただき、改めて省内で検討し、これまでの運用を改め、これらの記載を開示するという取扱いに変更した。</p> <p>[平成 28 年 10 月 26 日 審査会]</p>
<p>④特定秘密文書が不存在の特定秘密の在り方について、審査会において種々指摘を行い政府に措置を求めた。</p> <p>※その概要は、本報告書「第 3 3 (1) 特定秘密文書不存在問題」において記載している。</p>	<p>[回答] 内閣官房及び関係行政機関</p> <p>審査会から問題があると指摘されたものに対し、一定の措置が図られることとなった。</p> <p>※その概要は、本報告書「第 3 3 (1) オ 当審査会の指摘を受けた政府における措置」において記載している。</p>
<p>⑤平成 27 年審査会意見(1)</p> <p>特定秘密の内容を示す名称（特定秘密指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」及び特定秘密指定書の「対象情報」の記載）は、特定秘密として取り扱われる文書等の範囲が限定され、かつ、具体的にどのような内容の文書が含まれているかがある程度想起されるような記述となるように、政府として総点検を行い、早急に改めること。</p>	<p>[回答] 内閣官房</p> <p>全行政機関の指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」及び指定書の「対象情報」の記載について、①特定秘密保護法第 3 条に定める特定秘密の指定要件がそのまま対象情報として記載されていないかどうか、②対象情報の記載から特定秘密保護法別表のいずれかの事項に該当するか判別できるかどうか、という 2 つの観点から点検を実施し、その結果、計 6 件の指定書について修正が必要だと考えられる記載が発見されたため、当該指定書を所管する警察庁（1 件）及び外務省（5 件）は修正を行った。</p> <p>[平成 28 年 10 月 26 日 審査会]</p>

<p>⑥独立公文書管理監は、特定秘密に係る全文書を見ることができる立場であり、実際の調査に当たっては特定秘密文書自体を直接確認した上で検証・監察を行うべきだ。</p> <p>[平成 27 年 9 月 25 日審査会]</p>	<p>[回答] 独立公文書管理監</p> <p>御指摘を受けて、文書自体を直接確認することの重要性を改めて認識したところであり、本年度実施中の検証、監察においては、これを念頭に置きながら、例えば、8月9日付で是正の求めや指摘を行った際には、従来より積極的な姿勢で文書を確認した。</p> <p>[平成 28 年 10 月 14 日審査会]</p>
--	---

## 5 今後の調査方針及び課題

本年次報告書の対象期間中、当審査会は、特定秘密の実施状況について、①本来国民に開示されるべき情報が省庁による恣意的な運用により特定秘密に指定され、隠蔽されていないか、②本来、特定秘密に指定すべき情報を極秘や秘に指定するなど省庁が適切に指定を行っていない場合があるのではないか、の主に2つの観点から調査を進めた。

具体的には、必要な資料の提供を求めたうえで、関係行政機関に対し調査を進めた結果、特定秘密が記録された行政文書不存問題、古い行政文書を特定秘密文書として指定する場合の手続の在り方などの課題が浮上した。特定秘密が記録された行政文書不存の問題については、重ねて調査を進めた結果、政府による一定の措置が取られた。また、古い行政文書を特定秘密文書として指定する場合の手続の在り方については、特定秘密の提示を求め調査を実施した。他方、これらを含む調査を進める中で得られた様々な問題点や課題のうち、未解決の事項については、引き続き調査を続行する必要がある。

審査会へ資料提出を求めた、指定された特定秘密ごとに特定秘密が記録された文書等の名称の一覧（特定秘密文書等管理簿）並びに過去1年間に廃棄した文書等及び今後1年以内に廃棄予定の文書等の件数・文書等の名称、廃棄理由については、特定秘密保護制度の適切な運用を監視する上でも必要な資料であることから、引き続き、その提出を求めるものである。なお、特定秘密文書等管理簿については、有識者からの指摘も踏まえ、現地調査の可能性も検討する。

昨年来の課題のうち、内閣衛星情報センターから各行政機関に提供された画像情報の取扱いについては、経済産業省が同センターから提供を受けていた特定秘密の提示を受けた上で、調査を実施した。他方、国家安全保障会議の4大臣会合における議論についての情報開示の在り方や外務省等の特定秘密の指定の在り方については、引き続き調査を行う必要がある。

また、平成27年12月1日より実際の運用が開始された適性評価については、各関係行政機関における制度の運用状況を把握することを中心に調査を進めたが、引き続き調査を進めることとする。

なお、本年次報告書及び当審査会の活動に対する有識者からの意見聴取については、昨年に引き続き、聴取する場を設け、今後の調査方針や来年度の報告書作成などの参考としたい。上記を踏まえ、今後の調査については、以下の調査方針（工程表）に基づき引き続き実施を継続し、必要に応じて随時特定秘密の提出・提示を求めるなど、一層の深化、具体化を図ることとする。また、通常の調査とは別に特定課題についても、海外の事例などを参考とし、引き続き検討を進める。

# 今後の調査方針（工程表）

平成29年

3月

12月

全体の動き  
(特定秘密の  
提出・提示)

- 政府からの国会報告⇒説明聴取・質疑
- ① 特定秘密指定管理簿の受領、② 指定書等補足資料受領、
- ③ 特定秘密文書等の件数、名称の一覧/廃棄・廃棄予定の件数、その名称及び廃棄理由
- ④ 審査会意見に対する対応

特定秘密を含む  
不開示情報の  
提出・提示

- 外務省等特定秘密の指定の在り方（指定書の記載方法/項目立て等）（継続）
- 内閣官房と他省庁との情報協力・提供の在り方（法務省）
- 特定秘密文書等管理簿の閲覧（外務省、防衛省、総務省、警察庁等）

独立公文書  
管理監

- 総理報告  
独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告を公表
- 報告について  
説明聴取・質疑
- 定期的な活動状況報告及び質疑

適性評価

- 政府からの国会報告⇒説明聴取・質疑

年次報告書  
の作成

- ⇒ ■ 有識者等からのレビュー  
(参考人質疑)
- ⇒ ■ 次年度報告書へ反映
- 随時報告書について議論

主な課題  
(特定秘密の  
提出・提示)

- 個別省庁
  - ・ 国家安全保障会議（NSC）等
  - ・ 海上保安庁
- 省庁共通の関心事項のさらなる深掘り
  - 4 大臣会合の議事録及び谷内国家安全保障局長の会談録の検証（継続）
  - 海上保安庁が行った情報協力業務の検証（継続）
  - 文書の保存期間と特定秘密の指定期間/特定秘密文書の廃棄
  - 各行政機関内部における検査の充実（内容の実質化）
  - サードパーティーの検証
- 特定課題について議論

※ 上記は主なものであり、調査を進めるに当たり、その他の事項の追加や変更もあり得る。

## 第2 調査及び審査の経過

### 1 調査

本年次報告書が対象とする期間（平成28年2月1日～平成29年1月31日）中、審査会を12回開催した。

平成28年3月30日、平成27年年次報告書を協議・決定し、同日、大島議長に対し提出した。また、同年5月12日には、同報告書について参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

内閣から受領した「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（国会報告）について、同年5月18日に説明を聴取したほか、関係行政機関から説明聴取及び質疑を行った。

その主な経過は以下のとおりである。

国会 回次	年月日 (審査会回次)	主な経過
第 百 九 十 回 国 会	28.3.23 (第2回)	1 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。  2 各行政機関における適性評価の実施状況（平成27年11月30日現在）について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 内閣官房及び独立公文書管理監
	3.30 (第3回)	平成27年年次報告書について、協議決定した。 (委員外出席者) 議 長 大島 理森君 副議長 川端 達夫君  審査会后、会長から平成27年年次報告書を議長に提出した。

国会 回次	年月日 (審査会回次)	主な経過
第 百 九 十 回 国 会  (つづき)	4. 1	会長は、本会議において、平成 27 年年次報告書についての報告を行った。
	4. 20 (第 4 回)	<p>1 外務省における特定秘密の指定の在り方について、政府参考人に質疑を行った。 (政府参考人) 外務省</p> <p>2 平成 27 年年次報告書について、参考人から意見を聴取することに、協議決定した。</p>
	4. 26	国会法第 102 条の 14 の規定に基づき、内閣から「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」(国会報告)を受領した。
	5. 12 (第 5 回)	<p>平成 27 年年次報告書について、参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 國見 昌宏君 中村 滋君 三木由希子君</p>
	5. 18 (第 6 回)	<p>「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」(国会報告)について岩城国務大臣から説明を聴取した。 (委員外出席者) 議 長 大島 理森君 副議長 川端 達夫君 国務大臣 岩城 光英君</p>

国会 回次	年月日 (審査会回次)	主な経過
第百九十一回国会	8. 1	第 191 回国会（臨時会）召集 （会期 3 日間、 8. 3 まで）
第百九十一回国会 （閉会中）	8. 31 ～ 9. 11	海外派遣（イギリス、ドイツ、アメリカ） 衆議院欧米各国における情報機関に対する議会監視等実情調査議員団 団 長 額賀福志郎君（自民） 岩屋 毅君（自民） 後藤 祐一君（民進） 井出 庸生君（民進）
第百九十二回国会	9. 26	第 192 回国会（臨時会）召集 （会期 80 日間、延長 1 回 3 日間、会期実数 83 日間、12. 17 まで）
	10. 14 (第 1 回)	1 特定秘密の保護に関する制度の運用並びに特定秘密の指定・解除及び特定秘密文書の管理の適正確保のための検証・監察等について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 2 内閣官房及び国家安全保障会議における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (委員外出席者) 内閣府副大臣 盛山 正仁君 (政府参考人) 内閣官房及び独立公文書管理監

国会 回次	年月日 (審査会回次)	主な経過
第 百 九 十 二 回 国 会 (つづき)	10.17 (第2回)	海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁
	10.26 (第3回)	警察庁、総務省、法務省、公安調査庁及び経済産業省における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 警察庁、総務省、法務省、公安調査庁及び経済産業省
	11. 9 (第4回)	外務省における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 外務省
	11.21 (第5回)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定秘密が記録された行政文書の在り方について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 内閣官房、公安調査庁、外務省、防衛省及び防衛装備庁</li> <li>2 特定秘密提示要求に関する件について、協議決定し、特定秘密の提示を要求する決議を行った。</li> </ol>

国会 回次	年月日 (審査会回次)	主な経過
第百九十二回国会(つづき)	11.30 (第6回)	<p>1 警察庁における特定秘密の指定及び取扱状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。なお、警察庁から、特定秘密の提示を受けた。</p> <p>2 経済産業省及び資源エネルギー庁における特定秘密の指定及び取扱状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。なお、経済産業省から、特定秘密の提示を受けた。 (政府参考人) 警察庁、経済産業省及び資源エネルギー庁</p>
第百九十三回国会	29. 1.20	第193回国会(常会)召集 (会期150日間、6.18まで)
	1.30 (第1回)	<p>1 行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する件(特定秘密が記録された行政文書の在り方)について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。</p> <p>2 行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する件(国家安全保障会議における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況)について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 内閣官房</p>

## 2 審査

本年次報告書が対象とする期間中、委員会等からの審査の申出はなかった。

### 第3 調査を行った事項

平成28年4月26日、国会法第102条の14に基づき、内閣から「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」(国会報告)及び指定管理簿を受領した。その後、5月18日、岩城国務大臣から国会報告について説明を聴取した。

調査における第1巡として、内閣情報調査室及び独立公文書管理監から、「特定秘密保護制度の運用や管理の適正確保のための検証・監察等」について説明を聴取するとともに、政府に対し資料要求を行い、提出された資料に基づき調査対象とした行政機関から、特定秘密ごとにその内容や指定の在り方について審査会で説明を聴取し、質疑を行った。

第1巡の説明及び質疑の後に、さらなる不明点をたやすため、対象行政機関を絞り込み、第2巡として、当該行政機関から事前に通告した質問項目について説明(回答)を聴取した後、さらに質疑を行い、議論を深めていくという方法で調査を行った。(「7 調査の方法」参照)

以下の1～6については、工程表に対応した分類で整理したものである。

#### 1 制度全体

当審査会において、特定秘密保護制度全体に係る事項について、政府から説明を聴取し、質疑を行った。

なお、原則として、行政機関ごとに、政府参考人からの説明概要、委員からの主な質疑・意見及び政府参考人の答弁についての概要・趣旨を記載した。

記載に当たり、当審査会は、原則非公開で、種々の保護措置を講じた上で調査を行っていること等を考慮し、政府の不開示情報については記載しないとともに、若干の表現上の工夫を加えている。

また、[不開示情報]と記載した部分は、当審査会の調査において政府から開示を受けているものの、表現上の工夫を加えても不開示情報に抵触するため、報告書の公表に当たり不記載とした部分である。

## (1) 岩城国務大臣からの報告聴取

平成 28 年 5 月 18 日、岩城国務大臣から国会報告の説明を聴取した<sup>1</sup>。



(岩城国務大臣からの報告聴取)

## (2) 内閣官房（内閣情報調査室）からの説明聴取

平成 28 年 10 月 14 日、政府参考人から特定秘密保護法第 19 条の規定に基づく国会報告の概要等について説明を聴取し、質疑を行った。同日の調査においては、盛山内閣府副大臣の出席を得た。その概要は次のとおりである。なお、政府から説明のあった当審査会の年次報告書に明示した意見（審査会意見）への対応については、「第 1 3 平成 27 年「政府に対する意見」への政府の対応状況」にまとめて記載している。

### ア 特定秘密の指定解除

平成 28 年国会報告では、平成 27 年中は特定秘密の指定の解除はない旨の記載をしていたが、28 年 4 月以降、警察庁、外務省及び防衛省の計 5 件の特定秘密について、指定の解除が行われた。これら 5 件は、人的情報源となった者や誘導武器に関する情報等、いずれも関係行政機関が継続的に収集している情報であり、これまでの実績から、特定秘密に該当する情報を入手する可能性が高く、かつ、当該情報が出現した段階で的確に保護する必要があると判断し、あらかじめ特定秘密として指定した。しかしながら、対象期間である平成 27 年中または 27 年度中において、結果的に

<sup>1</sup> 参考資料「4 岩城国務大臣の報告（平成 28 年 5 月 18 日、衆議院情報監視審査会）」参照

特定秘密に該当するような情報の入手に至らなかったため、指定を解除するに至った。

#### イ 当審査会からの要求

情報監視審査会から政府に対して要求のあった指定書及び新旧を整理した一覧表、指定管理簿補足資料及び適性評価に関する資料は、全行政機関提出済みと理解している。

#### ウ 当審査会が特定秘密を見る際、サードパーティールール<sup>2</sup>等に当たる場合の政府の対応方針

現時点では、情報提供元に提供の可否が確認可能な場合は確認して提出すること等を検討中である。

### (3) 独立公文書管理監からの説明聴取

平成 28 年 3 月 23 日、独立公文書管理監から特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告について説明を聴取し、同日及び平成 28 年 10 月 14 日、独立公文書管理監に対し質疑を行った。その概要は以下のとおりである。

なお、独立公文書管理監から説明のあった当審査会の年次報告書意見（審査会意見）への対応については、「第 1 3 平成 27 年「政府に対する意見」への政府の対応状況」にまとめて記載している。

#### ア 本報告の根拠及び報告対象期間

運用基準において、独立公文書管理監は、毎年 1 回、独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとされていることから、これに従い報告、公表を行った。その報告の対象となる活動期間は、独立公文書管理監及び情報保全監察室が設置された平成 26 年 12 月 10 日から平成 27 年 11 月 30 日までとした。次回以降の報告は、年度ごとの活動をまとめて報告することを予定している。

#### イ 独立公文書管理監の任務・権限

独立公文書管理監の任務と権限は、運用基準に定められており、簡単にまとめると、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法、同法施行令及び運用基準に従って適正に行われているか検証、監察することとされてお

<sup>2</sup> 第三者に提供しないことを前提に入手した情報。

り、この任務を達成するために、必要に応じ、特定秘密である情報を含む資料の提出や説明を求め、または実地調査をすることである。

## ウ 検証・監察事項及びその結果等

### (対象機関)

本報告で検証・監察の対象としたのは、平成26年末までに特定秘密を指定した10の行政機関である。これらの機関において平成26年12月10日から31日までの間に指定された特定秘密に関して、検証・監察を行った。

### (検証・監察事項)

検証・監察を行った事項は、①特定秘密の指定が適正に行われているか、②特定秘密を記録する文書等の内容が指定と整合しているか、また、特定秘密である情報の範囲を明らかにする特定秘密の表示が適正に行われているかの2つである。

### (①特定秘密の指定について)

特定秘密の指定に係る検証・監察の進め方は、各行政機関から、全ての特定秘密に関する指定管理簿及び指定書の提出を受けた上で、これらの記載内容をもとに、専門用語の意味内容、公開情報との関係、当該特定秘密以外の情報との区別等確認すべき事項について、各行政機関に対し、書面または口頭でのヒアリングによる説明聴取を、検討、判断の前提となる事実関係の調査を終了したと言える状態となるまで、納得がいくまで繰り返し行った。

その結果、平成26年中になされた全ての指定について、特定秘密保護法等に従って適正に行われているものと判断した。他方、外務省の2件(外-13<sup>3</sup>及び外-15<sup>4</sup>)と海上保安庁の1件(海-15<sup>5</sup>)については、法令及び運用基準に照らして不適正ではないが、該

<sup>3</sup> 識別番号「外-13」は、指定の整理番号「11-201412-0013-2イb-0005」のことである。その概要は、「国外で多数の邦人が巻き込まれるおそれのある武力紛争等の大規模緊急事態発生時における邦人退避についての関係国との協力の方針で、我が国と関係国の双方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置を講じることを求められているもの」である。

<sup>4</sup> 識別番号「外-15」は、指定の整理番号「11-201412-0015-2イa(c)-0001」のことである。その概要は、「東シナ海資源開発に関する中国政府との交渉又は協力の方針又は内容のうち、漏えいした場合に我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるもの(現に公になっていない情報に限る。)」である。

<sup>5</sup> 識別番号「海-15」は、指定の整理番号「16-201412-015-2ハb-002」のことである。その概要は、「平成26年中に、海上保安庁が行った安全保障に関する外国の政府との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報(情報の内容のほか、情報源を含む。)で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられているもの並びにそれを分析して得られた情報(収集分析しても情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。)」である。

当する事項の細目として掲げられているものが対象情報の記述と整合しておらず、その指定の範囲に紛れが生じるおそれがあると認めたことから、それぞれの行政機関に対し、指定書において該当する事項の細目の記載を修正することが望ましい旨の指摘を行った。

#### (②特定秘密を記録する文書等について)

特定秘密を記録する文書等についての検証・監察については、平成26年中に行われた指定について、典型的な情報を記録した文書等をできる限り複数提供するように求め、その内容と特定秘密の表示を確認した。この際、提供された文書等を特定するに当たっては、それぞれの文書等を管理するための簿冊である特定秘密文書等管理簿の記載内容を確認した。

結果として、平成27年11月末までに検証・監察を終えた文書等については、内容の不整合はなく、表示も適正に行われていると認めた。ただし、この検証・監察は、今回の活動期間中には終わりきらなかったことから、未了となった指定に係る文書等については引き続き、順次確認を行っている。

#### (定量的指標)

定量的指標であるが、各行政機関から説明を聴取したり、各行政機関に赴いて文書等を確認した件数は、活動期間を通じて合計119回であった。また、特定秘密を記録する文書等をどれぐらいの数を確認したかということ、165文書であった。なお、文書等の確認の際に提供を受けた特定秘密の延べ件数は、合計で234件であった。

## エ 通報への対応

運用基準において、特定秘密の取扱いの業務を行っている者や行っていた者、業務上特定秘密を知得した者が、特定秘密の指定等が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、行政機関の長が設置した窓口に通報できることとされているが、例えば各行政機関に通報すれば不利益な取扱いを受けると信じるに足りる相当の理由がある場合など、一定の条件を満たす場合には、独立公文書管理監、情報保全監察室に対して通報を行うことができることとされている。11月30日までの間に独立公文書管理監及び情報保全監察室において処理した通報案件は0件であった。他方、通報に至らないまでも、独立公文書管理監及び情報保全監察室の窓口寄せられた連絡は4件あった。

## オ 今後の展望

検証・監察がまだ終わっていないものや、今回の活動期間ではまだ手をつけていない検証・監察について、着手していく旨記載している。

### (4) 主な質疑事項及び意見の概要

#### ア 特定秘密の検証・監察の方法①

- ① 特定秘密の指定の検証・監察の際に各行政機関が提出してきた1つ、2つの典型的な文書等を見るだけというのは、特定秘密文書の内容が、指定された情報と整合しているかという観点の検証からは不足であり、より多くの文書を抜き打ちで確認する必要はないか。
- ② 特定秘密を記録する文書等を複数確認する方針にも関わらず、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告(平成27年12月17日内閣府独立公文書管理監)において、91件の特定秘密について検証・監察を行ったとしているが、特定秘密を記録する文書等の確認件数165件であり、実際に複数の文書を確認したか。

[平成28年3月23日審査会]

#### (答弁)〔独立公文書管理監〕

- ① 今回の検証、監察に当たっては、まずは、特定秘密文書等の内容や表示の状況について、指定された多くの特定秘密について広く確認すること、それから、速やかに作業に着手して、当室の検証、監察の手法を確立させていくこと、さらには、各行政機関から現実に特定秘密を我々のような外部の機関に提供させて、それを見せるという事例を積み重ねるといったことによって今後のより一層の実効的な検証、監察につなげていく、こういったことを重視した。その結果、文書の確認方法について、典型的な文書を行政機関に選ばせて確認するという方法をとった。今後の検証、監察の手法については、御指摘のような手法を含め、また、これまで私どもがやってきた検証、監察の経験、その結果を踏まえつつ、引き続き検討していきたい。
- ② 特定秘密を記録する文書等の確認件数の165というのは、絶対数であり、実際に見た文書の数である。一方、文書等に記録されている特定秘密の件数(延べ数)は234であり、括弧で延べ数とあるように1つの文書に複数の情報が掲

載されている事もある。91 件というのは、途中経過の数字で、報告対象活動期間を区切った関係で、この数字になっただけである。

## イ 特定秘密の検証・監察の方法②

- ③ 特定秘密の指定に係る検証方法について説明願いたい。
- ④ 外務省北米局に対する説明内容について説明願いたい。
- ⑤ 修正を求めた 3 件について、どのようなチェックを行ったか。
- ⑥ 修正を求めた 3 件について、修正が望ましいと判断した理由は何か。

[平成 28 年 3 月 23 日審査会]

### (答弁)〔独立公文書管理監〕

- ③ 基本的な資料としては、指定管理簿と指定書があるが、指定の適否を判断するに当たっては、やはり対象情報そのものが記載されていて、その事項の細目も記載され、指定の理由も具体的に記載されている指定書が一番基本的な資料であり、指定書の内容をよく精査するということが中心となる。ただ、中身をそのまま読んで、わからないところは、その内容を確認していく必要がある。具体的には、専門用語や内部で一定の意味で使用されている用語の意味などについて、ヒアリング等で説明聴取し確認した。
- ④ 外務省の関係だが、我々としては、情報監視審査会に対してできる限り御説明したいと考えているが、各省庁から我々に提供された情報は、我々の検証・監察のためという目的を限定されて提供されている情報であることから、その中身を我々が判断して、提供することは難しいということを御理解いただきたい。他方、我々自身がどういう考え方で検証・監察を進めており、どういう判断をして取捨選択して、一定の手法を選んで行っているのか、できる限り説明していきたいと思っている。
- ⑤ 修正が望ましいとした 3 件については、指定の適否を判断する手順と同じように、指定書の内容を精査し、分からないことは確認し、聞いて、ただしていくというプロセスによって判断していくことになるが、[不開示情報]。
- ⑥ 特定秘密保護法においては、他の情報と区別してどの情報を指定したかということを対象情報の記述によって明らかにすることとなっているが、対象情報を記述するに当た

っては特定秘密保護法や運用基準に定められている事項に該当するかという事項該当性が問題となってくる。そこで、指定書を確認する過程等で、不整合があると疑念が生じた場合、そこを説明させ、対象情報の記載の方が正しいことがわかれば、事項の記載が間違っていると、一部の指定について、指定書の記載を変更することで、当初指定するつもりであった対象情報が紛れなくなる、このような考え方で判断している。

#### ウ 特定秘密の指定を全て適正とした理由

指定された特定秘密のうち 91 しか文書等について検証・監察していないにもかかわらず特定秘密の指定に関して全て適正とした理由を伺いたい。

[平成 28 年 3 月 23 日審査会]

#### (答弁) [独立公文書管理監]

適正かどうかの判断は、ルールを事実に適用して判断している。ルールは、法律であり、政令であり、運用基準である。そのルールを適用する行為には 2 段階あり、1 つは、それぞれの行政機関の長の行為である指定行為である。最初の年は、特に移行期間でもあるので、平成 26 年中の指定行為の適正ということ判断することにまず重点を置いた。もう 1 つは、文書への表示など、運用基準上、局長クラスの特定期秘密管理者の行為についてである。その行為が間違っていたとすると、それは行政機関の長の行為ではなく、そのレベルでの不適正ということになり、我々としてはその適否を判断することになっている。指定自体の適否と、指定された情報についての個々の文書に当てはめて表示する行為の適否は、適用されるルールも、実際に行う主体も違うので分けて考えている。

#### エ 外-12 の指定の在り方及びその検証・監察方法

①外-12 の指定の仕方が「国民に対する説明責任」を果たしていると考えているか。

②外-12 に係る特定秘密文書等を確認したか。

[平成 28 年 3 月 23 日審査会]

#### (答弁) [独立公文書管理監]

① 国民に対する説明責任がこの指定行為そのもので果たされているかということだが、指定の 3 要件を満たしているという意味では、この対象情報の記述でなされる、我々の

- 受けた補足説明も含めて、そこの要件を満たしている。したがって、指定行為としての違法性はないと考えている。
- ② 外-12 については、指定の適否を判断して、結論として適正だという判断をしたわけだが、その過程において〔不開示情報〕。その上で、当該指定の内容について外務省から説明を聴取する過程において指定の3要件を満たしていることを確認し、納得できた〔不開示情報〕と判断した<sup>6</sup>。

#### オ 各行政機関との交渉記録の取扱い

秘密保全の観点から、独立公文書管理監と各行政機関との交渉記録をどのように扱っているか。

[平成 28 年 3 月 23 日審査会]

##### (答弁)〔独立公文書管理監〕

我々は、特定秘密保護法第 10 条に基づいて特定秘密の提供を受ける立場にあることから、適性評価の対象にはなっていないが、ここに所属する職員は、秘密保全に対する意識が強い者が選ばれてきていると考えている。また、物的な設備も含めて、相手方から見ても不足がないような形で設備を整えている。

さらに、文書管理については、我々自身も行政機関として公文書を作成し、それをファイル化して、一定のものは移管するためにレコードスケジュールを設定している。相手方の情報というのが一番我々にとって検証・監察機関として信頼を確保するための命綱であるため、相手方の要望も踏まえて同じような秘密指定を行っている。

#### カ 特定秘密文書の廃棄関係

国会報告では、行政文書ファイル等の廃棄等の状況はどれも 0 件（国会報告 P 9）としているが、文書の保有状況を見ると、警察庁のうち重複して保有している文書が 66 件から 36 件に、消防庁の保有する文書数が 98 件から 5 件に減少するなどしており（国会報告 P 20）、ファイルは残っていたとしても当該ファイルの中の特定秘密文書が廃棄されるのであれば、行政文書ファイルの移管及び廃棄のみを報告することでは十分ではないとも考えられるが、政府の

<sup>6</sup> 外-12 については、内閣情報調査室が、全行政機関の指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」及び指定書の「対象情報」の記載について点検を実施した結果、指定書の修正が必要だと考えられる記載が発見されたため、外務省は平成 28 年 12 月 28 日付及び平成 29 年 3 月 8 日付で修正を行った。

説明を求める。

[平成 28 年 10 月 14 日審査会]

(答弁)〔内閣官房（内閣情報調査室）〕

国会報告 9 ページにある行政文書ファイル等の廃棄件数 0 件は、公文書管理法に基づき、保存期間が 1 年以上の行政文書について行政文書ファイル管理簿に記載されている廃棄件数である。一方、国会報告 19 ページから 20 ページに記載されている特定秘密が記録された文書の保存の状況については、保存期間が 1 年未満の行政文書を含めて計上されている。

消防庁において保有している行政文書の数が減少した理由は、行政文書ファイル管理簿に記載されていない、保存期間が 1 年未満の特定秘密文書が廃棄されたことによるものである。

警察庁と都道府県警察とが重複して保有している行政文書の数が減少した理由は、必要に応じて警察庁又は都道府県警察のどちらか片方のみが保有することとなったものである。

行政文書の保存期間を 1 年未満とするのは、公文書管理法施行令により、歴史公文書等に該当しない場合に限定されている。これまでに廃棄された行政文書は歴史公文書等に該当しないもので、具体的には、関係行政機関が内閣官房から提供を受けた衛星画像や、外国政府から提供を受けた断片情報が記録された行政文書などであった。

ある行政文書ファイルの保存期間と、その中にとじられている全ての行政文書の保存期間は同一であるため、行政文書ファイル中の一部の行政文書だけが行政文書ファイルの保存期間よりも先に抜き出されて廃棄されることはない。

#### キ サードパーティールール関係

サードパーティールールに係る情報について、提供することができるとした場合にどのような方法で提供することが可能か。この検討については、いつごろまでに結論が出るか。また、1 つのガイドラインのようなものを示すのか。

[平成 28 年 10 月 14 日審査会]

(答弁)〔内閣官房（内閣情報調査室）〕

サードパーティールールについては、参議院情報監視審査会において、統一的な運用を図るべきであるという御指

摘があった。現時点では申し上げることができない。[不開示情報]。

ク 独立公文書管理監の検証・監察手法関係

独立公文書管理監の具体的な検証・監察手法等について重大な関心があるので、独立公文書管理監だけが出席し、当審査会で説明願いたい。

[平成 28 年 10 月 14 日審査会]

(答弁) [独立公文書管理監]

そのような機会が設けられたならば、我々としては積極的に対応していきたいと考えている。一方で、検証の対象である行政機関に我々の手法がわかると、それによって対抗措置がとられるということも考えられる。その点に御配慮いただいた上での御指摘と受けとめたので、誠心誠意対応させていただきたいと考えている。

## 2 特定秘密の提出・提示

### (1) 特定秘密の提示要求

平成 28 年 11 月 21 日、当審査会は、国会法第 102 条の 15 に基づき、警察庁長官及び経済産業大臣に対して、行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する件の調査に関し、警察庁及び経済産業省における特定秘密の指定及び取扱状況について特定秘密の提示を要求する決議を行った。

#### <決議内容>

- 平成 26 年までに警察が収集・分析をしたことにより得られた特定有害活動の実行の意思・能力に関する情報及びそれを収集する能力に関する情報であって、現有している最も古い行政文書に記録されているもの。
- 平成 23 年から平成 27 年中、内閣衛星情報センターが我が国政府の運用する情報収集衛星等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報であって、経済産業省が提供を受けていたもの。

#### <経過>

国会 回次	年月日 (審査会回次)	提供を受けた特定秘密等
第 百 九 十 二 回 国 会	28.11.21 (第 5 回)	国会法第 102 条の 15 に基づき、警察庁長官及び経済産業大臣に対して、行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する件の調査に関し、警察庁及び経済産業省における特定秘密の指定及び取扱状況について特定秘密の提示を要求する決議を行った。
	11.30 (第 6 回)	警察庁及び経済産業省から、特定秘密の提示を受け、説明を聴取し、質疑を行った。

## (2) 提示を求めた理由

### ア 警察庁

審査会の調査により作成から 30 年を超える行政文書に、特定秘密とされる情報が記録されている例があり、更なる調査が必要と判断し、提示を求めることとした。

### イ 経済産業省

審査会の調査において、経済産業省が指定し、保有している画像情報等について、経済産業省からの説明聴取においてもその保有理由が判然としないことから提示を求めることとした。

## (3) 提示された特定秘密の概要

平成 28 年 11 月 30 日、当審査会は、警察庁及び経済産業省から以下の特定秘密の提示を受け、説明を聴取し、質疑を行った。

### ア 警察庁

#### (7) 提示を受けた特定秘密

識別番号	整理番号	指定の年月日
警-13	19-201412-013-3 ロ a-001	平成 26 年 12 月 26 日

#### (4) 提示を受けた特定秘密の概要

作成から 30 年以上が経過している特定有害活動（スパイ活動等）の防止に関する警察の特定秘密文書

### イ 経済産業省

#### (7) 提示を受けた特定秘密

識別番号	整理番号	指定の年月日
経-1	14G-201412-001-2 ニ-001	平成 26 年 12 月 26 日
経-2	14G-201412-002-2 ニ-002	平成 26 年 12 月 26 日
経-3	14G-201412-003-2 ニ-003	平成 26 年 12 月 26 日
経-4	14G-201412-004-2 ニ-004	平成 26 年 12 月 26 日
官-50	02g-201501-001-2 ニ-001	平成 27 年 1 月 1 日

#### (4) 提示を受けた特定秘密の概要

平成 23 年から平成 27 年中、内閣衛星情報センターが我が国政府の運用する情報収集衛星等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（資源エネルギー関係、災害関係等）であって、経済産業省が提供を受けていたもの。

#### (4) 主な質疑

説明聴取の後、委員から、主に以下の項目について質疑がなされた。なお、特定秘密の提示を受けた平成 28 年 11 月 30 日の審査会については、報告書の公表に当たり特定秘密に係る答弁は不記載とした。

##### ア 警察庁

- ・ 作成から 30 年以上が経過している行政文書に記録された古い情報を特定秘密とする必要性
- ・ 特定秘密に指定される情報収集能力の具体的内容
- ・ 特定秘密の指定の際に作成から 30 年を経過していた特定秘密文書の保有の手續について政府内で議論し、厳格な手續を行う必要性

##### イ 経済産業省及び資源エネルギー庁

- ・ 資源エネルギー及び自然災害に関する衛星画像等を保有する目的及び具体的用途
- ・ 経済産業省が特定秘密として指定する資源エネルギー関係の画像情報等を資源エネルギー庁が指定及び管理しない理由
- ・ 経済産業省及び資源エネルギー庁が特定秘密を他から提供を受ける理由並びに当該特定秘密の具体的範囲、用途及び指定の妥当性

### 3 特定課題

当審査会において、行政機関全般に係る以下の3つの課題については、特定課題事項として整理を行った。

- (1) 特定秘密が記録された行政文書（特定秘密文書）不存在問題
- (2) 古い行政文書を特定秘密文書とする場合の手続の在り方
- (3) 定期点検の在り方

なお、原則として、行政機関ごとに、政府参考人からの説明概要、委員からの主な質疑・意見及び政府参考人の答弁についての概要・趣旨を記載した。

記載に当たり、当審査会は、原則非公開で、種々の保護措置を講じた上で調査を行っていること等を考慮し、政府の不開示情報については記載しないとともに、若干の表現上の工夫を加えている。

また、[不開示情報]と記載した部分は、当審査会の調査において政府から開示を受けているものの、表現上の工夫を加えても不開示情報に抵触するため、報告書の公表に当たり不記載とした部分である。

#### (1) 特定秘密文書不存在問題

政府は、国会報告に際し、特定秘密が記録された行政文書の保有件数を、行政機関ごとに集計した。その集計結果は、国会報告5(2)<sup>7</sup>特定秘密が記録された行政文書の保有の状況において、公表されている。その内容は、平成27年12月31日時点で27万2,020件あり、前年比で8万2,827件増加しているとのことである。

当審査会では、特定秘密ごとの行政文書の保有件数に着目し、内閣官房及び各行政機関に対し調査を行った。その概要は以下のとおりである。

<sup>7</sup> 国会報告 19 頁

## ア 本件対象の特定秘密の概要

本件対象の特定秘密は、国会報告において平成 27 年 12 月 31 日現在で指定されている全 443 件の特定秘密の内、当審査会の調査により特定秘密が記録された行政文書が不存在であると認識された 166 件（既に情報が不存在として指定解除が 4 月、5 月、6 月及び 8 月に行われている 5 件を含む。）の特定秘密を対象とした。

## イ 当審査会における調査

### (7) 調査の概要

当審査会において、内閣官房及び特定秘密を指定している各行政機関に対し、特定秘密ごとの特定秘密文書の件数の提出を「平成 27 年年次報告書」政府に対する意見（2）において求めた。その後、受領した資料を分析し、特定秘密を記録した行政文書が不存在であると認識された特定秘密の指定を行った行政機関に対し、説明を聴取し、質疑を行った。なお、平成 28 年 11 月 21 日及び平成 29 年 1 月 30 日の当審査会については、本件特定事項を中心とした調査を行った。

当審査会での質疑を踏まえ、新たな行政文書の作成や指定解除を行うことなど政府において一定の措置がなされた。

### (イ) 事実

#### a 特定秘密ごとの特定秘密文書件数

昨年末時点の特定秘密に指定された 443 件のうち、166 件についてそれが記録された行政文書がないと認識された。特定秘密の指定権限を有する 20 行政機関のうち、6 機関で特定秘密が記録された行政文書が 0 件である特定秘密が存在していた。（〔表 1〕参照）

[表 1] 平成 27 年 12 月 31 日時点における特定秘密文書が 0 件と認識された特定秘密の現状（行政機関別）

平成 28 年 10 月 13 日現在

1. 特定秘密文書が 0 件と認識された特定秘密 166 件<sup>8</sup>／443 指定中（37.5%）
2. 内訳

特定秘密を指定した行政機関名	特定秘密文書不存在の特定秘密件数（割合）	指定件数	備 考
①国家安全保障会議	2 件（100%）	2 件	内閣官房で文書を保管するよう法令の定めがある。
②内閣官房	11 件（19%）	57 件	
③警察庁	1 件（4%）	24 件	うち既に指定解除（1 件） ※警－23 <sup>9</sup> （H28.4.28）
④公安調査庁	1 件（8%）	12 件	
⑤外務省	7 件（18%）	38 件	うち既に指定解除（2 件） ※外－37 <sup>10</sup> 、外－38 <sup>11</sup> （H28.5.12）
⑥防衛省	132 件（49%）	270 件	うち既に指定解除（2 件） ※防－253 <sup>12</sup> （H28.6.14）、 防－265 <sup>13</sup> （H28.8.17）
⑦防衛装備庁	14 件（88%）	16 件	

（政府提出資料及び政府答弁等から作成）

<sup>8</sup> 国家安全保障会議の特定秘密文書不存在については、法令により内閣官房で文書を保管しているため、全体には集計していない。

<sup>9</sup> 識別番号「警－23」は、指定の整理番号「19-201501-005-3 ハ-001」のことである。その概要は「平成 27 年中に警察の人的情報源又はその候補となった者のうち特に厳格な情報保全措置が必要であると認められるものについて、その者が警察の人的情報源又はその候補である事実又はこれらであった事実及び収集分析することにより当該事実が明らかになるおそれがある情報」である。

<sup>10</sup> 識別番号「外－37」は、指定の整理番号「11-201508-0002-2 ニ-0001」のことである。その概要は「平成 27 年中に国際テロリズムに関し外務省の人的情報源となった者のうち特に厳格な情報保全措置が必要であると認められるものについて、その者が外務省の人的情報源である事実又は人的情報源であった事実及び収集分析することにより当該事実が明らかになるおそれがある情報」である。

<sup>11</sup> 識別番号「外－38」は、指定の整理番号「11-201512-0003-2 ハ b-0002」のことである。その概要は「平成 27 年に外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）から総合外交政策局に対し、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているものとして提供のあった情報（情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。）」である。

<sup>12</sup> 識別番号「防－253」は、指定の整理番号「18-201504-006-1 ロ a-003」のことである。その概要は「平成 27 年 3 月 31 日 24 時から平成 28 年 3 月 31 日 24 時までの間に防衛省・自衛隊が防衛に関し収集した誘導兵器に係る技術情報等」である。

<sup>13</sup> 識別番号「防－265」は、指定の整理番号「18-201504-018-1 ニ a-003」のことである。その概要は「平成 27 年 3 月 31 日 24 時から平成 28 年 3 月 31 日 24 時までの間に「情報業務の実施に関する訓令」（平成 18 年防衛庁訓令第 21 号）第 19 条第 2 項の規定に基づき、情報本部が作成する「統合中期情報見積り」」である。

## b 特定秘密文書不存在の類型

特定秘密文書不存在と認識された特定秘密は、およそ下記の6類型に分類することができる。

### [6 類型の概要]

平成 28 年 11 月 21 日現在

	概 要	件数等
①	<b>あらかじめ（見込み）指定したもの</b> 具体的な情報の出現前にあらかじめ指定したが、具体的な情報が未出現のもの [例：開発及び人的情報源等]	5 行政機関 15 件
②	<b>他機関が保有しているもの</b> 自らは行政文書等を保有していないが、他の行政機関又は事業者文書があるもの [他の行政機関から提供を受けたが廃棄したもの等]	2 行政機関 13 件
③	<b>1つの文書に重複して記録されているもの</b> 複数の特定秘密を記録する行政文書が存在する場合において、代表的な特定秘密についてのみ計上したもの。つまり、文書数は計数していないが、文書が存在しているもの [例：衛星関係等]	3 行政機関 27 件
④	<b>情報が知識（頭の中）として存在しているもの</b> 行政文書も物件もないが、具体的な情報が職員等の知識として存在するもの [例：文書等を期限の関係から廃棄及び他の行政機関に移管したもの等]	2 行政機関 10 件
⑤	<b>物件が存在しているもの</b> 行政文書がなく、特定秘密を記録・化体する物件のみが存在するもの [例：暗号等]	1 行政機関 91 件
⑥	<b>その他</b> 文書数の計上基準が異なっていたため、再集計の結果、実際には行政文書が存在していたもの [例：他の行政機関から移管したもの等]	1 行政機関 10 件

(政府提出資料及び政府答弁等から作成)

## ウ 特定秘密文書不存在が生じる主な理由に係る政府説明要旨

### ①あらかじめ（見込み）指定したもの

- ・ 特定秘密保護法の逐条解説（下記参照）においても、適合事業者に武器の試験を行わせる場合の試験結果を例に挙げて、「現存しないが将来出現することが確実であり、かつ、完全に特定し得る情報」を特定秘密の指定の対象となる情報であるとしている。当該情報をあらかじめ特定秘密として指定することは許される。

## ○内閣官房特定秘密保護法施行準備室「特定秘密の保護に関する法律【逐条解説】」（平成 26 年 12 月 9 日、17～18 頁）抜粋

### イ 「別表に掲げる事項に関する情報」

#### (7) 指定の対象

特定秘密の指定の対象は、情報であり、個々の文書や物件ではない。したがって、特定秘密の指定の効果は、個々の文書や物件にとどまるものではなく、情報を記録又は化体する媒体の異同にかかわらず、客観的に同一性があるもの全てに及ぶものである。すなわち、特定秘密の指定の対象たる情報の異同は、句読点、助詞、助動詞その他の表現上の異同や、媒体、表現形式によって影響を受けるものではなく、内容が同一であるか否かによって判断される。これは、特定秘密の指定を受けた情報において、秘匿を要する本質は、その内容にあるのであって、その表現形式や媒体による影響を受けるものではないからである。この点については、防衛秘密の指定の対象である「事項」と同様である。

なお、秘匿の必要性に照らして内容が同一であると考えられる限り、現存しないが将来出現することが確実であり、かつ、完全に特定し得る情報や、複数の情報を集合的に捉えたものも、本項で特定秘密の指定の対象となる情報であるといえる。例えば、適合事業者に武器の試験を行わせる場合に、試験結果が生ずれば直ちにこれを特定秘密として保護させることができるようにする必要があるのであれば、当該試験結果をあらかじめ特定秘密に指定して第5条第4項に基づき適合事業者に通知をしておくことも可能である。また、当該試験の結果に複数の計測値があるときに、これら全ての計測値が当該武器の性能を示すものであるため秘匿の必要性があるのであれば、特定秘密の指定の対象は、個々の計測値である必要はなく、例えば、「〇〇ミサイルの△△性能を示す××試験の計測値」といった情報をあらかじめ指定をしても差し支えない。

- ・開発のペースの関係から暗号等について事前に特定秘密を指定する必要がある。
- ・人的情報源に関する情報について継続的な活動を行っており、過去の実績から特定秘密となる可能性が高いと判断した。人的情報源が生じた時点で速やかに的確な保護が必要なため、あらかじめ指定を行う必要があった。
- ・現存してから指定を行う場合、日々入手する情報について、あらかじめ指定をしておいた場合に比べ、決裁手続に時間を要し、その間の情報の保護に隙を生ずることになる。
- ・特定秘密の指定期間から特定秘密に該当する情報を獲得した時期等が明らかになる可能性があり、情報の保護に支障を来すおそれがある。

#### ②他機関が保有しているもの

- ・特定秘密文書を他の行政機関又は事業者が保有しており、特定秘密を指定した行政機関では保有していない。

#### ③1つの文書に重複して記録されているもの

- ・特定秘密文書には複数の特定秘密が含まれている場合がある。1つの特定秘密文書に複数の特定秘密が記録されている場合、便宜上、代表的な指定に計上している。

#### ④情報が知識（頭の中）として存在しているもの

- ・特定秘密文書を移管した場合、文書が無くても秘密自体は職員の知識の中にあるので指定を維持する必要がある。
- ・文書の保存期間が満了し、文書が廃棄された場合、職員の知識の中には残っているので指定する必要がある。

#### ⑤物件が存在しているもの

- ・暗号のように行政文書ではなく電子的機器のような物件であるものがある。

#### ⑥その他

- ・文書を既に廃棄しているが、引き続き、当該情報を特定秘密として保護している。当該特定秘密に係る具体的な情報は存在している。

### エ 特定秘密文書不存在の主な論点（当審査会の議論等を整理したもの）

- ①特定秘密文書不存在の特定秘密について、個々の特定秘密について十分にその指定の適正性について検証するとともに、事前に特定秘密を指定する必要性について説明責任を果たすべきである。

- ② 特定秘密文書不存在の特定秘密は無くすべきである。例えば、特定秘密を指定する際に、文書等を作成し、又は入手した日付が明らかになることがまずいというのであれば、その日付を黒塗りにするなど工夫をした上で、特定秘密の指定を行うこととすれば良い。
- ③ 特定秘密保護法逐条解説においては、「なお、秘匿の必要性に照らして内容が同一であると考えられる限り、現存しないが将来出現することが確実であり、かつ、完全に特定し得る情報」とある。また、同逐条解説では、適合事業者に武器の試験を行わせる場合の試験結果を例示しているが、特定秘密文書不存在の類型は多岐にわたり、拡大解釈ではないか。また、このような重要事項について、逐条解説をもって根拠とすることに問題はないか。
- ④ 本来、確実に当該情報が入ることが担保された上で指定を行うべきである。平成 28 年 4 月に独立公文書管理監からも「特定秘密に当たる情報が出現する前にあらかじめ特定秘密を指定する場合には、当該情報の出現可能性について慎重に判断すること」等の意見が出された。あらかじめ特定秘密を指定する場合には、必要最小限の指定を行うべきであり、慎重に判断する際の基準を明らかにすべきではないか。
- ⑤ 具体的な情報が存在しない中で指定を行った場合の指定の有効期間について、必要最低限の指定の有効期間となっていないのではないか。具体的な保全すべき情報がない状態の中で、実質的な判断を行わずに、5 年としているのではないか。
- ⑥ 職員等の知識（頭）の中にある秘密については、その指定の解除や指定の更新についても、それらを行う際にどのように行っていくか問題があるのではないか。また、漏えいした場合に、罰則をかけるのが法律の趣旨であれば、頭の中の特定秘密では、客観的な証拠がないため実際に罰則をかけることは困難であり、問題があるのではないか。
- ⑦ 当該行政機関内及び他の行政機関にも文書が無く、職員等の知識（頭）の中にある特定秘密について、行政文書を作成する際に特定秘密文書の定義から外れるような記述を行い、特定秘密文書が存在していないことは、情報の特定を困難にし、特定秘密の情報の保護及びその漏えいを防止する上でも問題があるのではないか。また、指定の有効期限の更新と指定の解除をどのように行うつもりなのか。

## オ 当審査会の指摘を受けた政府における措置

当審査会での質疑を踏まえた政府による措置の結果、行政文書不存在の特定秘密は 36 件減少する見込みとなり、今後も継続課題として残るのは類型②の 12 件（文書件数 0 件全体は 130 件）になる見込みである。

以下に特定秘密のうち、それが記録された行政文書がないと回答があったもの（平成 27 年 12 月 31 日時点）について、政府における措置の概要、各行政機関の対応等を政府提出資料及び政府答弁を基に平成 29 年 1 月 30 日現在の状況を類型別に整理した。

なお、本件について本報告書の政府に対する意見において当審査会の意見を記載した。

### ①あらかじめ（見込み）指定したもの

15 件→【措置後】 0 件

（内訳）

措置内容等	各行政機関の対応等
指定解除予定及び行政文書作成予定（7 件）	○内閣官房 3 件 ・ 28 年中に行政文書を作成済 2 件 ・ 28 年度中に行政文書を作成予定 1 件 <sup>14</sup> ○外務省 3 件（外－9 <sup>15</sup> 、10 <sup>16</sup> 、15 <sup>17</sup> ） ※当審査会の指摘後、平成 29 年 3 月に指定解除された。 ○防衛省 1 件（防－224 <sup>18</sup> ）

<sup>14</sup> 平成 29 年 3 月現在は文書作成済となっている。

<sup>15</sup> 識別番号「外－9」は、指定の整理番号「11-201412-0009-2 イ a(b)-0001」のことである。その概要は「日韓排他的経済水域境界画定交渉を含む、日韓間の排他的経済水域の境界画定にかかる交渉の方針又は結果に関する情報であり、公になることにより、我が国領域の保全又は海洋等の権益確保のために我が国が実施する施策、取組等に関し、これらの計画、方針、措置その他の手の内が露見し、我が国の立場を反映した交渉が困難となるもの（ただし、我が国領域の保全又は海洋等の権益確保に著しい支障を与えるおそれがあるものに限る）。」である。

<sup>16</sup> 識別番号「外－10」は、指定の整理番号「11-201412-0010-2 イ a(b)-0002」のことである。その概要は「竹島問題に関する情報のうち、外国の政府等との交渉若しくは協力の方針若しくは内容又は竹島問題に関し収集した重要な情報、その情報の収集整理若しくはその能力であり、公になることにより、我が国領域の保全のために我が国が実施する施策、取組等に関し、これらの計画、方針、措置その他の手の内やこれらのための我が国の能力が露見し、対抗措置が講じられ、竹島問題の平和的解決に向けた外国の政府等との交渉が困難となるもの（ただし、我が国の領域の保全に著しい支障を与えるおそれがあるものに限る）。」である。

<sup>17</sup> 識別番号「外－15」は、指定の整理番号「11-201412-0015-2 イ a(c)-0001」のことである。その概要は「東シナ海資源開発に関する中国政府との交渉又は協力の方針又は内容のうち、漏えいした場合に我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるもの（現に公になっていない情報に限る）。」である。

	※当審査会の指摘後、平成 29 年 3 月に指定解除された。
平成 28 年中に指定を解除したもの (5 件)	○警察庁 1 件 (警-23 <sup>19</sup> ) ○外務省 2 件 (外-37 <sup>20</sup> 、38 <sup>21</sup> ) ○防衛省 2 件 (防-253 <sup>22</sup> 、265 <sup>23</sup> )
平成 28 年中に具体的な情報が出現し、行政文書を作成又は受領したもの (3 件)	○内閣官房 1 件 ○防衛省 1 件 ○防衛装備庁 1 件

②他機関が保有しているもの

13 件→【措置後】12 件

(内訳)

措置内容等	各行政機関の対応等
行政文書保有予定 (1 件)	○外務省 1 件
※他機関保有継続 (12 件)	○外務省 1 件 ○防衛省 11 件

③1つの文書に重複して記録されているもの

27 件→【変更事項無し】

(内訳)

措置内容等	各行政機関の対応等
※重複計上 (27 件)	○内閣官房 7 件 ○防衛省 17 件 ○防衛装備庁 3 件

<sup>18</sup> 識別番号「防-224」は、指定の整理番号「18-201412-224-1 ロ b-011」のことである。その概要は「電子戦運用教育実施に関する米軍情報」である。

<sup>19</sup> 前掲

<sup>20</sup> 前掲

<sup>21</sup> 前掲

<sup>22</sup> 前掲

<sup>23</sup> 前掲

④情報が知識（頭の中）として存在しているもの

10件→【措置後】0件

（内訳）

措置内容等	各行政機関の対応等
行政文書作成済及び 行政文書作成予定 （5件）	○公安調査庁1件※行政文書作成済 ○防衛省4件 ・行政文書作成済3件 ・行政文書作成予定1件
指定解除予定 （5件）	○防衛省5件（防－76 <sup>24</sup> 、77 <sup>25</sup> 、87 <sup>26</sup> 、 88 <sup>27</sup> 、91 <sup>28</sup> ）※行政文書廃棄済 ※当審査会の指摘後、平成29年3月に 指定解除された。

⑤物件が存在しているもの

91件→【変更事項無し】

（内訳）

措置内容等	各行政機関の対応等
※物件継続 （91件）	○防衛省91件 ※従来から特定秘密を記録・化体する物 件が存在

⑥その他

10件→【計上の変更】0件

（内訳）

措置内容等	各行政機関の対応等
※行政文書が存在 （10件）	○防衛装備庁10件 ※従来から特定秘密を記録する行政文書 が存在

<sup>24</sup> 識別番号「防－76」は、指定の整理番号「18-201412-076-1 イ a(c)-004」のことである。その概要は「[不開示情報]」である。

<sup>25</sup> 識別番号「防－77」は、指定の整理番号「18-201412-077-1 イ a(c)-005」のことである。その概要は「[不開示情報]」である。

<sup>26</sup> 識別番号「防－87」は、指定の整理番号「18-201412-087-1 イ a(c)-013」のことである。その概要は「[不開示情報] 自衛隊防衛及び警備基本計画」である。

<sup>27</sup> 識別番号「防－88」は、指定の整理番号「18-201412-088-1 イ a(c)-014」のことである。その概要は「[不開示情報] 自衛隊の防衛及び警備実施計画」である。

<sup>28</sup> 識別番号「防－91」は、指定の整理番号「18-201412-091-1 イ a(c)-017」のことである。その概要は「[不開示情報] 情勢等に関する見積り」である。

## カ 内閣官房からの説明聴取

平成 29 年 1 月 30 日、今後の特定秘密文書不存在の在り方について、政府参考人から説明を聴取した。

### (7) 説明概要

平成 28 年 11 月 21 日に開催された審査会において、27 年末時点において指定された 443 件の特定秘密のうち、それが記録された行政文書がなかった特定秘密について、6 つの類型に分類して整理の上、説明があった。

#### (イ) ①あらかじめ（見込み）指定したものについて

具体的な情報が出現することを見込んで、あらかじめ特定秘密として指定していたが、具体的な情報が出現していないものであり、平成 27 年末時点で、5 行政機関、15 件の特定秘密が該当している。

なお、具体的な情報が出現する前にあらかじめ特定秘密として指定するのは、特定秘密保護法の逐条解説にもあり、将来出現することが確実である場合である。

特定秘密保護法の逐条解説にある「確実」との用語については、通常の意味のとおおり、確か間違いのないことであるとの理解であるが、情報の出現の蓋然性、過去の実績等を総合的に検討して判断する必要がある。例えば、指定してから 1 年以上の長期間にわたって具体的な情報が出現しないというような場合には、一般的には、もはや情報の出現が確実であると言うことは難しい。

①の類型に該当する 15 件の特定秘密については、いずれも行政文書を作成・入手するか解除される等の対応がなされるため、問題は解消される見込みである。

内閣官房の 3 件のうち、2 件については、前回の審査会后、平成 28 年中に特定秘密を記録する行政文書を作成している。また、1 件についても、本年 3 月までに行政文書を作成する予定であり、これら計 3 件の特定秘密は、指定解除は不要である。

外務省の特定秘密 3 件及び防衛省の特定秘密 1 件については、現在（平成 28 年 11 月 21 日）まで特定秘密に該当する具体的な情報が出現していない状況に鑑み、指定解除を行う予定であ

る。

なお、平成 28 年 10 月 19 日の衆議院法務委員会において、金田大臣は、現在指定されている特定秘密の大半に具体的な情報があること、具体的な情報が無い特定秘密が若干あり、正確な数字は精査する旨の答弁を行った。精査の結果、平成 28 年 11 月 21 日時点において、具体的な情報が未出現のものとして①の類型の 7 件があることを審査会に対し報告した。しかし、この①の類型については、既に明らかにしたように、この類型に属する特定秘密は無くなることとなる。

また、警察庁、外務省及び防衛省の計 5 件の特定秘密については、平成 27 年又は平成 27 年度を対象期間とし、当該期間が終了し、今後情報が出現しないことが確定したことから、既に指定解除がなされている。

そのほか、内閣官房の特定秘密 1 件については、平成 27 年末時点では該当する文書がなかったものの、平成 28 年に入ってから、文書を作成した。また、防衛省の 1 件についても、既に具体的な情報が存在しており、関連する文書が提供される見込みである。

#### (ウ) ②他機関が保有しているものについて

行政機関みずからは行政文書や物件として保有していないが、他の行政機関又は事業者には文書があるというものである。13 件の特定秘密が該当（外務省 2 件、防衛省 11 件）している。

外務省の 1 件については〔不開示情報〕が文書を保有していたものである。審査会における指摘を受け、外務省において検討を行い、当該文書を保有する予定となった。また、外務省の残りの 1 件については、特定秘密保護法施行以前に他の行政機関から提供され、外務省において既に文書を廃棄したものである。当該文書は、依然として他の行政機関において保有している。特定秘密保護法施行後においては、他の行政機関から提供された場合、指定は提供元の行政機関が行い、提供先の行政機関は保護措置を講じることとなる。他方、法施行前に提供された場合、提供先の行政機関においても保護措置を講じる必要がある場合には特定秘密の指定を行うこととなっている。そのため、現在（平成 28 年 11 月 21 日）当該文書を保有していない

外務省が特定秘密の指定を行ったものである。なお、外務省においては、当該文書を保有していないことから引き続き指定の在り方について検討を行うこととしている。

次に、防衛省の特定秘密 11 件については、平成 27 年 10 月 1 日の防衛装備庁の新設に伴う文書の移管が生じたことによるものである。防衛省においても具体的な情報は存在しており、当該情報を適切に保護するため、防衛省において指定を行ったものである。防衛装備庁において関連文書は保有されており、管理上の大きな問題は生じないものとなっている。

類型②に該当する特定秘密は、13 件から 1 件減り、12 件となる。

**(イ) ③ 1 つの文書に重複して記録されているものについて**

複数の特定秘密が記録された行政文書が存在する場合について、重複計上を避けるために、そのうちの代表的なもの 1 つについてのみ行政文書の件数を計上した。その結果、便宜上、該当する行政文書が 0 件であるとして回答することになったもので、実際にはこれを記録する行政文書が存在する。

内閣官房、防衛省及び防衛装備庁の 3 行政機関における 27 件の特定秘密が該当するが、これらについては全て、該当する特定秘密を記録する行政文書が存在し、引き続き指定の必要がある。

**(オ) ④ 情報が知識（頭の中）として存在しているものについて**

具体的に特定秘密に該当する情報が記載された文書や物件はないが、職員の記憶に知識として存在するという類型であり、公安調査庁と防衛省の 2 行政機関で 10 件の特定秘密が該当する。②の類型と類似するものの、他の行政機関等にも文書が存在しない点で相違する。

②の類型と④の類型に共通するが、特定秘密の指定の対象は個々の文書ではなく情報であることから、行政文書等が存在しない特定秘密も観念的には否定されない。他方、特定秘密は適切に管理される必要があり、行政文書等が存在しないのは、口頭で提供を受けて文書に記録するまでの合理的な期間内といったやむを得ない場合を除き、特定秘密の適切な管理に支障が生

しない場合に限られる必要がある。

審査会の指摘を受け、公安調査庁における1件は、適切な管理を図る観点から、特定秘密を記録する文書を新たに作成した。

また、防衛省の特定秘密9件のうち、3件については、平成28年になって文書を作成し、1件についても近々に作成予定である。他方、残り5件については、以前は文書が存在していたが、これを廃棄したため、文書が無い状態にあり、防衛省において改めて検討した結果、時の経過や情勢の変化により、特定秘密として保護すべき特段の秘匿の必要性がなくなったため、解除する予定である。

以上の結果、類型④に関する問題は解消される見込みである。

#### (カ) ⑤物件として存在する指定について

行政文書は存在しないが、特定秘密を記録、化体する物件のみが存在しているという類型であり、防衛省における91件の特定秘密が該当する。これらについては、特定秘密を記録、化体する物件が存在しており、指定を維持する必要がある。

#### (キ) ⑥その他について

もともと行政文書が存在していたが、情報監視審査会への報告時にそれらを含めていなかったものがあった。これは、情報監視審査会からの資料要求に対し、防衛装備庁からは、当初、防衛装備庁発足時に防衛省から引き継いだ10件の特定秘密に関する行政文書について、含めない形で回答がなされた。しかし、当然、防衛装備庁に該当する行政文書は存在しており、これらの指定を維持する必要がある。

#### (ク) 省庁別の検討過程

##### a 外務省の特定秘密文書の不存在について（平成28年11月21日審査会）

###### (a) 情報の出現可能性が低い特定秘密関係

情報が出現する可能性が低いとの指摘のあった外務省の3指定は、外務省において、具体的な情報が出現することが確実であると判断して指定した。今後、その取扱いについて、行政機関の長である外務大臣において検討がな

される<sup>29</sup>。

**(b) 過去、特定秘密を指定し、文書を保有していたが廃棄し、将来の出現が見込めない特定秘密関係**

「過去、特定秘密を指定し、文書を保有していたが、廃棄し、将来の出現が見込めないもの」とされた1指定については、特定秘密保護法施行以前に特別管理秘密<sup>30</sup>としていた特定秘密であり、当該情報は、現在も他の行政機関において特定秘密として保護され、これを記録した行政文書も存在している。外務省は、当該文書を既に廃棄しているが、引き続き、当該情報を特定秘密として保護している。外務省において当該特定秘密に係る具体的な情報は存在しており、その情報を適切に管理するために文書が存在しないままでよいかという観点から検討する必要がある。

**b 内閣情報調査室の特定秘密文書の不存在について（平成 28 年 11 月 21 日審査会）**

**(a) 情報の出現可能性が低い特定秘密関係**

4 件の指定のうち、1 件は既に情報が出現し、文書も作成している。残りの 3 件についても、本年中に情報が出現し、文書も作成されるよう進めている。現時点で、指定を解除することは適切ではないと判断している。

**(b) 1 つの文書に重複して記載されている特定秘密の整理関係**

特定秘密の指定は、当該指定に係る情報の範囲を明確にする等の観点を踏まえ、その範囲を定めることが適当である。情報収集衛星の年ごとの情報収集分析対象と各号機の撮像可能な地理的範囲は、同一文書に含まれることは少なくないが、片方のみを記載している文書も存在している。

以上のように、現時点では特定秘密の指定の解除や統合

<sup>29</sup> 外務省は検討の結果、当該 3 指定について指定の解除を行った。前項オ①あらかじめ（見込み）指定したものの内訳表参照。

<sup>30</sup> 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成 19 年 8 月 9 日、カウンターインテリジェンス推進会議決定）に基づき平成 21 年 4 月から施行された秘密区分である。特定秘密保護法の施行に伴い廃止された。

が必要であるとは考えていない。本年末に指定の理由の点検を予定しており、その際には、御指摘の特定秘密の指定の理由を含めて、精査する。

(ケ) 他行政機関から受領した特定秘密について

平成 28 年 11 月 21 日審査会

多くの行政機関においては、他の行政機関から提供を受けた特定秘密を記録する行政文書の大半は、内閣官房から提供された衛星画像であると承知している。ちなみに、内閣官房以外の指定行政機関においては、平成 27 年 12 月 31 日時点において、[不開示情報] の文書を他の行政機関から提供を受けているが、おおむね、9 割以上が衛星画像関連となっている。各行政機関が他の行政機関から行政文書の提供を受けた事情等については、必要に応じ、個別に説明させていただきたい。

キ 主な質疑事項及び意見の概要

(7) 国家安全保障会議

行政文書の不存在問題

特定秘密文書が存在しない特定秘密について、その説明を求める。

[平成 28 年 10 月 14 日審査会]

(答弁)

国家安全保障会議が保有する特定秘密文書が不存在になっているのは、当該特定秘密が存在しないということではない。これは、国家安全保障会議設置法第 12 条において、国家安全保障会議の事務は内閣官房国家安全保障局において処理することとされており、国家安全保障会議が指定した特定秘密を記録する文書は、内閣官房国家安全保障局が作成又は保管しているためである。

(イ) 内閣官房

a 特定秘密文書の不存在問題①

① 平成 28 年 4 月、5 月、6 月及び 8 月に、警察庁、外務省及び防衛省で合わせて 5 件の特定秘密の指定解除があった。いずれも平成 27 年又は平成 27 年度中に、秘密が収集されると見込んで特定秘密を指定したところ、年末又は年度末までに、該当する特定秘密が記載された行政文書が収集されなかったためである。これは、特定秘密を指定して項目を立てたが、中身はなかった、「空指定」というべき重大な問題である。

当審査会で、各行政機関に、それぞれの特定秘密と当該秘密が指定された行政文書数を照会したところ、同じように、行政文書の存在しない特定秘密が多数見られたが、このことを把握した上で放置しているのか、内閣情報調査室の見解を伺いたい。

また、行政文書の存在しない特定秘密は、指定を解除することが適当と考えるが、内閣情報調査室の見解を伺いたい。

[平成 28 年 10 月 14 日審査会]

(答弁)

① 衆議院情報監視審査会からの資料要求に応じて、各行政機関から、特定秘密ごとの特定秘密が記録された行政文書の件数について個別に回答しているところ、百数十件の特定秘密について、特定秘密が記録された行政文書が不存在であるとの回答がなされていると承知している。

ある文書に記録された特定秘密が複数ある場合には、重複を避けるため、そのうちの代表的なもの 1 つについてのみ行政文書の件数を計上しているそのため、代表的な特定秘密以外の特定秘密が記録された行政文書の存在も考慮した場合には、行政文書が不存在の特定秘密は大幅に減少することになると考えている。また、行政文書ではなく、特定秘密が記録された電子的機器のような物件がある特定秘密もあるとのことである。

それでもなお、現時点において、行政文書又は物件のない特定秘密も若干数あるが、これについては、今後精査を進める必要があると考えている。

指定された特定秘密に当たる情報が現存せず、今後もこれが出現する可能性がないことが確定した場合には、

法律に規定する特定秘密の指定の3要件のうち、少なくとも、特段の秘匿の必要性を欠くものと考えられることから、当該特定秘密については速やかに指定を解除することとなると考えている。

特定秘密保護法の逐条解説<sup>31</sup>において、現存しないが将来出現することが確実であり、かつ、完全に特定し得る情報も特定秘密の指定の対象となる情報であると言えるとしており、将来出現するであろう情報についてあらかじめ特定秘密を指定することは許されるものと考えている。

なお、平成28年4月、独立公文書管理監から、特定秘密に当たる情報が出現する前にあらかじめ特定秘密を指定する場合には、当該情報の出現可能性について慎重に判断すること等とする意見が出されている。

政府としては、これを踏まえ、適切に指定及び解除を行ってまいりたい。

#### b 特定秘密文書の不存問題②

- ② 特定秘密文書が不存である件について、正確な数字を出していただきたい。その大半は、記録が複数の特定秘密に重複していたことによるものとのことだが、それが何件あるかも精査していただきたい。
- ③ 行政文書ではなく、特定秘密が記録された電子的機器のような「物件」の特定秘密もある、という話があった。電子機器も、特定秘密である旨を表示する対象になるのではないか。行政文書というのは紙だけではないと認識しているが、その物件や電子機器も行政文書の対象にはならないのか。
- ④ 行政文書が出現した後に特定秘密の指定を行えばいいのではないか。情報を入手したり、作り出したりした日が特定されてしまうことに不都合があるのならば、特定秘密の指定日について対外的には非公開とする方法もあるのではないか。

[平成28年10月14日審査会]

(答弁)

- ② 各省からの資料で文書件数が0件となっているものを数えると、166件であった。また、複数の特定秘密にか

<sup>31</sup> 前掲

かわる行政文書があって、全く行政文書がないものではないというものについては精査を必要としている。  
(その数は) 数十だと思われる。

- ③ 物件についても、特定秘密である旨、何かしらの表示をすることになっている。物件のみがあるものは数十ある。当該行政機関においては、行政文書ではなく物件であるとして管理をしているということである。
- ④ 法律の施行当初、指定までどのぐらい時間がかかるかわからないということがあったのだと思う。運用が習熟し、指定までに長期間を要しない状況になってくれば、必要性は薄れてくると思っている。一方、いつ情報が出現したか対外的に明らかにしないような措置ができるのではないかという御指摘だが、これも確かに1つの理由である。いい方法があれば、そういった措置をとることも含めて検討したい。

c 特定秘密文書の不存問題③

- ⑤ 内閣情報調査室が指定した特定秘密において、特定秘密文書が不存の特定秘密が多数見られたが、この件に関する内閣情報調査室の考えについて説明を求める。
- ⑥ ある文書がどの特定秘密に指定されているのか追いかけることができないのであれば、特定秘密文書が不存の特定秘密については指定を解除してもよいのではないか。
- ⑦ [不開示情報] については、まだ開発が動いていて、これから文書が入ってくる可能性があるのか。

[平成 28 年 10 月 14 日審査会]

(答弁)

- ⑤ 一般的に言って、1件の文書に複数の特定秘密が含まれることはしばしばある。今回、指定ごとの特定秘密文書件数を計上するという作業においては、数が重複して計上されることを避けるため、代表的な指定を選定した上で、それにひもをつける形で文書件数を計上した。

なお、内閣官房で7万件を超えるような文書件数があり、特に昔の文書については機械的に確認できるよ

うな仕組みがないことから、全ての特定秘密とひもづけをして件数を出すには膨大な時間がかかる。

[不開示情報] その他、開発のペースの都合上、まだ文書が出ていないものがある。

- ⑥ 文書が紛れてわからないということではなく、7万件以上の文書のうち、特に昔のものに関して、1つの文書がどの特定秘密の指定に係るものかということとを全部整理していくということは、非常に多大な労力を必要とする。
- ⑦ 御指摘の特定秘密は、ひもづけの関係で0件になっているものである。

d 特定秘密文書不存在についての政府の対応

特定秘密文書不存在については、今までも各行政機関に対し指摘をしてきたところでもあり、報告書への記載の仕方にも障りがあるので、本件についての各省の検討結果については、年内に結論を出してもらいたい。

[平成28年11月21日審査会]

(答弁)

行政文書が不存在の特定秘密については、これまでも御指摘をいただいているところであり、本日も各行政機関に対し、御指摘をいただいたところだと思っている。結論が出せるものについては、早く結論を出したい。

ただ、例えば保存期間と特定秘密の指定の有効期間の関係については、他の制度の関係もあり、物によっては若干時間がかかることもあり得る。

e 特定秘密文書不存在の指定解除

特定秘密文書不存在については、「あらかじめ指定」の解釈が広すぎるのではないか。前年に行政文書0件であった特定秘密は原則として、その指定を解除すべきではないか。

また、時期について特定されると困るということについて、特定秘密の指定年月日を墨塗りするだけでは情報公開請求があった場合に困るという答弁があったが、全く新しく、予想もしないようなものが発生した場合には、これは墨塗りにできない。したがって、い

つ入手したか、ある程度判明してしまう。その場合があるということを考えれば、余り有効な反論になっていないかどうか。

[平成 28 年 11 月 21 日審査会]

(答弁)

1 点目について、御指摘のように、前年 0 件ということは、当然、次の指定の際に考慮されるべき事項であると考えている。

また、時期の特定をされないための工夫については、先ほど申し上げたところである。もちろん、時期の特定をされないための工夫はこれだけで足りるというわけではなく、不十分という御指摘かと思うが、そういったことも含め、さまざまな事情を勘案して検討してまいりたい。

f 今後の方針

- ① 具体的な情報の出現前にあらかじめ指定したが、具体的な情報が未出現のもの（第①類型）及び行政文書も物件もないが、具体的な情報が職員等の知識として存在するもの（第④類型）についての今後の取扱方針について伺いたい。
- ② 情報が記録された行政文書が存在しない特定秘密について、指定を解除する、又は行政文書を作成する期限について伺いたい。
- ③ 従来からすでに特定秘密を記録する行政文書が存在していたケース（第⑥類型）についての従前の説明内容の変更の有無及び第④類型の今後の取扱方針について伺いたい。
- ④ 当該年に情報が存在しなかった特定秘密についての翌年の指定の要否に関する政府の認識について伺いたい。

[平成 29 年 1 月 30 日審査会]

(答弁)

- ① あらかじめの指定、文書のない特定秘密、これらについては、御説明申し上げた考え方に従い、今後とも取扱ってまいりたい。
- ② なるべく早い時期と思っているが、遅くとも年度内には行いたい。

③ まず、類型⑥については、平成 28 年 11 月 21 日の審査会において、本来御説明申し上げるべきであったが、時間の関係もあり、省略した。内容については本日申し上げたとおりであり、若干経緯を申し上げますと防衛装備庁においては、情報監視審査会からの資料要求に対し、防衛省の既存の指定と同一の内容を重ねて指定した 10 件に関する文書について、防衛装備庁発足前に防衛省において作成し、防衛装備庁発足時に引き継がれた文書を含めずに回答したところであり、これらの特定秘密に関連する文書は、防衛装備庁において保有しているというものである。

類型④については、行政文書も物件もないが、具体的な情報が知識等として存在するものである。特定秘密については、適切に管理される必要があると理解しており、特定秘密に限らず重要な情報は、従来から、文書に記載して管理するというのが一般、また通例であり、特定秘密についても、今後、そのような扱いをするのが通例である。

④ あらかじめの指定に関し、逐条解説では、将来出現することが確実である場合にこういったことがあり得るとしている。確実については、確かで間違いのないことであり、例えば、指定してから 1 年以上の長期間にわたって具体的な情報が出現しないというような場合には、一般的には、もはや情報の出現が確実であるということはいえないだろうと考えている。

g 指定解除に係る判断主体

行政文書が破棄された特定秘密の指定の解除に係る判断主体について伺いたい。

[平成 29 年 1 月 30 日審査会]

(答弁)

特定秘密保護法上、指定するか、解除するかについては、各行政機関の長である、多くの場合、大臣はその責任において判断する。

しかしながら、法律の統一的な運用を図るという観点

から、内閣官房において調整をさせていただいている。具体的には、例えば防衛省については、最終的には防衛大臣の責任において、指定をする、あるいは指定を解除するという事になっているが、それが他の行政機関との横並びあるいは法律の解釈上適切なのかということについて、内閣官房で相談に乗り、調整をさせていただく。最終的には防衛大臣までこの考え方を御説明いただき、防衛大臣が判断を行う。

h 未解明部分について詳細な調査を行う必要性

自らは行政文書等を保有していないが、他行政機関又は適合事業者に文書があるもの（第②類型）及び複数の特定秘密を記録する行政文書が存在する場合において、代表的な特定秘密以外の特定秘密についても計上すれば、文書が存在しているもの（第③類型）における重複等の別を情報監視審査会に対し明らかにする必要があると考えるがどうか。

[平成 29 年 1 月 30 日審査会]

(答弁)

類型②あるいは類型③の、重複の関係については、作業できるかどうか検討してみたい。

i 年次報告書作成に係る不開示情報の開示の必要性

- ① 情報監視審査会における調査の成果である、行政文書が存在しない特定秘密の件数、当該件数の行政機関ごとの内訳及び行政文書が存在しない理由の類型化を年次報告書で公表する必要性があり、不開示情報を公開すべきと考えるがどうか。
- ② 今回、指定解除を決断した外務省の3件は重要度が高い案件である。こういった重いものでさえ文書件数が0件であることが年次報告書で明らかになるにも関わらず、他の案件において情報関心が明らかになるので特定秘密ごとの文書件数を公表できないというのは理由となっていないのではないか。
- ③ 情報監視審査会の取組によって、情報が記録された行政文書が存在しない特定秘密の運用の改善が図られることに鑑み、取組の成果を年次報告書に記載すること

についての政府の所見を伺いたい。

- ④ 年次報告書の作成に当たり、情報監視審査会での調査・分析の成果を踏まえ、政府と緊密に調整する必要性がある。

[平成 29 年 1 月 30 日審査会]

(答弁)

- ① 特定秘密ごとの行政文書の件数は、平成 27 年 8 月の本審査会においても答弁申し上げているところであるが、「特定秘密ごとに行政文書の件数を明らかにすることにより、各行政機関の情報分析あるいは情報収集能力、関心度合いを外部から推察され、ひいては今後の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあり、公表を前提とした国会報告に記載することは不相当と考えている」という答弁があり、この考えは現在も同じである。
- 一方、それにわたらない部分については、公表の仕方について、いろいろなやり方があり得る。
- ② 個別の事情を踏まえて検討させていただきたい。つけ加えると、今回指定解除したものについても何ら情報がないということではなく、特定秘密はないということである。
- ③ いろいろな説明をこの過程で申し上げたので、全てについて公表できると今段階で断言することはできかねる。具体的な事項に即してまた御説明したい。
- ④ (意見のため答弁無し)

(ウ) 公安調査庁

a 特定秘密文書の不存在

- ① 公安調査庁が指定した一部の特定秘密に関する特定秘密文書が不存在であることについて説明を求める。
- ② 一部の特定秘密については、特定秘密に該当する情報が読み取れないように記述をしているものは文書としては数えない、数えていないということか。
- ③ 特定秘密に該当する情報が記載されていないものとして、特定秘密文書ではない文書とした場合に、適性評価を受けた担当者はその内容を把握することは可能なのか。
- ④ [不開示情報]と[不開示情報]をリンクさせることが特定秘密になるとのことだが、その関係を知っているということは知識としてのみ存在する特定秘密にならないか。

[平成 28 年 10 月 26 日審査会]

(答弁)

- ① 公安調査庁では、当該特定秘密に関する情報を記録する文書を作成する場合、情報保全という観点から、万が一の漏えいに備えて、[不開示情報]としており、指定書の対象情報においても[不開示情報]から外れる立て付けになっている。  
そのため、これが除かれることとなり、[不開示情報]となる。情報としては、特定秘密として指定された情報が存在する。
- ② そのようなものは、指定書の定義からいって特定秘密文書からは除かれることになる。
- ③ 適性評価を受けた担当者全員が知っている必要はなく、その分野を担当している者がわかればよい。その意味で資料のようなものは整っている。何が特定秘密に当たるかという点、[不開示情報]。
- ④ [不開示情報]

b 特定秘密文書不存在の特定秘密についての見解

- ① 公安調査庁及び他の行政機関にも文書が無く、職員等の知識（頭）の中にある特定秘密について、行政文書を作成する際に特定秘密文書の定義から外れるような記述とし、特定秘密文書が存在していないことは、情報の特定を困難にし、特定秘密の情報の保護及びその漏えいを防止する上でも問題があるのではないか。また、指定の有効期限の更新と指定の解除をどのように行うつもりなのか。
- ② 行政文書が存在しない特定秘密については、行政文書を作成し、特定秘密として適正な管理をすべきだと考えるが見解を求める。

[平成 28 年 11 月 21 日審査会]

(答弁)

- ① 特定秘密として指定した当該対象情報について、公安調査庁では、特定秘密保護法の制定以前より、[不開示情報]としているところである。

今回、特定秘密保護法の制定に当たり、当該特定秘密について、特定秘密保護法、その運用基準に基づき、必要最小限の情報を必要最低限の期間に限って特定秘密として指定するという基準に従って、慎重に検討し、特定秘密の指定を行った。

従来 of 業務形態を前提とすると、特定秘密を記載した文書がないということになったものである。

また、特定秘密の特定という点で申し上げますと、当該特定秘密は決して曖昧なものではなく、客観的に明確であり、御指摘には当たらない。

- ② 今回、情報監視審査会から行政文書を作成すべきとの御意見をいただいたので、これを真摯に受けとめ、御意見いただいた事項も含め対応を検討してまいりたい。

c 特定秘密と行政文書の関係

- ① 特定秘密の漏えい違反があった場合、特定秘密文書がない場合の裁判での取扱いと行政文書を作成する必要について伺いたい。
- ② 公安調査庁が指定した一部の特定秘密について、関連する他の行政文書との関係性について伺いたい。
- ③ 特定秘密という厳密に管理する手法が今ある状況の中で行政文書と特定秘密を結合させるものが職員の知識の中にしかないことは問題があり、特定秘密文書が必要だということ意見を述べる。
- ④ 特定秘密の指定の有効期間は5年であり延長も可能だが、特定秘密ではない文書の保存期間との整合について伺いたい。
- ⑤ 特定秘密文書が不存在ということは、漏えいしにくい面もあるが、そこが脆弱だと言えなくもない。今日の指摘を踏まえて、今後どうすることが適切か、検討いただきたい。

[平成 28 年 11 月 21 日審査会]

(答弁)

- ① これまでの当該対象情報に関する管理は、その情報をいかに的確に利用するかという面と、その漏えいを防ぐかという2つの側面がある。漏えいを防ぐ側面では、[不開示情報]ということもあり、今のような取扱いで特に問題はないと考えている。

しかし、特定秘密文書を作成することも重要であり、委員御指摘のような文書を作成することも検討したい。

刑事事件でどのように立証するかという点は、当庁の所掌外であり、はっきりと申し上げられないが、例えば、特定秘密の内容については、こういうものであると裁判であれば証言等により立証するなど、様々な方法があるのではないか。

- ② [不開示情報]
- ③ (意見のため答弁なし)
- ④ [不開示情報]。特定秘密は、少なくとも年1回、その必要性について検討するので、その際に当然[不開示情報]、特定秘密としての期限を延長する必要があるのかないのかということは毎年見直し、延長する必要があるれば、そこで延長することになる。他方、[不開示情報]

する必要があるかどうかということを検討することになる。

- ⑤ 御指摘の特定秘密文書の作成を含め、対応を検討してまいりたい。

(I)－①外務省（大臣官房）

a 特定秘密文書の不存在問題①

① 特定秘密文書の件数が不存在の項目がいくつかあるが、答弁はそれぞれを管理している部局が行うのか。

[平成 28 年 11 月 9 日審査会]

② 特定秘密文書が存在しない特定秘密について、速やかに指定を解除する必要があると考えるがどうか。その理由は、(i) 既に文書が廃棄され、今後、該当する文書が出現する見込みがないこと。(ii) 特定秘密として指定するに一定の必要性が推量される指定概要となっているが、外務省においては、当該事項について日常的に情報収集がされているはずである。特定秘密とは、収集された情報から、別表該当性など 3 要件に照らして指定されるもので、これまで、該当する情報がなかったことも踏まえれば、あらかじめ指定する必要性はない、及び情報の出現可能性が高いとは言えないと考えるが外務省の見解を問う。

[平成 28 年 11 月 21 日審査会]

(答弁)

① 内容については、それぞれの取扱者に御質問いただきたいが、特定秘密に当たる情報が出現する前にあらかじめ特定秘密を指定する場合には、当該情報の出現可能性について慎重に判断するように独立公文書監理監から指摘されているため、慎重な判断に努めたい。

② (i) 当該特定秘密は既に廃棄済のため文書が存在しないが、情報としては存在している。当該文書の原本は他の行政機関に保管されている。当時の情報協力業務の内容等については情報として残っており、厳格な管理の必要がある。情報管理の観点も踏まえ、内閣情報調査室とともに現在具体的な検討を進めている。

(ii) 当該特定秘密は、外務省が保存する関連文書について 3 要件を満たしているか精査した結果、現時点で 3 要件を満たす文書は確認できておらず文書件数が 0 件となっている。

他方、現時点はないとしても将来的に当該 3 要件を満たす文書が作成される可能性も排除できない。

特定秘密とすべき情報を入手し、文書を作成してから初めて特定秘密として指定した場合には、情報を入手してから指定を受けるまでの間の秘密保全について問題がある。そのため、対象となる情報を入手することが事前に見込まれる場合には、あらかじめ特定秘密として指定していくことが必要である。

いずれにしても、本年4月に独立公文書管理監から、特定秘密に当たる情報が出現する前にあらかじめ特定秘密に指定する場合には、当該情報の出現可能性について慎重に判断するようにとの意見も出されており、委員の御指摘も踏まえ、点検の機会等にも、今後の情報の出現可能性について慎重な判断に努めたい。

b 特定秘密文書の不存在問題②

③ 昨年来、当審査会では、外務省の特定秘密の指定の仕方が漠然としていると再三指摘してきた。今回特定秘密文書が不存在だった(b)外-9<sup>32</sup>、(c)外-10<sup>33</sup>も指定の仕方が漠然としているため、不存在の状態を放置しているとも言える。したがって、特定秘密の指定の仕方を総点検し、指定概要を、もっと具体的な記述に、特定秘密の概要がわかるように、全て書き直す必要があると考えるが、外務省の見解を問う。

[平成28年11月21日審査会]

(答弁)

③ 平成27年の年次報告書において、政府として、特定秘密の内容を示す名称の総点検を行い、文書の具体的な内容がある程度想起されるような記述に早急に改める旨意見が付され、さらに、内閣情報調査室において実施された指定管理簿及び指定書の総点検結果を受けて、外務省においても、指定書の修正作業を進めているところである。今般改めて御指摘をいただいたので、特定秘密の指定の仕方についても、引き続き、法の適切な運用に努めてまいりたい。

<sup>32</sup> 前掲

<sup>33</sup> 前掲

c 特定秘密文書の不存在問題③

④ 情報が出現する前に、あらかじめ特定秘密を指定している項目が存在することについて、所見を伺いたい。

[平成 28 年 11 月 9 日審査会]

⑤ 特定秘密指定書の修正作業については、平成 27 年年次報告書が提出される前から修正作業中である旨答弁している。いつまでに修正した指定書を示せるかお答えいただきたい。

⑥ 他省で特定秘密に指定していれば、外務省で重ねて指定せずとも、外務省の職員も特定秘密保護法上の義務を負うと考える。したがって、他省で当該情報を特定秘密に指定しているということは、外務省において、当該情報を特定秘密として指定する理由にはならないのではないか。

[平成 28 年 11 月 21 日審査会]

(答弁)

④ 平成 28 年 4 月に独立公文書管理監から、特定秘密に当たる情報が出現する前にあらかじめ特定秘密を指定する場合には、当該情報の出現可能性について慎重に判断するようにとの意見をいただいている。

あらかじめ項目を設け、情報が出現したら即座に保護することは重要だとは考えているが、項目を設けるに当たっては、独立公文書管理監からの指摘もあるため、慎重な判断を行うよう、外務省として努めていきたい。

⑤ 内閣情報調査室によって行われた点検により、外務省においては 5 件の特定秘密について修正が必要だと考えられる記載が発見された旨伝達があり、指定書の修正作業を行っているところである。修正作業の見通し等については、主管当局から説明をさせていただきたい。

⑥ 法律上、特定秘密の指定対象は情報であって、文書の存在は前提とされていない。[不開示情報] したがって、当該情報を特定秘密に指定して管理している。

(I)－② 外務省（総合外交政策局）

a 特定秘密文書の不存在問題

- ① 特定秘密が現存してから指定する場合には、どのような問題が考えられるか。
- ② 情報を入手してから指定されるまでの間が不安定な状態になるというのは、制度上、予定されていることであり、そのような状態であっても漏えいしないというのは当然のことであるから、事務手続の期間に情報の保護に支障が生じるというのは、あらかじめ特定秘密を指定する理由には必ずしもならない。入手してから指定すると入手時期が明らかになり不都合だというのであれば、指定した時期を対外的には不開示（黒塗り）にする方法もある。
- ③ あらかじめ特定秘密を指定する必要があると外務省が考える理由は、事務手続の期間における情報の保護への支障及び特定秘密に該当する情報を入手した時期等が判明するおそれの2点のみか。

[平成 28 年 11 月 9 日審査会]

(答弁)

- ① 特定秘密に該当する情報であると判断してから特定秘密を指定するとした場合は、あらかじめ指定しておいた場合と比べて、指定のための決裁等の事務手続に時間を要することから、その間、当該情報の保護に支障が生じるおそれがある。  
また、特定秘密の指定の期間から、特定秘密に該当する情報を獲得した時期等が明らかになる可能性もあるため、情報保護に支障を来すおそれがある。
- ② 公表の在り方も含め、内部でもう一度よく協議をして考えてまいりたい。
- ③ 我々の判断では当該2点を考えている。

b 特定秘密文書の存否

平成 28 年における国際テロリズムに関する人的情報源についての情報及び外国の政府等から総合外交政策局に提供される情報については、特定秘密文書は存在しているのか。

[平成 28 年 11 月 9 日審査会]

(答弁)

[不開示情報]

(I)－③ 外務省（アジア大洋州局）

a 特定秘密文書の不存在問題①

- ① 行政文書が存在しない特定秘密について、速やかに指定を解除するよう求める。その理由は、(i) 既に文書が廃棄され、今後、該当する文書が出現する見込みがない、(ii) 収集された情報から、別表該当性など3要件に照らして指定されるもので、これまで、該当する情報がなく、あらかじめ指定する必要性がない、(iii) 情報の出現可能性が高くないためである。

[平成28年11月21日審査会]

(答弁)

- ① 指摘をいただいた特定秘密については、現時点においては、特定秘密の3要件を満たす文書は存在しないが、将来的に当該3要件を満たす文書が作成される可能性は排除されないと考えている。

特定秘密とすべき情報を入手し、文書を作成してから初めて特定秘密として指定するとした場合には、情報を入手してから指定を受けるまでの間の秘密保全について問題が生じる可能性がある。

そのため、対象となる情報を入手することが事前に見込まれる場合には、あらかじめ特定秘密として指定しておくことが必要である。

b 特定秘密文書の不存在問題②

- ② 特定秘密保護法の逐条解説によれば、将来出現することが「確実な」情報が、あらかじめ指定する対象となることから、答弁されたように、将来的に文書が作成される可能性は排除されないという程度の出現可能性であれば、速やかに指定を解除すべきである。
- ③ 外交交渉の途中経過などが特定秘密に該当する可能性があるため、外交交渉が想定される事象に関する情報をあらかじめ特定秘密として指定しているのか。
- ④ 特定秘密に指定されるまでの間の保全に万全を期すことは、どのような特定秘密であっても、当然に要求されるため、一部の特定秘密についてだけ配慮する理由にはならない。
- ⑤ 特定秘密の指定を一旦解除した後に情報が出現したこ

とを受けて、新たに指定を行うに当たり、指定日によって情報の入手日が知られてしまう問題については、例えば対外的にはわからないようにするため、不開示（黒塗り）にするとといった工夫はあり得る。

[平成 28 年 11 月 21 日審査会]

(答弁)

- ② 将来的に特定秘密の 3 要件を満たす情報が出現する可能性が全くないということであれば、指定を解除することも可能かと考えるが、現段階ではその可能性は排除できないため、指定をしているということである。
- ③ 具体的な例を申し上げれば [不開示情報]、その意味では、当該特定秘密が対象としている情報が出現する蓋然性というものが存在するため、あらかじめ特定秘密を指定していると御理解いただきたい。
- ④ とにかく特定秘密に当たるものについてはその保全に万全を期さなければならないということで、交渉が予定されるようなもの及び情報を入手する可能性があるものについては、あらかじめ指定をさせていただいている。
- ⑤ 御指摘された方法の実施の可否については、制度全体を所管しているのは外務省ではないので、適切な答弁を行うことはできない。

(I)－④外務省（国際情報統括官組織）

a 特定秘密の対象となる情報及び文書

- ① 内閣情報調査室から提供を受けた内閣情報調査室と外国政府等との情報協力業務に関する情報に係る特定秘密文書件数について伺いたい。
- ② 内閣情報調査室から提供を受けた内閣情報調査室と外国政府等との情報協力業務に関する情報には、文書以外の情報が存在するのか。
- ③ 平成 27 年の 1 年間で、衛星情報を中心として特定秘密文書が 4 万件増加したのは、運用が大きく変化したからか。

[平成 28 年 11 月 9 日審査会]

(答弁)

- ① 特定秘密保護法における特定秘密の指定事項というのは、必ずしも文書には限らず、情報が対象であると理解している。

その前提で、文書自体は〔不開示情報〕であるが、そもそもの指定の内容は、内閣情報調査室が、外国政府又は国際機関と行った情報協力の業務の計画あるいは方法である。以下、〔不開示情報〕。

- ② 端的に言えば、担当職員の頭の中等に情報として残っている。したがって、当該外務省担当職員が情報を口外してよいということにはならない。
- ③ 衛星画像については、外務省としては、最近の国際情勢を踏まえ、関心の対象や事象が増加したのに伴って画像の数も増えているということは挙げられると考えている。

b 特定秘密文書の不存在問題

- ① 特定秘密保護法施行以前に特別管理秘密として内閣情報調査室から外務省に提供されたものであり、当該指定については特定秘密としての指定を速やかに解除するよう求める。
- ② 他省庁で特定秘密に指定していれば、特に外務省で指定していなくても、外務省の職員も特定秘密保護法上の義務を負うと考える。したがって、他省庁で当該情報を特定秘密に指定しているということは、外務省において、当該情報を特定秘密として指定する理由にはならないのではないか。

[平成 28 年 11 月 21 日審査会]

(答弁)

- ① 当該情報における情報協力業務の内容や相手国などについては、外務省側の担当官の頭の中等に情報として残っており、その情報を保護し、漏えいを防ぐために厳格な管理の必要があるため、特定秘密として指定している。

情報監視審査会から指摘を受けたことに対しては、非常に重く受けとめているところであり、いかなる方法が情報の適切な管理に資するかといった観点を踏まえながら、法令の主管官庁であり、かつ、今回の当該情報の提供元である内閣情報調査室と現在具体的な検討を進めているところである。

- ② 当該情報は、内閣情報調査室から提供を受けたものであり、その指定の解除については、情報の提供元である内閣情報調査室が解除についての判断を一義的に行い、内閣情報調査室が当該特定秘密の指定を解除すれば、外務省としてもそれに応じることになると考えている。

(オ) 防衛省

a 特定秘密文書の不存在問題①

- ① 特定秘密が記載された文書の件数の一覧から一部の特定秘密が抜け落ちている理由は何か。
- ② 一部の特定秘密に特定秘密が記載された文書が存在しない理由を、それぞれ説明すべきではないか。
- ③ 一つの行政文書に複数の特定秘密が記録されている場合に、重複して記録されていることが分かるよう特定秘密が記録された文書の件数一覧への記載方法を工夫すべきではないか。
- ④ 特定秘密を指定した日付が明らかになることが不都合な場合には、当該日付を伏せた上で当審査会へ提出することを検討すべきではないか。
- ⑤ 特定秘密文書ごと防衛装備庁に移管した特定秘密以外にも、職員の知識としてのみ存在する特定秘密は存在するか。

[平成 28 年 10 月 17 日審査会]

(答弁)

- ① 暗号など行政文書の形で保有していないものもあること等から、一部の特定秘密について文書件数が特定秘密文書件数一覧に計上されていない。
- ② 文書件数が計上されていないものに特定秘密が記録された行政文書や物件が全くないというわけではない。例えば、暗号のように行政文書ではなく電子的機器のような物件である特定秘密がある。

また、行政文書に複数の特定秘密が記録されている場合は、そのうち代表的な特定秘密の 1 つにおいて行政文書の件数を計上しているため、代表的な特定秘密以外の特定秘密についてはその文書数が計上されない場合がある。さらに、特定秘密とすべき情報を入手する前にあらかじめ特定秘密に指定した場合に、該当する行政文書の件数が結果的に 0 件になるケースがある。この場合には、対象となる情報の出現可能性がないことが判明した時点で速やかに指定を解除することとしている。

行政文書の件数が計上されない理由の多くは上記のようなものであるが、それらについて網羅的に説明する準

備をしていないため、改めて回答したい。

- ③ 行政文書に複数の特定秘密が記録されている場合、代表的な特定秘密に計上したが、ある文書の中に幾つの特定秘密が存在するかは調査していない。

代表的な特定秘密以外の文書件数を一覧表に記載する場合には、行政文書に記載された特定秘密を全て確認することになることから膨大な時間がかかる。

- ④ あらかじめ指定の在り方については、あらかじめ指定の実情を調査した上で、御指摘を踏まえ対応したい。
- ⑤ 現在承知しているのは、防衛装備庁に行政文書を移管したケースと、行政文書の保存期間は満了し文書を廃棄し、その後も文書は発生しないが、職員の知識の中に残っているケースである。

b 特定秘密文書の不存在問題②

- ⑥ 防衛省が提出した文書件数の一覧表から項目自体未記入の数多くの特定秘密について、全て文書が存在しないということであれば、まずは指定解除について検討すべきはないか。速やかに指定解除するもの、行政文書が重複しているなど特定秘密の指定の見直しにより、統合すべきものがあるかと考えるがどうか。

なお、以前、あらかじめ指定した理由について照会を行った際に〔不開示情報〕については、その理由に「平成 27 年度中に情報を入手、システムの運用を開始する等」となっていたが、この理由によれば、指定を解除すべきではないか。その他の指定についても、その説明責任を尽くすべきであり、防衛省の見解を問う。

- ⑦ 特定秘密文書不存在の特定秘密について、今後の出現可能性について伺いたい。最低限、物件以外の特定秘密文書不存在の特定秘密については、有効期限を更新すべきではないかと考えるがどうか。

[平成 28 年 11 月 21 日審査会]

(答弁)

- ⑥及び⑦

平成 27 年 12 月末時点の防衛省における特定秘密の指定 270 件のうち行政文書の件数が 0 件のものは〔不開示

情報] がある。その内訳は、具体的な情報の出現前にあらかじめ指定をしたが、具体的な情報が未出現のもの、これが [不開示情報] がある。

具体的には、このうち防-224<sup>34</sup>については、現在、情報が出現する見込みについて慎重に確認をしているところであり、その結果を踏まえて指定を維持するか否か判断をしてまいりたい。

次に、[不開示情報] については、これは防衛省と防衛装備庁とで2重に指定している特定秘密であり、平成28年に防衛装備庁から情報の提供があり、今後行政文書を取得する見込みがある。

次に、防-253<sup>35</sup>と265<sup>36</sup>については、これは情報の出現の見込みがないことが確認をされたので、本年の6月及び8月に指定を解除したものである。

次に、自からは行政文書等を保有していないが、他行政機関又は事業者にも文書があるもの、これが [不開示情報] がある。[不開示情報] がこれに当たり、これは、防衛装備庁の新設に伴い、防衛省において保有していた行政文書を防衛装備庁に全て移管したものである。

次に、複数の特定秘密を記録する行政文書が存在する場合において、代表的な特定秘密以外の特定秘密についても計上すれば文書が存在しているもの、このカテゴリーのものが [不開示情報] がある。これは、行政文書の件数を重複して計上しないようにするためのいわば集計上の措置によるもので、行政文書自体は存在をしている。

次に、行政文書も物件もないが、具体的な情報がいわば職員等の知識として頭の中に存在するもの、これが [不開示情報] がある。

その内訳としては、行政文書を廃棄済みのものが5件、それから、平成27年12月31日時点では行政文書はなかったものの、平成28年に行政文書を作成したものが [不開示情報]、そして、今後行政文書を作成する予定のものが [不開示情報] がある。

まず、行政文書を廃棄済みのもの5件あるが、これは、過去に特定秘密が記録された行政文書が存在をしたものの、保存期間の満了に伴いこれが廃棄をされ、現在は行

---

<sup>34</sup> 前掲

<sup>35</sup> 前掲

<sup>36</sup> 前掲

政文書が存在をしないというものである。これらについては、今後行政文書を作成する見込みはないが、関係する職員が当該特定秘密の情報を知識として保有し続けているので、その知識の漏えいは我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるということから、特定秘密としての指定を維持しているところである。

次に、平成 27 年 12 月 31 日時点では行政文書はなかったものの、平成 28 年に行政文書を作成したもの、これが〔不開示情報〕あり、これは平成 28 年に行政文書を作成した。

次に、今後行政文書を作成する予定のものであるが、これは平成 28 年中に行政文書を作成する予定であるということである。

最後に、行政文書がなく、特定秘密を記録、化体する物件のみが存在するもの、これが〔不開示情報〕ある。

その内訳としては、規約と言われるものが 85 件、それから、〔不開示情報〕、これが〔不開示情報〕ある。

まず、規約については、これは暗号化をするための装置に入力をする情報であり、数値等の羅列になっているものである。その性質上、行政文書としては管理をしていない。

次に、〔不開示情報〕については、これは、〔不開示情報〕されていないため、規約と同様に、行政文書としては管理をしていない。

c 電子戦運用教育実施に関する米軍情報関係

電子戦運用教育実施に関する米軍情報の具体的な内容及び同情報の解除を判断する時期について説明を求めたい。

[平成 28 年 11 月 21 日審査会]

(答弁)

本件は、米国政府及び米軍の実施する電子戦運用教育を受講する防衛省・自衛隊の要員に対し提供される情報の中に S E C R E T の秘密区分にしているものが含まれる可能性があることから、情報の提供を受ける前に特定秘密として指定する必要があったものである。

今後、特定秘密に該当するような情報を取得できる可能性がないと判明した場合には、速やかに、本件に係る

特定秘密の指定の解除の手続をとることを考えている。

具体的には、28年度中に取得する見込みがない場合には、特定秘密の指定の解除手続をとることを考えていきたい。

d 特定秘密文書を廃棄した理由

- ① 漏えいを防止するという観点からは文書を保持し続けても良かったとも思うが、職員の知識のみの特定秘密になるにもかかわらず特定秘密文書を廃棄した理由について伺いたい。
- ② 知識は、5年で忘れる人もいれば、30年覚えている人もいる。特定秘密文書の公文書管理法上の保存期間が満了しても特定秘密の指定の有効期間が続く場合は文書を廃棄すべきではないと考えるが、防衛省の見解を伺いたい。

[平成28年11月21日審査会]

(答弁)

- ① この5件については、行政文書としては既に保存期間を過ぎており、その時点で文書管理の責任者の判断で廃棄をした。しかしながら、関係する職員が知識として保有しているため、特定秘密の指定としての維持をし、これを保護している。

法の趣旨からも、これ自体は想定されていることであると認識している。

- ② 知識のみしか存在していないものであっても、外部に情報を漏えいすることを防ぐという保全上の必要性等から指定をしている。

一方で、行政文書が存在しない特定秘密について、秘密保全の実効性をいかに確保していくのかという点は、情報監視審査会でも御指摘をいただいております、一つの課題であると認識をしています。この点について、今後、内閣官房ともよく相談をしながら、こうした特定秘密の管理の在り方等について検討してまいりたい。

e 自衛隊の運用関係

- ① 自衛隊の運用に関する計画のうち特定秘密文書を廃棄したもので既に同計画が存在しないものについては指定を解除する必要があると思うがどうか。

② 過去の自衛隊の運用に関する見積もり又は計画等とそれらとの対応について伺いたい。

[平成 28 年 11 月 21 日審査会]

(答弁)

① [不開示情報]

② [不開示情報]

f 暗号に係る特定秘密

防衛省が指定している暗号関係の特定秘密の大部分が、特定秘密文書がない状態にある。公文書管理法の行政文書の定義では、電磁的記録もその対象となっているが、暗号はその特殊性から、「行政文書」とは違う方法で保存しているということか、御説明願いたい。

[平成 28 年 11 月 21 日審査会]

(答弁)

規約は数値等の羅列でしかなく、規約のみでは全く意味をなすものではないことから、電磁的記録ではなく、仮に印刷したものであってもそもそも文書に当たらない。

行政文書とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であるところ、規約はそもそも文書に当たらないことから、行政文書として管理する必要はない。

なお、一般的な媒体に格納した状態で取扱われていることから物件として管理している。

g 潜水艦に係る特定秘密関係

防衛省は潜水艦関係の情報を特定秘密にしているが、そのうち数件について特定秘密文書が不存在となっている。特定秘密文書が不存在となっている特定秘密は、潜水艦の数値に関する情報であるが、他方、他の類似の特定秘密の中には文書が存在しているものもある。

これらのことから類推すると、当該特定秘密にも当該情報を明示する数値が、文書として存在すべきと考えるが、それが存在しない理由について、御説明願いたい。

[平成 28 年 11 月 21 日審査会]

(答弁)

複数の特定秘密を記録する行政文書が存在する場合において、代表的な特定秘密以外の特定秘密についても計上すれば文書が存在するものに分類している。また、平成 27 年 12 月 31 日時点では特定秘密文書がなかったものの、平成 28 年に行政文書を作成したものもある。

h 自衛隊の行動に係る特定秘密関係

防衛省は、自衛隊法に規定する防衛出動等の自衛隊の行動（イ a(c)）については、特定秘密に指定しているが、そのうち数件が、特定秘密文書不存在となっている。自衛隊の行動として指定される特定秘密は、「自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究」であり、いずれも、何らかの文書が作成されると通常考えられるが、これらに文書が存在しない理由について、御説明願いたい。

[平成 28 年 11 月 21 日審査会]

(答弁)

いずれの指定についても、過去に特定秘密が記録された行政文書が存在したものの、既に廃棄されたものである。

i 音響情報に係る特定秘密関係

防衛省が特定秘密に指定している音響測定装置（S U R T A S S）や水中に設置するセンサー等の情報に係る特定秘密文書が存在していない。その中には、音響測定装置（S U R T A S S）や水中に設置するセンサー等が収集又は解析したことが識別できる音響情報のほか、「仕様、性能又は使用方法」、「センサー及び関連機材の配備位置及び運用要領」というものも含まれており、当然何らかの文書の存在が推察されるが、これらに文書が存在しない理由について、御説明願いたい。

[平成 28 年 11 月 21 日審査会]

(答弁)

いずれの情報も一時的に表示される情報であり、行政文書に該当しない。

j 情報収集衛星（IGS）に係る特定秘密

防衛省は、情報収集衛星（IGS）関係の情報について、特定秘密保護法が施行される以前の平成 26 年 12 月 9 日以前と、平成 26 年 12 月 10 日から平成 26 年 12 月 26 日に分けて特定秘密の指定を行っているが、そのうち、後者については、特定秘密文書が不存在となっている。特定秘密保護法施行後に、情報収集衛星（IGS）等により収集及び分析して得られた情報等がないのであれば、当該指定を速やかに解除すべきと考えるが、御説明願いたい。

[平成 28 年 11 月 21 日審査会]

(答弁)

当該指定は、平成 27 年 12 月 31 日時点では行政文書が不存在であったものの、平成 28 年には行政文書を作成しており、当該指定を解除することはできない。

(カ) 防衛装備庁

a 特定秘密文書の不存在問題

- ① 特定秘密に指定されている 16 件のうち 14 件について、特定秘密が記載された文書の件数を示した一覧に記載されていない理由を伺いたい。
- ② 特定秘密が記載された文書の件数を示した一覧に記載されていない 14 件は防衛省と重ねて指定している特定秘密であるか。
- ③ どのような情報を防衛省と重ねて特定秘密に指定したのか。また、今後も防衛省と重ねて指定する可能性はあるのか。
- ④ 特定秘密保護法の施行以前から同一の特定秘密が記載された文書を複数行政機関で保有していた場合は、各行政機関で特定秘密として指定していたが、同法施行後は、1つの行政機関で指定し、必要な文書が他行政機関へ提供される運用がなされている。他方、防衛装備庁は、同一の特定秘密を防衛省と重ねて指定しており、他行政機関とは違う運用を行っていることから、内閣情報調査室と相談し、統一すべき。
- ⑤ 防衛省と重ねて指定している特定秘密について、特定秘密が記録された文書の件数を両行政機関間で確認すべき。

[平成 28 年 10 月 17 日審査会]

(答弁)

- ① 当該 14 件の特定秘密文書数について、詳細な件数は持ち合わせていないが、文書数が 0 件ということはない。他の行政機関から提供を受けた行政文書である [不開示情報] の中に含まれている。
- ② 平成 27 年 10 月 1 日の防衛装備庁の発足に伴い、防衛省の装備品の研究開発、調達等の機能は装備庁に移行した。そのため、従来防衛省が指定していた特定秘密のうち、防衛装備庁の所掌事務に関する研究開発等を今後も進めていく上で必要と判断された 14 件を昨年 10 月 1 日付で、防衛装備庁において特定秘密として指定した。  
この 14 件は、防衛省の機関であった技術研究本部において発生した情報である。これらの情報及び関連する文書に関し、防衛省は引き続き保有しておく必要があることから、防衛省においても引き続き特定秘密として指

定している。

- ③ 特定秘密保護法上、防衛省と防衛装備庁は別の行政機関として整理されていることから、防衛省と防衛装備庁は、それぞれの所掌事務の遂行に必要な特定秘密を、それぞれが指定している。

このうち両行政機関で2重に指定している情報については、両行政機関において必要性があることから指定している。したがって、今後も必要があれば、両行政機関が同様の情報を指定する可能性は排除されない。

- ④ 御指摘いただいた点について、内閣情報調査室及び防衛省と協議して適切に対応したい。
- ⑤ 文書の件数についても確認したい。

b 防衛省と防衛装備庁の特定秘密の関係①

- ① 特定秘密文書不存在の特定秘密について、防衛省等の他行政機関から受領した特定秘密文書について、防衛装備庁のどの特定秘密に該当するか情報元関係行政機関と件数を明らかにされたい。
- ② 指定時には防衛省で指定された特定秘密文書がその後防衛装備庁に移管された結果、当初指定した防衛省には特定秘密文書が無くなり、一方の防衛装備庁には、防衛省の特定秘密文書はあるものの、自らの指定に基づく特定秘密文書が一部ないというねじれた状況になっている。特定秘密の指定も特定秘密文書の保有も専ら使用している防衛装備庁に一元化すべきではないか。見解を求める。

[平成 28 年 11 月 21 日審査会]

(答弁)

- ① 平成 27 年 12 月 31 日時点で、防衛装備庁が保有する特定秘密文書件数 402 件のうち、[不開示情報]は「他の行政機関から提供を受けたか、専ら他の行政機関の指定に係る行政文書の件数」として計上し、防衛装備庁が防衛省本省と2重に指定している特定秘密文書の件数は、[不開示情報]に含まれている。「他の行政機関から提供を受けたか、専ら他の行政機関の指定に係る行政文書の件数(防衛省と防衛装備庁で2重に指定している特定秘密に該当するものを除く。)」は[不開示情報]ということになっている。その内訳は、[不開示情報]である。

- ② 防衛省本省と防衛装備庁は、他行政機関にはない業務上密接な関係がある。具体的には、防衛省本省には各自衛隊の幕僚監部という特別の機関があり、防衛装備庁はこの幕僚監部とともに業務を行っている。

防衛装備庁が発足する前は、装備品の研究開発等の業務は旧経理装備局と幕僚監部で行っており、防衛装備庁発足後は、防衛装備庁と幕僚監部でこの業務を行っている。

この防衛装備庁が行っている業務、旧経理装備局が行っていた業務は、現在、防衛省本省の内部部局では行っていない。

こうした防衛省本省と防衛装備庁の特殊な関係から、同じ特定秘密の情報をを用いて、防衛装備庁と、幕僚監部すなわち防衛省本省で、それぞれ文書を作成することがあり得る。

例えば、当該情報を用いて装備品の研究開発等に関連する行政文書を作成すれば防衛装備庁が保有をし、当該情報を用いて防衛力整備に関する行政文書を作成すれば防衛省本省が保有するということになる。

このように、防衛装備庁と防衛省本省で、それぞれ同じ特定秘密である情報を記録する行政文書を作成することがあり得ることから、当該情報を適切に保護するため、防衛装備庁及び防衛省本省の双方で同じ特定秘密の情報について指定を行う必要があり、防衛装備庁に一元化すべきということではないと考えている。

c. 防衛省と防衛装備庁の特定秘密の関係②

- ③ 同じ特定秘密情報を防衛省と防衛装備庁の双方で特定秘密に指定している状況について、防衛省から特定秘密文書を全て移管された特定秘密については防衛装備庁で一元管理することを検討する必要があると考えるがどうか。本事項については、内閣情報調査室ともよく相談してもらいたい。

[平成 28 年 11 月 21 日審査会]

(答弁)

幕僚監部という特殊な存在がある。同じ情報でも、研究開発について文書を作成すれば防衛装備庁で保有し、防衛力整備について作成をすれば防衛省本省ということ

になる。その点については、二重に指定をしているという  
ことで御理解いただきたい。内閣情報調査室とも相談  
したい。

## (2) 古い行政文書を特定秘密文書とする場合の手続の在り方

特定秘密の指定の有効期間は、我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ない理由を示して内閣の承認を得ない限り、通算で30年を超えることはできないと規定<sup>37</sup>されている。他方、特定秘密の指定の際には、当該情報の発生からの経過年数による制約等がないことから、発生から30年を超える情報が特定秘密として指定される可能性は排除されないため、政府に対し、特定秘密が記録されている最も古い行政文書の作成年を回答するよう求めた。その結果、作成から30年以上が経過した行政文書が存在することが判明した。

当審査会では、特定秘密が記載された当該行政文書の提示を受け、調査を行った。

### ア 本件対象の特定秘密の概要

本件対象の特定秘密は、作成から30年以上が経過している特定有害活動（スパイ活動等）の防止に関する警察の特定秘密文書に記載された情報である。

## イ 情報監視審査会における調査

### (7) 調査の概要

第2次世界大戦に係る情報や30年以上前の情報についても特定秘密となっているものがあるか検証が必要との問題意識から、当審査会において、内閣官房及び特定秘密を指定している各行政機関に対し、特定秘密が記録されている最も古い行政文書の作成年を回答するよう求めた。各行政機関からの回答を精査したところ、作成から30年を経過している特定秘密文書を、警察庁が保有していることが判明したことから、警察庁に対し、当該行政文書の提示を求め、説明を聴取し、質疑を行った。

なお、平成28年11月30日の当審査会については、本件特定事項を中心とした調査を行った。

### (4) 政府参考人からの説明概要

当該文書のうち特定秘密にしている部分は、特定有害活動の実行の意思、能力に関する情報を収集する警察の能力に関する情報と考えており、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支

<sup>37</sup> ただし、この場合であっても、暗号や人的情報源等を除き、通算60年を超えて延長することはできない。（特定秘密保護法第3条）

障を与えるおそれがあることから、特定秘密としている。この特定秘密としている以外の本件文書に書いてある内容は、特定秘密ではないが、[不開示情報]としている。

当該文書は、作成から既に30年以上が経っており、その後いろいろ情勢変化があるが、特定秘密としている部分については、現在も、この内容が漏れれば我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれが依然としてあるという判断のもと、現在もその部分については特定秘密としている。

(ウ) 主な質疑応答・意見の概要

a 特定秘密に指定した理由

作成から30年以上を経過した行政文書が現在も特定秘密文書とされている理由は何か。

[平成28年10月26日審査会]

(答弁)

これは特定有害活動（スパイ活動）で、この特定有害活動に関する情報を収集する警察の能力が読み取れる情報が含まれるものである。過去と現在では情勢は大きく変化しているが、当該情報が漏れると安全保障に著しい支障を与えるおそれがあると判断し、現時点においても引き続き特定秘密として取り扱っている。

b 当該事案が30年経過した特定秘密を指定解除しなくてもよい前例とされる可能性

当該文書に特定有害活動に関する情報を収集する警察の能力が読み取れる情報が含まれることを理由に指定解除がなされないとすれば、30年以上経過しても指定解除がなされない前例になってしまうのではないか。

[平成28年10月26日審査会]

(答弁)

当該文書については公文書管理法の定めに従った管理も行っており、公文書管理法上の当該文書の保存期間満了日は平成36年3月31日である。

この保存期間が満了したときには国立公文書館へ移管するという想定している。したがって、指定解除がなされな

い前例には、少なくとも当該文書は該当しないと考える。

c 情報監視審査会の提出要求をした場合の警察庁の対応

作成から30年以上経過した特定秘密文書について、指定の理由が妥当かどうか確認する必要があると考える。当該特定秘密を、当審査会に対し提出することは可能か。

[平成28年10月26日審査会]

(答弁)

情報監視審査会としてお求めであれば、適切に対応してまいりたいと考えている。

d 30年を経過した特定秘密文書を保有する場合の手続

作成から30年を経過した特定秘密文書を保有する場合、現段階で内閣に判断を求めるなど厳格な手続を行う必要性について、認識を伺いたい。

[平成28年11月30日審査会]

(答弁)

特定秘密保護法施行から間もないこともあり、当該文書については、平成26年に特定秘密文書とされてからまだ数年しか経っていないが、特定秘密施行前から持っている文書で、作成から長期間のものが特定秘密文書とされた場合は、ご指摘のようなことが起こり得ると思う。しかし、ご指摘のような点については、警察だけの問題ではないことから、特定秘密保護法を所管する内閣情報調査室において検討されるべき問題と考える。

e 警察における当該文書の取扱いを内閣情報調査室に情報提供することの可否

30年以上を経過した文書の取扱いを総論として議論する際に、警察が30年以上を経過している特定秘密文書を保有し、どのように扱っているかについて、特定秘密保護法を所管する内閣情報調査室に対し、情報提供してもよいか。

[平成28年11月30日審査会]

(答弁)

内閣情報調査室にお伝えしていただいても全く問題ないと

考えている。我々からも、本日の情報監視審査会の指摘について、内閣情報調査室にお伝えしたい。

f 特定秘密保護法施行前の秘密区分

当該特定秘密について特定秘密保護法施行前の秘密区分は何か。

[平成 28 年 11 月 30 日審査会]

(答弁)

当該文書の特定秘密指定前の秘密区分は [不開示情報] であった。

### (3) 定期点検の在り方

#### ア 定期点検の概要

特定秘密保護法の運用基準では、指定の解除との関連で、行政機関の長は、その指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に、当該指定の理由を点検させ、その実施年月日を書面又は電磁的記録に記載又は記録させるとともに、指定の要件を満たしていないと認めるときには、速やかに指定を解除することとされている。これを受け、特定秘密を指定している各行政機関は、特定秘密の管理に係る内規に基づき指定の理由の点検を年1回以上実施するものとしている。

また、指定の理由の点検とは別に、特定秘密を指定している各行政機関は、内規に基づき特定秘密の保護の状況についての定期検査を年2回以上実施するものとしている。

#### イ 議論の経緯

平成28年5月20日、衆議院法務委員会において、平成27年中に特定秘密に指定されたものの、該当する情報が現存せず、今後もこれが出現する可能性がないことが判明したため、指定が解除された特定秘密（警察庁1件、外務省2件の計3件）について警察庁及び外務省に対し質疑が行われた。その際、指定の理由の点検において情報が現存しない事実を把握したのか問われた政府参考人は、これを否定するとともに、当該行政機関（警察庁）では、指定した情報の特定秘密への該当性については常続的に確認を実施している旨答弁した。

その一方で、指定の理由の点検を実施した年月日については、両政府参考人（警察庁及び外務省）ともに、答弁の時点で確認をとることができなかった。さらに、各行政機関から点検の実施を内閣情報調査室等に報告させ、これを一元化する仕組みが設けられていなかったなど、実施状況をはじめとする点検の実態が、各行政機関及び政府全体として適切に把握されていないことが明らかとなった。

#### ウ 情報監視審査会における調査

上記の衆議院法務委員会における議論も踏まえ、当審査会は、平成28年10月13日及び同月17日、警察庁、外務省及び防衛省に対し、定期検査の点検の実施年月日が記載又は記録された書面等の提出を要求した。

各行政機関による当該書面等の提出を経て、平成28年10月14

日から行われた当審査会における調査においては、内閣情報調査室から、平成 27 年中の指定の理由の点検については同年 11 月から 12 月にかけて各行政機関が点検を実施していること、平成 28 年中の点検の実施状況についても同室において把握する予定であること等が報告されたほか、各行政機関に対し質疑が行われた。

当審査会の提出要求により各行政機関から提出された「指定理由点検記録簿」には、「点検年月日」、「点検実施担当者の官職・指名」等の記載項目のほか、「点検結果」を記載する欄もあるが、当該書面の様式に盛り込まれた記載項目からは、特定秘密の継続する必要性並びに指定理由及び指定を継続する必要性並びにその判断に至った経緯等をめぐる状況は判然としない。また、各行政機関が、どのような項目に沿って点検や検査を行うかということも公表されていない<sup>38</sup>。

こうしたことから、質疑においては、主に、点検項目をはじめとする各行政機関による点検の実態についての確認が行われた。

## 主な質疑応答・意見の概要

### (7) 警察庁における定期点検に関する事項

実際にどのような項目を点検しているかなど点検の概要を伺いたい。さらに、警察庁は、以前、委員会において、年に 1 回と言わず、日常的に徹底的にチェックしていると答弁<sup>39</sup>（平成 28 年 5 月 20 日、衆議院法務委員会）しているが、そのような点検と定期点検とではどのような点が異なるか。

[平成 28 年 10 月 26 日審査会]

#### (答弁)

警備局内の各課で確認していることを「日常的に」と答弁した。当該各課が確認しているのを、警備企画課長が局内の筆頭課長として、それぞれの特定秘密が指定の 3 要件を備えているかということのを個別に点検するというのが具体的な点検方法で、警備企画課長が確認をしたというのが記録簿の記載内容である。

<sup>38</sup> 指定の理由の点検又は定期検査の概略については、各行政機関の内規に定められており、指定の理由の点検については、指定理由点検記録簿に記載等しておくこと、定期検査については、特定秘密文書等管理簿及び特定秘密文書等保管管理簿の記載等と特定秘密文書等の保管の状況の照合のほか、内規に規定された措置が確実に講じられているか否かの確認を中心に行うこととされている。

<sup>39</sup> 第 190 回国会衆議院法務委員会議録第 19 号（平成 28 年 5 月 20 日）における井出庸生議員の質問に対する斉藤警察庁長官官房審議官の答弁

(イ) 外務省における定期点検に関する事項

① 平成 27 年中の国際テロリズムに関する人的情報源についての情報及び外国の政府等から総合外交政策局に提供される情報について、12 月 11 日に点検を実施しているのはなぜか。

[平成 28 年 11 月 9 日審査会]

② 毎年の点検ごとにチェックをし、期限を区切った特定秘密として指定すべきではないか。

[平成 28 年 11 月 21 日審査会]

(答弁)

- ① 外務省の定期点検は 12 月中に行われたが、国際テロ情報収集ユニットの発足が 12 月 8 日だったため、発足後速やかに検討したということで、同月 11 日に行った。
- ② 点検の機会などに、今後の情報の出現可能性について適切かつ慎重な判断をしつつ、特定秘密の指定の在り方について検討していきたい。

(ウ) 海上保安庁における定期点検に関する事項

海上保安庁においては、いつ、どのような項目について自主的な点検を行っているのか。

[平成 28 年 10 月 17 日審査会]

(答弁)

点検については内規で定めている。ファイルが鍵のかけてあるところに保管されているかなど適切な保全措置がとれているかどうか、年に 2 回、6 月と 12 月に点検を行っている。

一方、特定秘密としての有効性についての点検も内規で定められており毎年 1 回、12 月に行っているところである。

## 4 その他個別行政機関に関する事項

関係行政機関から特定秘密の指定及びその解除の実施状況について説明聴取及び質疑を行った。その概要は次のとおりである。

また、原則として、行政機関ごとに、政府参考人からの説明概要、委員からの主な質疑・意見及び政府参考人の答弁についての概要・趣旨を記載した。

なお、以下の事項については、それぞれ該当する項目において、まとめて記載しているのので、そちらを参照されたい。

- ①平成 27 年年次報告書で明示した審査会意見への対応  
→「第 1 3 平成 27 年「政府に対する意見」への対応状況」
- ②「主な質疑事項・意見の概要」のうち、特定課題に関するもの  
→「第 3 3 特定課題」
- ③「主な質疑事項・意見の概要」のうち、適性評価に関するもの  
→「第 3 5 適性評価」

記載に当たり、当審査会は、原則非公開で、種々の保護措置を講じた上で調査を行っていること等を考慮し、政府の不開示情報については記載しないとともに、若干の表現上の工夫を加えている。

また、[不開示情報]と記載した部分は、当審査会の調査において政府から開示を受けているものの、表現上の工夫を加えても不開示情報に抵触するため、報告書の公表に当たり不記載とした部分である。

### (1) 国家安全保障会議

平成 28 年 10 月 14 日、国家安全保障会議における特定秘密の指定及びその解除の実施状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

#### ア 政府参考人からの説明概要

##### (7) 平成 27 年中の特定秘密の指定状況

国家安全保障会議では、平成 27 年中に新たに 1 件の特定秘密を指定した。この指定の対象となる情報は、平成 27 年に開催された国家安全保障会議の議論の結論のうち、当該会合において特定秘密に該当すると確認されたものである。

(イ) 当審査会からの資料要求への対応状況

情報監視審査会から提出要求のあった資料については、全て提出している。

イ 主な質疑事項及び意見の概要

(7) 4大臣会合<sup>40</sup>の議事録開示の検討状況

4大臣会合の議事録（記録）について実態把握のために当審査会に開示することの可否について、「開示の検討に当たっては総理大臣の判断を仰ぐ必要があり、また、他の行政機関が保有する資料が提供されているため他の行政機関との検討も必要」との趣旨の答弁（H27.9.25 審査会）がなされたが、その後の検討状況について明らかにされたい。

[平成 28 年 10 月 14 日 審査会]

(答弁)

御指摘の答弁の内容は、情報監視審査会から国会法第 102 条の 15 に基づき正式に特定秘密の提出、提示の求めがある場合には、関係行政機関と協議した上で、最終的に、内閣官房の長である内閣総理大臣の判断を仰ぐ必要がある旨を申し上げたものである。

昨年の情報監視審査会で承った御意見を踏まえ、政府部内において改めて検討した。

御指摘の、4大臣会合をはじめとする国家安全保障会議の議事の記録のうち、議論の結論に当たる部分は、内閣総理大臣、副総理、外務大臣、防衛大臣などの安全保障の任に当たる政府最高首脳間の率直な議論を経て得られたもので、政策を議論する政府の閣僚級の会議としてはほかに類を見ないほど機密性の高い内容である。

更に、このような結論は、特定の国、地域などを念頭に置いた我が国の安全保障政策の核心が記載されており、極めて機微なものであり、これが相手方を含め外部に知られることは、我が国の安全保障上、極めて深刻な問題を生じることとなる。

<sup>40</sup> 国家安全保障会議は、4大臣会合、9大臣会合、緊急事態大臣会合の3つの会合から構成され、その中核は国家安全保障に関する外交、防衛政策の司令塔である4大臣会合とされている。

また、議事の記録のうち議論の結論以外の部分についても、議論の結論と密接にかかわる情報が含まれていることに加え、国家安全保障会議において関係閣僚から率直で忌憚のない発言が行われることをできるだけ担保するため、情報の取扱いについて最大限秘匿するよう意を用いており、政府部内においても情報の共有は極めて限定的とするなど、ほかに類を見ないほど機密性を高く取り扱っている情報である。

したがって、このような情報が記録される議事の記録については、情報監視審査会に御提示することは困難である。

(イ) 国家安全保障会議の結論、会議録等の当審査会への開示の在り方①

- ① 4大臣会合はほかに類を見ない秘匿性があること、またプロセスの中の議論も極めて秘匿性が高く、審査会への開示することは困難という説明があった。当審査会では、特定秘密については手続の上で開示を求めるという定めになっているが、特定秘密の指定が適正かどうかということ判断する周辺の情報は、基本的には率直に答えていただくことになっている。その「周辺の情報」についてまで提出するのは困難であると、何も聞いていないうちから結論を出されるのは心外であるが、いかがか。
- ② ほかに漏れたら絶対いけないということはよくわかるが、当審査会に出すのは困難などと言われると、我々がほかに漏らすと決めつけられているような気がする。強く再検討をお願いする。
- ③ 防衛出動の発令時など、緊急を要する場合に円滑に手続を進めるため、政府は平時において、当審査会に対する情報提供の在り方を検討しておく義務があると考えが見解を伺いたい。
- ④ 政府参考人の答弁は、初めから（特定秘密を）出さないとやっているに等しい。こちらが出してほしいという手続をして、その上で、出すか出さないかの判断をするはずなのに、（そうした話をする前に）政府参考人がこれは出さないとするのは僭越ではないか。考え直す必要がある。

(答弁)

- ① 議論の結論に至る前の議論を記した部分に関しても、議論の結論と密接にかかわる情報が含まれていること、また、4大臣会合は、その審議の性質上、内閣総理大臣、副総理、外務大臣、防衛大臣等の安全保障の任に当たる政府最高首脳間で率直な議論を行うことが求められており、その議論の内容は、ほかに類を見ないほど機密性の高いものになっていると考えている。一方で、今御指摘のあった点も踏まえ、不開示情報を含めて、国家安全保障会議の中でどのような意見交換、議論が行われているか、もう少し御理解を深めていただく形で御説明する方法を検討させていただきたい。
- ② (意見のため答弁なし)
- ③ 4大臣会合の結果については、事例に応じて、国家安全保障会議において、特定秘密に該当するかどうかを判断することになっている。情報監視審査会に対し、どのような形で御説明させていただくかについては、①でお答えしたとおり、4大臣会合での議論について理解を深めていただくような説明方法について検討させていただきたい。
- ④ (意見のため答弁なし)

(ウ) 国家安全保障会議の結論、会議録等の当審査会への開示の在り方②

- ⑤ 特定秘密、また特定秘密の説明のために必要な不開示情報・秘密情報を審査会へ説明、提出・提示する際の基本的な考え方を伺いたい。
- ⑥ 10月14日の審査会において、4大臣会合の結論及びその議論について、審議官から「どのような形で情報提供できるか検討したい」「審査会の方々にイメージをしていただけるよう説明したい」としていたが、説明願いたい。
- ⑦ 10月14日の審査会において、4大臣会合の結論のうち、平成26年12月26日以降の4大臣会合の結論について、一部特定秘密に指定していないものがあるとの説明があった。その概要と数及びどのような秘密区分となってい

るか説明されたい。

- ⑧ 4大臣会合の結論及び議事録は、総理、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官が、我が国の国家安全保障に関する基本方針について議論することから、歴史的にも大変重要な文書であるが、公文書管理法上の保存期間満了後、国立公文書館へ移管される歴史公文書に指定されているか、確認したい。
- ⑨ 国家安全保障会議の出席者については公表されておらず、対外非公表であると説明を受けているが、4大臣会合の案件から出席者を類推できる場合もあるし、また、4大臣会合に関する報道を調べると出席者について知ることができることもある。4大臣会合の出席者を対外非公表にしている理由について、説明を求める。

[平成 29 年 1 月 30 日審査会]

(答弁)

- ⑤ 審査会の調査に対しては、秘密やその他の不開示情報の開示も含めて、可能な限り丁寧な説明を行わせていただき、適切に対応することが基本であると認識している。ただ、平成 28 年 10 月 14 日の審査会で御説明したとおり、4大臣会合の議事の記録そのものの提示は差し控えさせていただきたいと考えている。
- ⑥ 一例として、平成 27 年 12 月 8 日に開催された 4大臣会合における議論とその後の対応について御説明させていただく。この日の 4大臣会合においては、南アジア情勢などを議題として、約 40 分間の審議を行った。この会合では、[不開示情報] 確認をした。会合においては、[不開示情報] 基本的な方針で一致した。この会合において確認された以上のような基本的な方針に基づき、内閣官房、外務省及び防衛省が一体となって、[不開示情報]。以上のとおり、この 4大臣会合の議論の結論部分であり、関係省庁に示される基本的な方針は、[不開示情報] 極めて機微な情報を含んでおり、我が国の安全保障政策上重要な役割を果たしている。合議体である国家安全保障会議の 4大臣会合において得られた結論は、特定の国、地域などを念頭に置いた我が国の安全保障政策の核心が記録されており、極めて機微なものとなってい

る。また、このような結論は、4大臣会合の審議において、内閣総理大臣、副総理、官房長官、外務大臣、防衛大臣などの安全保障の任に当たる政府最高首脳間の率直な議論を経て得られたもので、政策を議論する政府の閣僚級の会議としてはほかに類を見ないほど機密性の高い内容の議論となっていると考えている。

- ⑦ 平成26年12月26日以降、平成27年末までに開催された国家安全保障会議のうち、9大臣会合の議論の結論は、いずれも特定秘密には該当しない。また、一部の4大臣会合の議論の結論の中に、特定秘密に該当しないものが含まれている。国家安全保障会議の議論の結論のうち特定秘密に該当しないものの数や当該会合の開催日については、その情報を、既に公表されている議題、開催日などの情報と照合することにより、どのような議題が特定秘密として扱われているか、また、それぞれの議題においてどの程度機密性の高い議論が行われているかが明らかになる上に、特定の議題について継続的に調べることにより、その議題についてどの程度議論が進んだかについて分析することも可能となるため、これらについては不開示情報として取り扱っている。[不開示情報]。
- ⑧ 御指摘の文書については、公文書管理法第5条第5項の規定に基づき、歴史公文書等として、秘密の指定の有効期間を満了し、又は指定が解除され、文書の保存期間が満了した後は国立公文書館に移管することとしている。
- ⑨ 国家安全保障会議の審議内容は機微な情報を含むので、同会議については会合を開催した事実及び議題のみを、事後、対外的に公表している。他方、会議への出席者については、情報公開法上の不開示情報に該当するものとは解しておらず、外部から照会がある場合は、これまでもこれを開示している。

(I) 国家安全保障会議の結論、会議録等の当審査会への開示の在り方③

⑩ 今回の説明は、具体的なケースに即したものであり、理解しやすかった。説明した事案は、例示しても差し支え

ないものということか。それとも、今後要求があれば、他の事案についても今回のように例を示した上で説明をしてもらえるか。

- ⑪ 先ほどの〔不開示情報〕の案件は、どの部分が特定秘密か。案件自体が特定秘密であるとは、特定秘密保護法上どう説明できるか。
- ⑫ どの箇所が特定秘密かを説明しないのでは、特定秘密の指定が正しいかどうかについて説明責任を果たしていない。ほかの案件についても、それを網羅的に説明していただきたい。
- ⑬ 政府の説明では、政府の解釈次第で何でも特定秘密に該当するという事になってしまうのではないか。サードパーティールールに反するなど、特別のものならわかるが、余りにも拡大解釈をしすぎているのではないか。
- ⑭ これまで特定秘密に指定された4大臣会合の結論であっても、対象となる外交日程等の終了に伴い、その指定を解除してもいいようなものもあるのではないか。
- ⑮ 昨年末、日本放送協会（NHK）の報道番組が、総理、国家安全保障局長、外務審議官等が出席する秘密会議の様相について、音声をカットした上で放映しているのを見た。同会議は日露首脳会談を控えた平成28年の11月に行われたとのことだった。NHKの取材を批判するつもりはないが、NHKには公開し、情報監視審査会に議事録を見せられないとの説明については議論したい。
- ⑯ 今まで国家安全保障会議については、ほとんど説明らしき説明がなかった。本日は1つの事例を挙げて、これまでになく踏み込んで説明をしたことには一定の評価をしたい。今後とも、今日のようにできるだけ丁寧な説明をしていただきたい。
- ⑰ 指定の適正性を調査するためには、今回のような説明をほかの案件についてもきちんと、定期的にしていただくことをお約束いただきたい。

[平成29年1月30日審査会]

(答弁)

- ⑩ 本日御説明させていただいたものは、今回の審査の対象となっている平成27年の特定秘密のうち、一番理解していただきやすいものを選んだ。これ以外は説明できないということではなく、説明できるものについてはできる

限り説明するという基本的な方針であることには違いはない。一方で、4大臣会合の中には、より機微な議論をしているところもあるので、ケース・バイ・ケースで判断をさせていただきたい。

- ⑪ 内閣官房のホームページにおいて、4大臣会合の開催日及び議題については対外的に公表している。一方で議論の内容については、先ほどの御説明でも申し上げたとおり、[不開示情報]。
- ⑫ (意見のため答弁なし)
- ⑬ (意見のため答弁なし)
- ⑭ 前回の審査会で御報告したとおり、これまでのところ特定秘密の指定を解除するという判断をしたものはない。特定秘密保護法を可能な限り謙抑的に運用するという方針は、これからも維持していきたい。
- ⑮ 御指摘のNHKの番組は、どのように取材がなされたか承知していないため、コメントすることは困難である。
- ⑯ (意見のため答弁なし)
- ⑰ 御指摘を踏まえてしっかりと検討させていただきたい。

(オ) 防衛出動等の国会承認を必要とする案件を4大臣会合で議論した場合の国会への情報提供の在り方

- ① 防衛出動をはじめ、国会承認が必要となる事案に関するような案件について4大臣会合で議論が行われた場合、情報監視審査会にはどのような方法で情報が伝えられるか。
- ② ①の場合に情報監視審査会が情報を得た場合、当該情報を同審査会以外の国会議員(議長、副議長、外務委員会・安全保障委員会の理事及び委員、その他の国会議員)に対しどのように伝えることができるか。
- ③ 情報監視審査会は政府の政策の適否を審査する場所ではない。特定秘密の指定の適否を判断することと、政府の政策の適否を判断することでは次元が違うのではないか。我々はそこまでの権限は与えられていないのではないか。
- ④ (防衛出動等の)国会承認に係る案件については、外務委員会・安全保障委員会等から当審査会に情報開示の要

求が上がってくることもあり得る。情報監視審査会は政策判断をする委員会ではないが、その情報開示が適切かどうかという判断はしなければいけない。そういうことも起こり得るという前提で、政府においても考えを練っておいていただきたい。

- ⑤ 防衛出動等について国会が承認を行うなど、何らかの判断を下す場合、どのような情報に基づいて、どのような形で委員会等において説明を行うのかをあらかじめ決めておくべきだ。

[平成 29 年 1 月 30 日審査会]

(答弁)

- ① 一般論としては、政府として、ある事態が防衛出動などの下命が必要との判断に至った場合、そのような事実を含めた情勢認識などを国会において御議論いただく上で必要な情報については、国会に適切に公開していくべきものと認識している。
- ② 我々行政機関として、情報監視審査会に特定秘密を提出するのは2つの場合があり得る。1つは、本日の場のように、特定秘密の指定及びその解除、適性評価の実施の状況について調査する流れの中で、必要な特定秘密の提出について求めがあり、その求めに応じて提出する場合である。もう1つは、各議院又は各議院の委員会が、国会法104条1項の規定により国政調査の一環として情報提供を求め、その内容に特定秘密が含まれるということで、行政機関の長が理由を疎明してその求めに応じなかった場合には、その議院又は委員会が、この情報監視審査会に対し、行政機関の長が求めに応じないことについて審査を求め、又はこれを要請することができるとされている。この審査の求め又は要請を受けて情報監視審査会が審査を行うに際して、情報監視審査会から行政機関の長に対し必要な特定情報の提出を求め、また、それに応じて我々が提出する場合である。その提出した資料が国会内でどのように管理されるかについて、国会法102条の19では、情報監視審査会に提出された特定秘密は、情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その調査又

は審査に必要な範囲内で、利用し、又は知ることができるというふうに規定されている。この条文に基づいてどのように特定秘密を管理されるかについては、行政府としてお答えする立場にはないと考える。

- ③ (意見のため答弁なし)
- ④ (意見のため答弁なし)
- ⑤ (意見のため答弁なし)

(カ) 安－１<sup>41</sup>と安－２<sup>42</sup>の指定管理簿における記述の違い

安－１に比べて、安－２の記述は追記がなされているが、特定秘密がより限定された記述となっていると言えるか。また、安－２の記述変更に合わせて、安－１も変更する必要があるのではないか。

[平成 28 年 10 月 14 日審査会]

(答弁)

安－１に係る平成 26 年 12 月 26 日付の指定書では、対象となる情報について、指定の日の前後で書き分けている。

指定の日の前日である平成 26 年 12 月 25 日までは、指定の時点で既に国家安全保障会議の開催の事実があり、国家安全保障会議の議論の結論の内容が明らかになっており、４大臣会合の審議を経て確認した国家安全保障会議の議論の結論について特定秘密に該当すると判断をしたものである。

したがって、25 日までの会合については、「当該会合において特定秘密に該当すると確認されたもの」との記述を追加的に記してはいない。

一方、この指定の日以降、平成 26 年 12 月 31 日までに

<sup>41</sup> 識別番号「安－１」は、指定の整理番号「01-201412-001-2 イ a(a)-001」のことである。その対象情報は「外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容に関する情報であって、平成 26 年 12 月 25 日までに開催した国家安全保障会議の４大臣会合の審議を経て確認した国家安全保障会議の議論の結論及び平成 26 年 12 月 26 日から同月 31 日までに開催した国家安全保障会議の会合の審議を経て確認した国家安全保障会議の議論の結論のうち当該会合において特定秘密に該当すると確認されたもの」である。

<sup>42</sup> 識別番号「安－２」は、指定の整理番号「01-201501-001-2 イ a(a)-001」のことである。その対象情報は「外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容に関する情報であって、平成 27 年に開催した国家安全保障会議の会合の審議を経て確認した国家安全保障会議の議論の結論のうち、当該会合において特定秘密に該当すると確認されたもの」である。

については、指定の時点でまだ会合が開催されていなかったことから、必ずしも4大臣会合に限定することなく、国家安全保障会議の議論の結論が特定秘密に該当するかどうか、開催される個々の会合でその都度確認することとした。そのため、指定書上、「当該会合において特定秘密に該当すると確認されたもの」との記述を追加的に記した上で、指定管理簿に簡潔な内容を記述した。

安-2の指定については、安-1の指定日以降についての部分と同様、指定の時点において会合がまだ開催されていなかったことから、国家安全保障会議の議論の結論が特定秘密に該当するかどうかについては、開催される個々の会合においてその都度確認することとしたため「当該会合において特定秘密に該当すると確認されたもの」との記述を付している。

したがって、安-1の指定が安-2の指定に比して、より限定されていないということではない。

(キ) 4大臣会合の議論の結論

- |  |
|--|
| <p>① 平成26年12月25日までに開催した4大臣会合の議論の結論の中で、特定秘密でないものがあるか。</p> <p>② 4大臣会合の結論は全て特定秘密ということか、それとも一部が特定秘密ということか。</p> |
|--|

[平成28年10月14日審査会]

(答弁)

- ① 平成26年12月25日までに開催した国家安全保障会議の4大臣会合の審議を経て確認した議論の結論は、全て特定秘密に該当すると判断した。
- ② 平成26年12月25日までに關しては、①で述べたとおり全て特定秘密であった。その後は、4大臣会合のみならず、国家安全保障会議の会合が行われるたびに、特定秘密が存在するかどうかにつき、その場で確認をしている。その結果、特定秘密となるものもあり、特定秘密でないというふうに判断されるものもある。一部の4大臣会合の議論の結論の中には特定秘密と判断しなかったものもある。

## (2)－① 内閣官房（内閣情報調査室関連）

平成 28 年 10 月 14 日及び 11 月 21 日、内閣官房（内閣情報調査室関連）における特定秘密の指定及びその解除の実施状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

### ア 政府参考人からの説明概要

#### 特定秘密の概要

平成 27 年中に新規指定した 6 件の特定秘密については、既に平成 26 年中に平成 26 年分として指定した秘密と同様の範囲のものを、平成 27 年分として指定したものである。

内閣情報調査室で保有する指定書及び指定管理簿について、現時点までに記載を変更したものはない。

指定に係る特定秘密の概要に秘密が含まれる場合は、その判断となった理由を記すことになっているところ、当室で保有する指定書及び指定管理簿について秘密は含まれていない。

内閣情報調査室で指定している特定秘密の「指定の有効期間」は全て 5 年としているが、これはこれらの特定秘密が我が国の安全保障にかかわるもので、特定秘密として指定することが必要となるような状況が 5 年以内に変化することはないと考えられることによる。

「指定の有効期間」の更新の見込みについては、一概にお答えすることは困難であるが、有効期間が到来した時点で改めて判断してまいりたい。

### イ 主な質疑事項及び意見の概要

#### (7) 特定秘密文書の問題

内閣情報調査室が保有する特定秘密のうち、他の行政機関から提供を受けたが専ら他の行政機関の指定に係る行政文書件数について、どこの行政機関から受領したかを各行政機関が明らかにする必要があると思うが内閣情報調査室の説明を求める。

[平成 27 年 10 月 14 日審査会]

(答弁)

[不開示情報]

(イ) 衛星情報の取扱い

我々が政策を決断する過程で、知りたい情報を知ることができない場合があるが、そうした情報が既に米国の研究所などで公開されているような場合もある。国家において情報を隠蔽することが、必ずしもプラスにならない事態もあると思うが、どのように考えるか。

[平成 28 年 10 月 14 日 審査会]

(答弁)

情報収集衛星を使って収集した情報は、政府が行ういろいろな分析の中に盛り込まれている。その結果としての分析であれば、関係者の方々に提示できるものもあると考える。そこの部分において、政府の側からの情報の提供が不十分ではないかという御指摘であるとすれば、国会との関係における情報の提供について更に努力をしていかなければいけない。ただ、生の画像等をそのままさらすということは、我が方の能力や関心を示してしまうことになるため、非常に難しい。

(2)－② 内閣官房（国家安全保障局関連）

平成 28 年 10 月 14 日、内閣官房（国家安全保障局関連）における特定秘密の指定及びその解除の実施状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

ア 政府参考人からの説明概要

(7) 特定秘密の概要

国家安全保障局では、平成 27 年中に 2 件の新たな特定秘密を指定している。1 つは、特定の地域についての政府の安全保障上の基本的事項であって平成 27 年 7 月に策定されたものである。もう 1 つは、特定の外国についての政府の安全保障上の基本的事項であって平成 27 年 11 月に策定されたものである。

(イ) 当審査会からの資料要求への対応状況

全て提出済みである。

イ 主な質疑事項及び意見の概要

秘密指定の判断理由

指定書それ自体を極秘としている理由は何か。当該文書のどの部分について極秘とされているか。

[平成 28 年 10 月 14 日審査会]

(答弁)

指定書の「対象情報」「指定の理由」の箇所には、特定の地域とか特定の外国についての [不開示情報] を推定することが容易となる内容が記載されており、これらの情報が漏えいされることによって、[不開示情報]、また、第 3 国や国際社会との外交関係にも影響が生じる可能性があることなど、我が国の安全保障に著しい影響を与えることが考えられるため、この [不開示情報] を推定することが容易となる指定書を極秘として指定した上で、「対象情報」及び「指定の理由」に係る箇所を不開示とさせていただいた。

### (3) 警察庁

平成 28 年 10 月 26 日、警察庁における特定秘密の指定及びその解除の実施状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。なお、平成 28 年 11 月 30 日、特定秘密の提示を受けての説明聴取・質疑については、「第 3 2 特定秘密提出・提示」及び「第 3 3 (2) 古い行政文書を特定秘密文書とする場合の手続の在り方」参照のこと。

#### ア 政府参考人からの説明概要

##### (7) 特定秘密の概要

平成 27 年中に行った全 6 件の指定について状況を御説明する。その概要は、外国の特殊工作機関が行うスパイ活動などに関する情報、外国との情報協力業務に関する情報、警察の人的情報源に関する情報、警察の特殊部隊等の戦術、運用に関する情報等である。

##### (イ) 指定管理簿の補足資料

指定管理簿の一部不開示（墨塗り）の理由については、警察庁では、全件とも秘密の概要に墨塗りをしていないため、この項目はなしである。

特定秘密を指定した理由の点検記録簿は、事前に提出している。

#### イ 主な質疑事項及び意見の概要

##### (7) 指定解除

人的情報源について、どの時点で指定の該当者と判断するか。指定にあたっては、あらかじめ指定しておくのではなく、当該人物が指定要件を満たした時点で指定を行うのでは何か問題があるか。

[平成 28 年 10 月 26 日審査会]

##### (答弁)

人的情報源に関する情報収集活動を常に継続的に行っている。平成 27 年の開始時点の判断としては、通常、過去の実績から見て、同年中に人的情報源に係る特定秘密が現れる可能性が高い、また、情報が出現した、現れた段階で速やかに的確に保護する必要があると考え、あ

あらかじめ特定秘密の指定をした。しかしながら、結果的に、平成 27 年中はこうした情報が出現しなかった。そのことを受け、28 年に入ってから、この 27 年中の指定に関し、特定秘密の要件に該当するものがあるかどうか慎重に評価、検討を行った結果、該当する情報は現存しない、また、今後とも 27 年中の情報で特定秘密に該当するものは出現する可能性はないということ判断して、同年 4 月に指定を解除した。

その解除の際は、この法律を所管する内閣情報調査室とも調整をした上で解除の手续をとったということである。今後について、独立公文書管理監から、特定秘密に当たる情報が出現する前にあらかじめ特定秘密を指定する場合には、当該情報の出現可能性について慎重に判断することという意見が出されているので、これを踏まえ、また、内閣情報調査室とも調整しながら対応したい。

(イ) 特定秘密文書の件数

- ① 外国からの提供情報について、これは他の行政機関から提供された情報というよりも、警察が独自のルート、ネットワークで得た情報と理解して良いか。また、分析して得られた情報についてはどうか。
- ② ここ 2～3 年の国際テロ及び国内テロに関する特定秘密文書の件数は、それぞれどのような傾向で推移しているか。
- ③ 文書件数だけで見ると〔不開示情報〕印象があるがどうなっているか。
- ④ 〔不開示情報〕の特定秘密について、平成 26 年までの件数とそれより後の件数を比較すると、〔不開示情報〕印象を受けるが、いかがか。
- ⑤ 平成 28 年分の人的情報源に関する情報について、特定秘密の指定はしているか。

[平成 28 年 10 月 26 日審査会]

(答弁)

- ① 外国からの提供情報については、独自に収集した情報である。分析を加えているが、基本的には外国から得た情

報が中心である。

- ② 特定秘密保護制度が創設される以前とは比較できないが、一般的に言って国際テロに関する情報が増加している。今年には伊勢志摩サミット、4年後にはオリンピックもあり、国際テロ対策は最重要課題であるので、増えているはずだが、来年のことはまだわからない。
- ③ [不開示情報]
- ④ 御指摘の [不開示情報] 情報については、古くなれば意味がなくなるということもあるので、平成 27 年末時点で精査した結果、この数字になっている。
- ⑤ 平成 28 年分の人的情報源に関する情報については、特定秘密の指定はなされている。独立公文書管理監からは、特定秘密に当たる情報が出現する前にあらかじめ特定秘密を指定する場合には、当該情報の出現可能性について慎重に判断することという意見が出されている。その指摘を踏まえて適切に対処していくが、独立公文書管理監から御指摘をいただいたのが指定の後だったものである。

#### (4) 総務省

平成 28 年 10 月 26 日、総務省における特定秘密の指定及びその解除の実施状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

#### ア 政府参考人からの説明概要

##### (7) 特定秘密の概要

総務省の特定秘密は、在日米軍が使用する周波数に関する情報であり、在日米軍が使用する設備ごとに 3 件指定している。

在日米軍の電波の使用については、日米安全保障条約の下、日米地位協定に基づき、日米両政府の当局間の取決めによることとされており、日米の無線設備間の混信防止の観点から、総務省と在日米軍で必要な調整を実施しているところである。

当該調整に当たり、総務省は米軍が使用する周波数に関する文書を受領しており、そのうち、米国政府よりシークレットとして分類されている文書を特定秘密に指定している。

指定している特定秘密は、昨年の本審査会において説明した 2 件に加え平成 27 年末に 1 件追加し、3 件となっている。

指定している 3 件については、各指定書に記載されているとおり、法別表第二号イの細目 b に該当する情報、すなわち、外国の政府等との協力の方針又は内容のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされている措置に相当する措置が講じられているもの、つまり、シークレットとして分類されている文書に該当することから特定秘密に指定している。

##### (イ) 特定秘密の変更状況

指定書新旧整理一覧表及び指定管理簿新旧整理一覧表については、平成 26 年 12 月 31 日時点から変更していないため、該当なしとしている。

##### (ウ) 指定管理簿の一部不開示（墨塗り）<sup>43</sup>の理由及び特定秘密の指定有効期間の決定理由

指定管理簿のうち、設備の名称及びその目的が記載されている部分は、公にすることにより当該設備の重要性が明らかになることで、我が国に対して害意を有する第三国等が企図する妨

<sup>43</sup> 当審査会には開示されている。

害行為の優先的な対象となる等、在日米軍の活動に重大な支障を来し、我が国の安全が害されるおそれがあることから、情報公開法第5条第3号に該当するものとして、不開示情報としている。

指定の有効期間については、5年以内に本指定の対象情報の取扱いに関し米国からの要求が変化することはないと判断し、5年としている。

#### (I) 特定秘密ごとの文書件数

総務省が保管する特定秘密ごとの文書件数は、平成27年12月31日時点で、その内訳は「不開示情報」となっている。

### イ 主な質疑事項及び意見の概要

#### (7) 新たな特定秘密の指定理由

当該特定秘密については、従来から存在するものであるにも関わらず、なぜこの時期に指定するか。平成27年より前に指定する必要はなかったか。また、類似の事案について指定する必要はないか。

[平成28年10月26日審査会]

#### (答弁)

今回、新規に開発した設備の導入に際し、在日米軍からシークレットとして分類されている文書を受領したことから、これまでの2件と同様に特定秘密に指定した。

なお、これまでもさまざまな設備が導入されており、以前にも、在日米軍が使用する周波数に関する他の文書を受領しているが、それらの文書は、米国政府によりシークレットとして分類されていないため、特定秘密に指定することは考えていない。

#### (イ) 指定期間終了後の文書の取扱い

在日米軍から受領している文書は、一時的に借用している文書であり、行政文書に該当しないとしているが特定秘密の指定期間終了後の取扱いはどうなるか。

[平成28年10月26日審査会]

#### (答弁)

当該特定秘密の書類に関しては、特定秘密の対象でなくなった時点で在日米軍に返却する。

(ウ) 特定の周波数情報のみ指定される理由

米軍は特定秘密に指定されたもの以外にも多くの周波数を使用していると思うが、総務省の特定秘密の3件の周波数情報のみを特定秘密に指定する理由は何か。

[平成28年10月26日審査会]

(答弁)

在日米軍についてはさまざまな用途で周波数が使われているが、在日米軍からシークレットに関する文書として受領しているのは、3件のみである。

したがって、他の周波数に関する文書についても総務省において受領しているが、米国政府側からシークレットとして受領していないので、特定秘密という扱いはしていない。

## (5) 法務省

平成 28 年 10 月 26 日、法務省における特定秘密の指定及びその解除の実施状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

### ア 政府参考人からの説明概要

#### (7) 特定秘密の概要

法務省において、平成 27 年中に新たに指定した秘密はなかった。

#### (1) 特定秘密の変更状況

取扱いの変更点は 2 点ある。1 点目は、当初、「指定の整理番号」の一部、具体的に申し上げますと、入国管理局の番号を表わす「m」の部分、「当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職」、「当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲」の部分を開示情報としていた。

しかしながら、衆議院情報監視審査会等からの御指摘をいただき、改めて省内で検討し、これまでの運用を改め、これらの記載を開示するという取扱いに変更した。

2 点目は、当省においては、平成 27 年 4 月 10 日付の官職の新設等に伴い、特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲に変更が生じ、総合政策統括担当の大臣官房審議官を総括担当の大臣官房審議官に、総合調整担当の大臣官房参事官を大臣官房付に変更した。

### イ 主な質疑事項及び意見の概要

#### (7) 他の行政機関との情報共有

- ① 平成 27 年審査会年次報告書の意見（5）で他の行政機関と同様の記述のものは違いがわかるように説明することが必要との意見を載せた。法務省と内閣官房が保有する特定秘密の相違について伺いたい。法務省と内閣官房が指定している特定秘密の中に同じ記載がなされているものがある。それに関係していると思われる内閣官房の特定秘密の中に法務省が指定をしていない特定秘密がある。これについて、法務省と内閣官房との情報共有の有無などについて明確に説明を求めたい。
- ② 回答ができないとのことだが、指定管理簿を見れば内閣官房と同一であるものが法務省にないことは明らかである

と思うがどうか。

- ③ 内閣官房において作成された特定秘密を法務省が情報共有していない理由を伺いたい。

[平成 28 年 10 月 26 日審査会]

(答弁)

- ① 法務省としては、内閣官房が指定している特定秘密の具体的内容を知り得る立場になく、お答えできない。
- ② 他の行政機関の指定管理簿については、国会報告の別表により確認できるが、法務省が提供を受けた特定秘密と表記上類似のものであったとしても、その内容や法務省への提供について、提供元に問い合わせるようなことはしない。

あくまでも、提供元の必要に基づいて他の行政機関に情報を提供しているものであり、その他に提供元がどのような情報を持っているかについて承知しない。

- ③ 繰り返しになるが、例えば、こういうタイトルのものを提供元で持っているようだが、それは当省には関係ないかというような問いをすることはしない。

あくまでも、提供元がそれを法務省に提供することに意味があるという判断をしたものについて提供をしているという状況である。

(イ) 他の行政機関からの情報の入手と特定秘密の指定

2020 年に東京で開催される夏季オリンピックなども踏まえ、警察、外務省あるいは公安調査庁などから特定秘密に該当するような情報を法務省が得て、これを特定秘密に指定することが今後あり得るか伺いたい。

[平成 28 年 10 月 26 日審査会]

(答弁)

今後、各方面から入手する情報につき、あくまでも特定秘密の要件に沿うものかどうかということ判断し、指定するということになる。厳格な水際対策、安心、安全な社会のために、必要な情報を入手していかなければならないと考えており、情報を入手した段階で、3 要件に合うかどうかを判断したい。

## (6) 公安調査庁

平成 28 年 10 月 26 日及び 11 月 21 日、公安調査庁における特定秘密の指定及びその解除の実施状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

### ア 政府参考人からの説明概要

#### (7) 特定秘密の概要

公安調査庁が平成 27 年に新たに指定した特定秘密は、2 件である。この 2 件は、平成 27 年中に外国政府から特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられているものとして提供を受けた情報であり、「特定有害活動の防止に関するもの」及び「テロリズムの防止に関するもの」である。いずれも外国政府から提供を受けた情報である。

#### (イ) 特定秘密の変更状況

昨年と取扱いを変えた特定秘密はなかった。

#### (ウ) 指定管理簿の一部不開示（墨塗り）の理由及び特定秘密の指定有効期間の決定理由

指定管理簿の指定に係る特定秘密の概要に秘密が含まれる部分、いわゆる墨塗りされている部分はない。

指定の有効期間の決定理由は、それぞれの特定秘密を精査した結果、いずれも、今後少なくとも 5 年程度の間に漏えいした場合、公安調査庁の情報収集活動に対する影響が非常に大きく、我が国の安全保障に与える支障の程度が著しいものと考えられることから、法の許す範囲で最長の期間である 5 年と設定したものである。

有効期間経過後の更新の見込みについては、一概に申し上げることは困難であるが、有効期間が満了するときは、指定の理由を点検し、更に当該指定の有効期間を延長するか否かについて、改めて慎重に判断するということになることを認識している。

### イ 主な質疑事項及び意見の概要

#### (7) 状況確認

平成 27 年 9 月 25 日当審査会において、特定秘密に指定している特定有害活動の実行の意思・能力に関する対象の概要、数に対する質問に対し、「対象の国名及び数を特定
--

することは難しい。精査をしてまいりたい。」との趣旨の答弁がなされた。より詳細な説明又は現在の検討状況を明らかにされたい。

[平成 28 年 10 月 26 日審査会]

(答弁)

これに関しては、[不開示情報]。

- (1) 平成 26 年に指定された特定有害活動の実行等に関する情報が平成 28 年に指定される見込み

平成 26 年に指定された特定有害活動の実行の意思等に関する情報は、平成 27 年には指定されていない。当該情報について、平成 28 年の指定の見込みについて伺いたい。

[平成 28 年 10 月 26 日審査会]

(答弁)

平成 26 年以前については、特定有害活動の実行の意思等に関する情報を特定秘密にしている。大まかに言えば、その情報に対応する情報源というようなものが別の特定秘密に出てきている、そういう関係になる。

平成 27 年は、人的情報源の新しい指定はない。残念ながら当庁の調査によってそういった情報を得られていないため、当該特定秘密の平成 27 年バージョンというものは存在しない。平成 27 年に新たに得たものは、外国機関から提供を受けたものということになっている。

平成 28 年については、指定をした。

## (7)－① 外務省（大臣官房）

外務省（大臣官房）における特定秘密の指定及びその解除の実施状況について政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。

### ア 政府参考人からの説明概要

#### (7) 特定秘密の概要

外務省は、平成 27 年 12 月 31 日時点で 38 件の特定秘密を指定している。そのうち、平成 27 年中に新たに指定した 3 件については、主管部局の国際情報統括官及び総合外交政策局から説明を行う。

#### (イ) 指定書の修正

##### a 大規模緊急事態発生時における邦人退避についての関係国との協力の方針

独立公文書管理監から、指定書の 3「運用基準に記載の法別表の事項の細目のいずれに関するものであるかの別」欄に記載の「第二号イの a (a) (第二号イの b)」について、不適正ではないものの、指定書の 1「対象情報」欄の記述内容と整合しておらず、特定秘密保護法の運用の適正を確保する観点から修正をすることが望ましいとの指摘を受けた。

これを検討した結果、「別表第二号イの b」のみを記載することで、対象情報の範囲と整合するという判断に至り、「第二号イの a (a)」を削除した。

また、指定書の 6「当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲」欄について、当該特定秘密の主管である領事局を所掌する副大臣、大臣政務官だけではなく、当該事案の関係地域局を所掌する副大臣、大臣政務官も加えるべきとの指摘を受け、「領事局及び関係地域局を所掌する外務副大臣及び外務大臣政務官」と修正した。

##### b 東シナ海資源開発に関する中国政府との交渉又は協力の方針又は内容

独立公文書管理監等から、指定書の 3「運用基準に記載の法別表の事項の細目のいずれに関するものであるかの別」欄に記載の部分について、不適正ではないが、指定書 1 の「対象情報」欄の内容との間で範囲の整合性がとれておらず、対象情報の範囲よりも広がっている可能性があるため、修正することが望

ましいとの指摘を受けた。

これを検討した結果、指定書の3欄に「第二号イのa(c)」のみを記すことによって、対象情報の範囲と整合するとの判断に至り、「第二号イのa(c)」以外の項目については削除した。

### c 同様の記述が存在する複数の指定書に対する修正

#### (a) 指定書の6「当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲」欄における部局の列举の修正

特定秘密の取扱業務を行わせる職員の範囲として、指定書の6「当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲」欄に、事案により当該特定秘密を担当する部局が異なってくることが想定されたため、従前は、外務省の各地域担当局部長、機能別の担当の局部長を全て列举していた。

このような列举をした結果、あらゆる事案について、多くの部局長が取り扱う職員ということになり、記述の仕方として範囲が広過ぎるという結論に至り、部局の列举はやめて、「当該情報に係る地域及び事項を担当する部局の長」と記述し、事案ごとに絞って担当部局長を取扱者とすることにした。

#### (b) 指定書の6「当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲」欄における秘書官の記述の削除

指定書の6「当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲」欄における秘書官の取扱いについて、他の行政機関の指定書の記載ぶりとの整合性をとり、「その他特定秘密管理者が指定する者」の中に秘書官も含まれるという整理をし、「秘書官がいる職員にあつては当該秘書官を含む」との記述を削除した。

## イ 主な質疑事項及び意見の概要

### (7) 特定秘密の対象となる情報及び文書の件数

- ① 外務省の特定秘密文書の件数が平成27年の1年間で約4万件増加したが、新たに指定された3件の特定秘密に係る文書件数はどのようになっているか、また、増加した文書は主に情報収集衛星関連としているが説明が可能か。
- ② ある2つの特定秘密を比較すると、特定秘密文書の件数が大きく異なっているが、その理由について伺いたい。

③ 国際テロ情報収集ユニット等が活動を活発化させている中で、平成 27 年中の国際テロリズムに関する人的情報源について、該当する情報がなかったというのはどういうことなのか。

[平成 28 年 11 月 9 日審査会]

(答弁)

- ① 外務省においては、特定秘密が記録された行政文書が、平成 27 年中に 4 万 1,033 件増加している。この増加のほとんどが情報収集衛星関連である。なお、この内訳は[不開示情報]。
- ② それぞれの内容については、取扱者となっているそれぞれの担当部局の方から、必要に応じて説明させていただきたい。
- ③ テロの関係の情報については、国際テロ情報収集ユニットも新設し、現在、精力的に情報収集をしているところであるが、特定秘密の指定については、基準に照らして、厳にそれに該当するものだけにしている。したがって、様々な形で情報収集を行っているものの、平成 27 年では、特定秘密に該当するものは存在しなかったということである。

(7)－② 外務省（国際情報統括官組織）

外務省（国際情報統括官組織）における特定秘密の指定及びその解除の実施状況について政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。

ア 政府参考人からの説明概要

(7) 平成 27 年中に新たに指定された特定秘密の概要

平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に、外国の政府等から国際情報統括官組織に対し、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているものとして提供のあった情報及びそれを分析して得られた情報の 1 件を新たに指定している。

(4) 指定の理由

当該情報が漏えいし、又は公になった場合、当該外国政府等との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が著しく損なわれ、今後の情報提供や協力関係の存続、進展に重大な支障が生じ得ることにより、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあることから、特に秘匿をする必要がある。

また、当該情報は、特定秘密保護法別表第二号ハ b 関係の事項の細目である「外国の政府等から提供された情報」に該当し、公になっているものではない。

イ 主な質疑事項及び意見の概要

(7) 特定秘密の指定の在り方

- ① 外国の政府等から提供された情報の中でも、どのような情報が特定秘密として指定されるか。
- ② 当該年「までに」入手した情報が特定秘密の対象となっているにもかかわらず、当該年「に」入手した情報のみが特定秘密に該当している場合は、指定書の記載を、当該年「に」入手した情報に改め、当該年以前の情報を入手したときは新たに項目を設けるべきではないか。
- ③ 特定秘密の指定の要件にもある「特に秘匿を要する」情報については、特定秘密に指定することで、漏えいの防止を罰則で担保することができるため、他の行政機関との共有も容易になると考えるが、この点についての所見を伺いたい。

[平成 28 年 4 月 20 日審査会]

- ④ 平成 27 年の年次報告書においては、外務省が指定した特定秘密も念頭に置き、特定秘密の内容を示す名称を具体的に内容が想起できるものに改めること等の意見が付されているが、これを踏まえて、外務省の中で検討や改善努力は行ったか。

[平成 28 年 11 月 9 日審査会]

- ⑤ 指定書の修正作業については、平成 27 年年次報告書が提出される前から修正作業中である旨答弁している。いつまでに修正した指定書を示せるかお答えいただきたい。

[平成 28 年 11 月 21 日審査会]

(答弁)

- ① 先方から極めて高いレベルの保全措置を要する、日本における特定秘密に相当するものとして提供のあった情報については、措置を講じなければ今後の情報提供が困難になることから、特定秘密に指定している。一方、秘匿のレベルが極めて高いというわけではないが、対外的には明らかにしないという情報もある。
- ② 指定書の記載については、当時、主管官庁であった内閣情報調査室から関係行政機関に対して、指定書のモデル規程が提示され、外務省としても、これに従った形で記載している。その後、協力関係にあった各国に対して、法律施行以前に提供を受けた情報について、特定秘密に指定すべき情報があれば連絡するよう伝達しており、遡及して対応できるようにしている。ただし、実態を考えると、御指摘の点は非常によく理解できるので、改めて、全体を取りまとめている内閣情報調査室とも協議・調整をさせていただきたい。
- ③ 大変重要な御指摘だと考えている。情報は政策を遂行するための第一歩というふうに認識している。
- ④ 平成 27 年の年次報告書では大変重い指摘をいただいたと受け止めている。省内で検討する一方で、法の主管官庁である内閣情報調査室を中心に、政府全体で、国民の知る権利、国権の最高機関たる国会の機能を果たすに資する形で今対応を協議しているところである。

- ⑤ 指定書の書き振りについては、現在、対象情報をより具体的に書くべく調整を行っており、終了次第、提出させていただきます。

(イ) 特定秘密の開示とサードパーティールール

外国の政府等から国際情報統括官組織へ提供された情報を、サードパーティールールによって当審査会が提示を求めても応じることができない情報と、提示要求に応じることができる情報とに分類していただきたい。

[平成 28 年 4 月 20 日審査会]

(答弁)

重要なことは、当該情報中のどこの国が提供したかという点及び情報ソースは何なのかという点が、第三者への提供を禁じる根源になると考えている。以下、[不開示情報]。

(ウ) 外国の政府等からの情報提供の状況

特定秘密保護法が制定されたことによって、各国が情報を提供しやすくなり、より情報が得やすくなったという面はあるか。

[平成 28 年 11 月 9 日審査会]

(答弁)

特定秘密保護法が制定されたことにより、外国の機関と同等の保護措置がとれることにより、結果として、機微な情報が得られるようになった。

(7)－③ 外務省（アジア大洋州局）

外務省（アジア大洋州局）における特定秘密の指定及びその解除の実施状況について政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。なお、政府参考人からの説明聴取及び質疑概要については、本報告書中他の項目で整理した。

(7)－④ 外務省（総合外交政策局）

外務省（総合外交政策局）における特定秘密の指定及びその解除の実施状況について政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。

主な質疑事項及び意見の概要

特定秘密の指定の在り方

① 平成 27 年 12 月 8 日の国際テロ情報収集ユニット<sup>44</sup>（C T U－J）の発足に伴い指定した旨国会で答弁（平成 28 年 5 月 18 日、衆議院法務委員会）した 2 件の特定秘密のうちの 1 件が、同ユニット発足以前の平成 27 年 8 月 6 日に指定されていることに関し、答弁との整合性について伺いたい。

また、平成 28 年における当該情報の指定状況について伺いたい。

② 平成 27 年中の国際テロリズムに関する人的情報源についての情報及び外国の政府等から総合外交政策局に提供される情報については、該当する情報がなかったため、平成 28 年 5 月 12 日付で指定が解除されており、指定の有効期間を定めた時点においても対象となる情報は存在していない。この点について、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成 26 年 10 月 14 日閣議決定）では、「必要最小限の情報を必要最低限の期間に限って特定秘密として指定するものとする」としており、有効期間を 5 年と設定したのは、同基準に適合しないのではないか。

また、特定秘密が現存してから指定するのでは何か不都合が生ずるか。

③ 平成 27 年中の国際テロリズムに関する人的情報源についての情報及び外国の政府等から総合外交政策局に提供される情報は、国際テロ情報収集ユニットの発足に伴い指定したとされるが、当該特定秘密の指定書には、「同ユニット」については明記されていないため、平成 28 年における当該情報の特定秘密指定書はどのように記載されているか伺いたい。

[平成 27 年 11 月 9 日審査会]

<sup>44</sup> 日本に対するテロの警戒が現実のものとなっていることを踏まえ、官邸を司令塔とし、政府が一丸となって情報収集を含む国際テロ対策の強化に関する取組を推進するため、平成 27 年 12 月に外務省総合外交政策局に設置された。

(答弁)

- ① 当該2件の特定秘密のうち、平成27年8月6日に指定された情報は、国際テロリズムに関する人的情報源についての情報で、平成27年8月7日に同ユニット設立に向けた準備室が設置された段階で、海外における邦人人質事案等への対応の中で特定秘密に指定すべき人的情報源が取得されることを想定して指定されたものである。もう一方の1件は、外国の政府等から総合外交政策局に提供される情報であり、正式に同ユニットが発足する前に、外国の政府等から直接に同ユニットに対して特定秘密に該当する情報の提供を受ける可能性は考えにくいことから、同ユニットの正式な発足と同時に指定をしたものである。

平成28年においては、1月1日付で2件の特定秘密として指定している。

- ② 人的情報源に関する情報は、その者が外務省の人的情報源である事実又は人的情報源であった事実及び収集、分析することにより当該事実が明らかになるおそれがある情報とされ、外国の政府等から提供される情報は、情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工したことにより特定秘密として取り扱わなくても情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除いたものとされており、これらのおそれがあると認められる現在の情勢が少なくとも5年以内に変化することはないと判断したため、有効期間を5年とした。

生ずる可能性がある不都合としては、特定秘密の指定のための決裁等の事務手続の間における当該情報の保護についての支障及び特定秘密の指定の期間から、特定秘密に該当する情報を獲得した時期等が明らかになることが考えられる。

- ③ 平成27年中の当該情報の指定書の中に国際テロ情報収集ユニットの記載がないことについては、当時の判断を調べているところである。他方、平成28年における当該情報の指定書には、同ユニットが総合外交政策局に属していることから、「総合外交政策局」という記述が盛

り込まれている。

(7)－⑤ 外務省（ＩＳ（イスラム国）関係）

外務省における特定秘密の指定及びその解除の実施状況（ＩＳ（イスラム国）関係）について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。なお、ＩＳ（イスラム国）関係については、担当部局等が不開示情報に当たるため、担当部局等を明記せず下記に記載した。

主な質疑事項及び意見の概要

(7) 政府内における情報の取扱い

- ① 平成 27 年 1 月に発生した Ｉ Ｓ（イスラム国）による邦人殺害テロ事件の関係で、情報の提供元や情報の概要が、政府内でどのように整理をされているか、できる限り詳しく説明いただきたい。
- ② 報道<sup>45</sup>にあるようにヨルダンのイスラム法学者、アブムハンマド・マクディーシ師がヨルダン政府の依頼でイスラム国との交渉を行ったのが事実であるとすれば、その事実は政府の中でどのように取り扱われたか。また、当該報道によってその取扱いはどのように変化したか。
- ③ 事案の認知、家族からの通報、犯行グループからの接触などの事件の節目に当たる事実は、人命にかかわることでもあるため、特定秘密と取り扱われてしかるべきであると考えますが、これらの事実は、政府内でどのように取り扱われていたか。
- ④ 平成 26 年 8 月及び 11 月の事案の認知は、極めて秘匿性の高い情報であると考えますが、どのように取り扱われていると理解すればよいか。

(答弁)

- ① [不開示情報]。
- ② 当該報道は承知しており、その関連で情報収集はしているが、交渉を行ったとされる者の名前、属性又は交渉との関連性が、特定秘密として文書に入っているか否かということは、お答えを差し控えたい。
- ③ [不開示情報]。
- ④ 外務省が一義的に入手したものであり、然るべく秘の区分をした上で、直ちに官邸、警察庁も含めた関係行政機関、現地と情報を共有した。

<sup>45</sup> 読売新聞 平成 27 年 2 月 20 日朝刊

(イ) 新聞報道による公知性と特定秘密

- ① マクディーシ師がヨルダン政府の依頼でイスラム国との交渉を行ったのが事実であれば、当該情報は特定秘密に指定されていたか。また、報道されたことを受けて指定の解除の要否について検討したか伺いたい。
- ② 多様な情報が記された文書については、マクディーシ師の情報が公知になったとしても、他の情報が引き続き特定秘密の要件を充たす場合は、特定秘密の指定は解除されないと考える。したがって、解除の判断がどのように行われているか確認するためにも、マクディーシ師に関する文書を、特定秘密の指定の有無にかかわらず開示していただきたい。

(答弁)

- ① [不開示情報]
- ② 情報監視審査会の議決をいただければ、手続に沿って対応させていただきたいと考えているが、現段階で開示の可否について回答するのは困難である。

(ウ) 特定秘密文書の指定の在り方

この種の事件が発覚するまでの時間には様々な長さの期間があり得るため、今後のことを考えると、外務省が独自に入手した情報についても、特定秘密の項目として設けるべきであると考えているが、この点についての所見を伺いたい。

(答弁)

既存の項目のほかに、もう1つ新たに項目を設けるべきか否かというのは非常に貴重な御指摘であるが、現段階では、安全保障上指定すべき情報は既存の項目に該当すると考えている。

## (8) 経済産業省

平成 28 年 10 月 26 日、経済産業省における特定秘密の指定及びその解除の実施状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。なお、平成 28 年 11 月 30 日、特定秘密の提示を受け、説明を聴取し、質疑を行った。（「第 3 2 特定秘密提出・提示」参照）

### ア 政府参考人からの説明概要

#### 特定秘密の概要

平成 27 年 12 月 31 日時点で、4 件の特定秘密を指定している。これらは、いずれも情報収集衛星等によって画像情報を収集し、又は分析する対象並びに情報収集衛星の画像情報及びそれを分析して得られた情報等で、経済産業省が内閣官房から提供を受けたものである。

この 4 件の特定秘密は、年ごとに、平成 23 年分、平成 24 年分、平成 25 年分、平成 26 年分という形になっており、平成 26 年 12 月 26 日に指定したものである。なお、平成 27 年中に新たな指定は行っておらず、取扱いの変更や指定の解除も行っていない。

### イ 主な質疑事項及び意見の概要

#### (7) 特定秘密の保護に関する業務の管理

当審査会での質疑等においては、エネルギー政策、資源エネルギー庁に係る特定秘密を製造産業局が管理しているという趣旨の説明があった。一方で、資源エネルギー庁は特定秘密文書を 2 件保有している。あらためて具体的な説明を求める。

[平成 28 年 10 月 26 日審査会]

#### (答弁)

平成 27 年 12 月 31 日時点で経済産業省本省において保有している 118 件の特定秘密文書のうち [不開示情報] 件は [不開示情報] であり、情報収集衛星の識別能力が明らかになることにより、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特定秘密に指定をしている。

これらの文書については、このような指定理由に鑑み、人工衛星を含む宇宙の利用に関する事務の総括を行う製造産業局に一元的に管理をさせているものである。また、

資源エネルギー庁との関係では、必要に応じ、特定秘密保護法上の提供の手続きをとり、文書の閲覧をさせているところである。

(イ) 衛星画像の概略的内容及び撮影対象

- ① 経済産業省が特定秘密に指定している情報収集衛星の画像情報は、どのような分野のものが多いか。
- ② 情報収集衛星での撮影の関心事項がエネルギー関係であるとの説明が以前にあったが、平成 28 年の政府の報告によれば、経済産業省が保有する特定秘密文書が 118 件であるのに対し、資源エネルギー庁が保有する特定秘密文書は 2 件となっている。これを踏まえ、経済産業省において保管しなければならない画像情報の撮影対象は何であるか伺いたい。
- ③ 内閣衛星情報センターが情報収集衛星で撮影している画像のうち、経済産業省に提供されるものはどのようなものか。
- ④ 非常に機微な情報であることは理解するが、撮影対象が何であるかを説明してもらわないと情報の概要が判然としない。

[平成 28 年 10 月 26 日審査会]

(答弁)

- ① 経済産業省が指定している情報収集衛星の特定秘密は特定秘密保護法が施行される前に内閣衛星情報センターから提供を受けていたものであり、衛星の運用を行っている内閣衛星情報センターの取扱いと合わせて特定秘密に指定しているものである。経済産業省が独自に衛星を運用しているのではない。
- ② 情報収集衛星等により画像情報を収集し分析する対象並びに情報収集衛星の画像情報又はそれを分析して得られた情報であって、安全保障上秘密にする必要があるものである。資源エネルギー政策上の観点から秘密指定をしているものではない。
- ③ 経済産業省の行政上必要となるものについて、経済産業省から内閣衛星情報センターに要望して提供を受けているものである。

- ④ 情報収集衛星が撮影している対象自体が特定秘密に指定されており、資源エネルギー政策上必要な情報も含まれている。

(ウ) 経済産業省が主体的な判断を行い、特定秘密の概要を明らかにする必要性

- ① 当審査会では、全部秘密の中でやっているということを確認した上で議論をしている。情報収集衛星の画像情報についても、概略も明らかにできないとなれば、議決をして全部明らかにせよとなる。したがって、このようなことを覚悟し、適切に説明することを求める。
- ② 経済産業省の行政上必要となるものについては、経済産業省から内閣衛星情報センターに要望して提供を受けており、経済産業省の主体的な要素もあるため、経済産業省が判断できる点もあると考える。協議をした上で説明をしていただきたい。

[平成 28 年 10 月 26 日審査会]

(答弁)

- ① 全体の衛星の運用については経済産業省として承知をしていないため、別個の経済産業省の分野における内閣官房からの提供情報について、経済産業省の判断で、答弁した内容以上の説明をすることは、困難であると考えている。政府部内でも調整するとともに、内閣官房とも相談してまいりたい。
- ② (意見のため答弁なし)

## (9) 海上保安庁

平成 28 年 10 月 17 日、海上保安庁における特定秘密の指定及びその解除の実施状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

### ア 政府参考人からの説明概要

#### (7) 特定秘密の概要

海上保安庁は、平成 27 年 12 月 31 日時点で 16 件の特定秘密を指定している。内訳は、内閣情報調査室から得た外国政府との情報協力業務関係が 3 件、内閣情報調査室から得た情報収集衛星関係が 11 件、海上保安庁が行った外国政府との情報協力業務が 2 件となっている。

平成 27 年中に新規に指定した特定秘密は、海上保安庁が行った外国政府との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報の 1 件である。対象の範囲は、平成 26 年中に指定したものと同一である。

#### (4) 指定書の記載事項の変更

独立公文書管理監からの指摘を踏まえ、平成 27 年 12 月 7 日に、2 件の指定書の記載事項を修正した。

まず、平成 27 年 11 月 25 日に独立公文書管理監から、平成 26 年中に海上保安庁が行った外国政府との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報に関し、指定書の対象情報の記述と該当する事項の細目との記載に不整合が見られることから、当該指定書の記載を修正することが望ましいとの指摘を受け、指定書を修正した。

その後、独立公文書管理監からの指摘を踏まえて、他の指定書の記載を確認したところ、平成 27 年中の外国の政府との情報協力業務の情報に係る指定書についても同様の不整合が認められたため、同様の修正を行った。

### イ 主な質疑事項及び意見の概要

#### (7) 特定秘密保護法上の指定の有効期間と公文書管理法上の行政文書の保存期間との関係

- |   |
|---|
| ① 外国政府との情報協力業務関係に係る特定秘密の指定の有効期間が平成 26 年分（2 年）と平成 27 年分（3 年）で違う理由について説明願いたい。 |
|---|

- ② 外国政府との情報協力業務に係る特定秘密が記載された行政文書の公文書管理法上の保存期間は何年か。
- ③ 特定秘密の指定の有効期間と公文書管理法上の行政文書の保存期間が異なっているが、特定秘密の指定の有効期間に合わせて、公文書管理法上の文書の保存期間が延長されるか。また、公文書管理法上の文書の保存期間が延長されず廃棄される場合、当審査会が本年3月に提出した年次報告書の意見(3)のとおり、独立公文書管理監等へ説明など必要な措置を講じる用意はあるか。
- ④ 特定秘密が記載された文書が突然廃棄されてしまうと、当審査会での調査ができなくなることから、そのような文書が突然廃棄されることのないようすべき。

[平成28年10月17日審査会]

(答弁)

- ① 外国政府との情報協力業務関係の情報は、個別の事象について提供される情報や進行中の事案であるため、その情報の性質に鑑み、指定の理由を見直すに当たって適切であると考え、最も短い期間は3年と考えている。

まず、平成26年中に提供された情報については、特定秘密保護法の施行に合わせて、平成26年12月26日に指定したが、その時点で既に情報提供から1年を経過していたことから、指定の理由を見直すに当たって適切であると考え、最も短い期間である3年から1年を差し引いた残り2年を有効期間とした。

他方、平成27年中に提供された情報については、平成27年の年頭に指定したので、3年を有効期間とした。

- ② 平成26年中に提供された情報については、公文書管理法上の保存期間を、平成27年4月1日から平成28年3月31日の1年間と設定したが、保存期間満了時に、当庁の職務遂行上引き続き必要であると認めため、1年間の延長を行った。

また、平成27年に提供された情報についても、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間の保存期間を設定している。

なお、平成27年1月1日から3月31日までに入手した特定秘密文書は、公文書管理法上の保存期間が満了したことから、平成26年中に提供された情報と同様、1年

間の延長を行っている。

- ③ 当該特定秘密文書の公文書管理法上の保存期間を、当該文書の適正管理及び利用すべき期間という観点から検討し、必要最低限の1年としたため、特定秘密の指定の有効期間と乖離が生じている。

今後、特定秘密の指定の有効期間と公文書管理法上の保存期間については、できるだけ合わせるよう、検討を行っていきたいと考えている。

- ④ そのように検討してまいりたい。

(4) 他の行政機関から提供を受けた特定秘密の取扱い

- ① 海上保安庁が特定秘密文書の提供を受けたのは、どの行政機関か。
- ② 内閣情報調査室から提供を受け海上保安庁が指定した特定秘密と「他の行政機関から提供を受けたが、専ら他の行政機関の指定に係る行政文書」との違いは何か。

[平成28年10月17日審査会]

(答弁)

- ① 提供元の行政機関は主に内閣情報調査室である。
- ② 前者は、特定秘密保護法の施行前に内閣情報調査室から提供を受けていた情報を、それぞれ分類した上で海上保安庁において特定秘密に指定したものである。后者の「他の行政機関から提供を受けたが、専ら他の行政機関の指定に係る行政文書」は、法施行後に内閣情報調査室（内閣衛星情報センター）から提供を受けたものである。特定秘密保護法の運用上、法施行時に既に各行政機関が保有していた特定秘密は各行政機関で指定することとなっていたことから特定秘密に指定した。他方、特定秘密保護法の施行後に提供を受けたものは一括して内閣情報調査室で指定している。

(10)－① 防衛省（防衛政策局）

平成 28 年 10 月 17 日及び 11 月 21 日、防衛省における特定秘密の指定及びその解除の実施状況について政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。

ア 政府参考人からの説明概要

(7) 防衛省全体

a 特定秘密の概要

防衛省は、平成 26 年 12 月 31 日時点で 247 件の特定秘密を指定していたが、平成 27 年に新たに 23 件を指定したことにより、平成 27 年 12 月 31 日時点で 270 件となった。

b 特定秘密の指定解除

防衛省では平成 27 年中に 2 件の特定秘密の指定を解除した。

1 件目は、平成 27 年度中に防衛省・自衛隊が防衛に関し外国政府から提供された誘導武器に係る技術情報等で、平成 27 年度中に対象となる情報を受領することを見越してあらかじめ指定したが、期間中に対象となる情報を外国政府から受領しなかったことから、平成 28 年 6 月に指定を解除した。なお、平成 28 年度分については、外国政府から情報を受領する可能性が、現時点では見込まれないことから指定していない。

2 件目は、平成 27 年度中に情報本部が作成する「統合中期情報見積り」だが、訓令改正により「統合情報見積り」の制度自体が廃止され、期間中、対象となる情報を作成しなかったため、本年 8 月に指定を解除した。なお、1 件目の指定解除より遅かった理由は、1 件目を 6 月に指定解除した時点では、当該情報は存在するという認識であったが、独立公文書管理監による検証において、対象となる情報の作成がないことが確認されたことから指定を解除した。

これらを踏まえ、今後は、対象情報が出現する前に指定を行う場合には、当該情報の出現が確実であることを慎重に判断していきたい。

c 指定書の記述の変更

指定書の記述については、以下 3 点の変更を行っている。

- ① 組織改編に伴う特定秘密管理者の変更等
- ② 情報監視審査会及び独立公文書管理監による検証を踏まえた記述の変更

③独立公文書管理監による是正の求め及び指摘を受けて講じた措置

**d 独立公文書管理監の指摘と対応**

本年8月に、独立公文書管理監から3件の是正の求めと1件の指摘を受けた。

是正の求めのうち1件目は、当省で行った対象情報の記述の変更について、独立公文書管理監から特定秘密の範囲が拡大する形での変更は認められず、別途新たに指定を行うべきとして是正を求めるものであった。これを踏まえ、指定書の記述を変更前のものに戻すとともに、新たに特定秘密の対象となった情報については、これとは別に新たに特定秘密に指定した。

是正の求めのうち2件目は、指定の対象となる情報が存在せず、今後も出現する見込みがないことから、指定の解除を行うべきとして是正を求めるもので、これを踏まえ指定を解除した(上記b参照)。

是正の求めのうち3件目は、特定秘密の表示を黒色で行っていたものについて、赤色にすべきとして是正を求めるもので、これを踏まえ、当該表示を赤色に是正するとともに、防衛省の全機関に対しても適正な表示を徹底した。

独立公文書管理監による指摘の内容は、指定書の該当する運用基準の事項の細目の欄において示した特定秘密の分類の一部が特定秘密の内容と整合していないため削除すべきであるとのことであり、これを踏まえ、当該事項の細目は削除した。

これらの独立公文書管理監の是正の求め及び指摘を踏まえ、今後、より一層特定秘密保護法の適切な運用に努めてまいりたいと考えている。

**e 要求資料の対応**

情報監視審査会からの資料要求については、政府全体として検討しているもの以外は提出済みである。

**(4) 防衛政策局**

防衛省が平成27年に新たに指定した23件のうち19件が防衛政策局で指定したものである。以下その指定の内容を説明する。

まず、法別表第1号イの自衛隊の運用等に係る情報として1件を指定しており、その内容は、各種事態等における自衛隊の行動等に関する情報である。

次に、法別表第1号口の電波、画像等の情報として12件を指定しており、その内容は、平成27年中に収集した電波情報等の情報等である。

次に、法別表第1号ハの情報の収集整理、能力として1件を指定しており、その内容は、平成27年度中に外国の政府等から提供された画像情報等の収集整理等に関する情報である。

最後に、法別表第1号ニの防衛力の整備等に関する情報として5件を指定しており、その内容は、防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報等である。

## イ 主な質疑事項及び意見の概要

### (7) 各自衛隊間における特定秘密の指定の不整合

昨年(平成27年8月7日)の審査会で指摘した陸海空各自衛隊間の特定秘密の指定状況の不整合について、その後の是正に向けた取り組みはどのようになっているか。

[平成28年10月17日審査会]

(答弁)

ある時期の防衛及び警備基本計画について、海上自衛隊及び航空自衛隊は特定秘密に指定し、陸上自衛隊は指定していないという不整合があることは承知している。これは、当時、文書を保存する必要性の判断において、各組織において異なった判断をしていたことから生じたものであり、指定そのものや指定の在り方について問題があったとは認識していない。

その上で、現在、防衛省では、新たな指定を行う場合は、関係部署と十分に調整を行いつつ指定に係る手続を行っている。また、各計画の文書の保存については、しかるべき整合が図られるように、同一性のあるものについては原則同じかつ適切な長さの保存期間を定めることとするなど、関係部署と連携をとりながら調整を進めていきたい。

### (4) 特定秘密の指定に関する政務三役に対する説明状況

① 特定秘密を指定する際に防衛大臣と相談しているか。また、防衛大臣は特定秘密の指定状況について、全て知り得ることになっているか。

② 特定秘密の指定状況について、防衛副大臣及び防衛大臣

政務官へはどのような説明をしているか。

[平成 28 年 10 月 17 日審査会]

(答弁)

- ① 特定秘密の指定においては、それぞれ特定秘密の指定をする権限を持つ者が特定秘密保護法で定められていることから、基本的にはその特定秘密の指定の責任者が指定している。したがって、個々の指定を全て大臣の決裁をとっている。特定秘密の指定状況については、しかるべき形で大臣に報告している。

また、業務上必要となる特定秘密については、案件ごとに大臣に説明する場合がある。その時には、この情報が特定秘密であることを示した上で大臣に報告している。

- ② 副大臣及び政務官への対応は、大臣に対する対応と同じである。

(10)－② 防衛省（整備計画局関連）

平成 28 年 10 月 17 日、防衛省（整備計画局）における特定秘密の指定及びその解除の実施状況について政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。

ア 政府参考人からの説明概要

特定秘密の概要

整備計画局では、平成 27 年に、法別表第 1 号トの暗号として 2 件、法別表第 1 号ロの電波・画像等の情報として 1 件の合計 3 件を新たに特定秘密として指定した。

2 件を指定した暗号の内訳は、陸上自衛隊が作成した野外通信システムに関する暗号の情報が 1 件、航空自衛隊が作成する自衛隊デジタル通信システムに関する暗号の情報が 1 件である。

電波・画像等の情報として指定した 1 件は、自衛隊指揮通信システム隊が実施するサイバーセキュリティに関する情報収集に関する情報である。

イ 主な質疑事項及び意見の概要

指定書の記述と指定管理簿の記述の整合性

指定書の指定に係る情報には、当該特定秘密の対象となる期間が明記されているが、指定管理簿には当該期間が明記されていないため、指定管理簿にも指定書に合わせて期間を明記すべき。

[平成 28 年 10 月 17 日審査会]

(答弁)

御指摘を踏まえ、指定管理簿にも期間を明記するよう検討する。

(10)－③ 防衛省（統合幕僚監部関連）

平成 28 年 10 月 17 日、防衛省（統合幕僚監部）における特定秘密の指定及びその解除の実施状況について政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。

ア 政府参考人からの説明概要

特定秘密の概要

統合幕僚監部は、平成 27 年に、法別表第 1 号口の電波・画像等の情報として 1 件を指定し、その内容はネットワークシステムを通じて提供される軍事情報、動向に関する情報である。

イ 主な質疑事項及び意見の概要

ネットワークシステムを通じて提供される軍事情報等

- ① 当該ネットワークシステムが立ち上がった時期はいつか。また、当該ネットワークシステムの立ち上がった時期が、当該特定秘密を指定した平成 27 年より以前であれば、過去の情報も指定する必要があるのではないか。
- ② 当該ネットワークシステムに係る平成 27 年 4 月 1 日以前の情報を保護していた他の特定秘密はどのような性格のものか。

[平成 28 年 10 月 17 日審査会]

(答弁)

- ① 当該ネットワークシステムは平成 18 年度頃から本格的に運用を開始している。平成 27 年 4 月 1 日以前に当該ネットワークを通じて提供された情報は他の特定秘密として指定され保護されていたが、平成 27 年 4 月 1 日より、提供範囲が変更となったため、新たに本件特定秘密の指定を行ったものである。
- ② [不開示情報]

## (11) 防衛装備庁

平成 28 年 10 月 17 日及び 11 月 21 日、防衛装備庁における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施状況について政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。なお、質疑概要については、本報告書中他の項目で整理した。

### 政府参考人からの説明概要

#### 特定秘密の概要

平成 27 年 10 月 1 日に発足した防衛装備庁では、平成 27 年 12 月 31 日現在で 16 件の特定秘密を指定した。以下その内容を説明する。

まず、装備品等の研究開発に関する訓令第 7 条に規定する技術動向見積りは、法別表第 1 号ニ a の防衛力の整備等のために行う国内外の諸情勢に関する見積りに係る情報に該当するもので、1 件を指定している。

次に、防衛省と豪州国防省との間の潜水艦の共同開発・生産の実現可能性の調査に関する取決めに基づき提供される情報は、法別表第 1 号ロの防衛に関し収集した重要な情報として外国政府から提供された情報に該当するもので、1 件を指定している。

その他の 14 件については、法別表第 1 号チの研究開発段階の武器等の仕様等に関する情報として指定されているものである。具体的には、誘導弾の目標を探知、追尾する能力に関するものが 11 件、弾道ミサイル標的の計測データに関するものが 1 件、外国政府から提供された防衛の用に供するものの仕様、性能等に関するものが 2 件である。

## (12) その他（公知と特定秘密の関係）

※本項は、特定秘密の指定要件の1つである「非公知性」（不特定多数の人に知られていない状態であること。）に関し、公知と特定秘密との関係についての質疑事項を整理した。なお、各質疑事項の行政機関名等が明らかになると支障があるため、行政機関名等は不記載とした。

### ア 公知であるにもかかわらず特定秘密に指定し続ける理由

一般に認知されており、公知であるにもかかわらず、当該情報を特定秘密に指定し続ける理由は何か。

（答弁）

事実上公知の事実になっていたとしても、具体的な部分については、特定秘密として保護されるべきと考える。

### イ 特定秘密が公知である可能性及び公知である場合に特定秘密に該当しない可能性

特定秘密の内容は、公知であるか否か。また、仮にその内容の一部が公知である場合にその他の具体的な部分を特定秘密とする根拠は何か。

（答弁）

公知であるかどうか具体的に承知していないが、實際上、その内容に一般に認知されている内容が含まれるかと言えばその可能性はある。しかし、行政機関として、公表していないものであり、結果的に公知になったとしても、当該行政機関が認めたことではなく、公知かどうかは判断できない。

また、仮に一般の方が内容を一部認識していたとしても、その具体的な形については、特定秘密だと考えている。

### ウ 報道により知り得た情報が非公知性の情報と合致した場合に公知性を満たす可能性

報道により知り得た情報が非公知の情報と合致したと特定秘密を指定した行政機関が判断した場合に公知性を満たす可能性について、どのように認識しているか。

(答弁)

公知性をどのように考えるかについては、様々議論があり、かなり世間に出回っている情報が存在する可能性もある。しかし、特定秘密文書には、個別具体的な情報が掲載され、それが外部に知られると、支障が生じる可能性が極めて高いため特定秘密として取り扱うことが適当である。

## 5 適性評価

内閣官房及び関係行政機関から適性評価の実施状況について説明聴取及び質疑を行った。その概要は次のとおりである。

なお、原則として、行政機関ごとに、政府参考人からの説明概要、委員からの主な質疑・意見及び政府参考人の答弁についての概要・趣旨を記載した。

記載に当たり、当審査会は、原則非公開で、種々の保護措置を講じた上で調査を行っていること等を考慮し、政府の不開示情報については記載しないとともに、若干の表現上の工夫を加えている。

また、[不開示情報]と記載した部分は、当審査会の調査において政府から開示を受けているものの、表現上の工夫を加えても不開示情報に抵触するため、報告書の公表に当たり不記載とした部分である。

### (1) 政府参考人（内閣官房（内閣情報調査室））からの報告聴取

平成 28 年 3 月 23 日及び 10 月 14 日、政府における適性評価の実施状況について、政府参考人（内閣官房（内閣情報調査室））からの説明を聴取し、質疑を行った。なお、10 月 14 日の調査においては、盛山内閣府副大臣の出席を得た。

その説明概要は次のとおりである。なお、適性評価の実施状況、実施件数等については、[表 2] 及び [表 3] を参照されたい。

#### ア 適性評価の実施状況

##### (7) 3 月 23 日説明聴取

###### 実施状況

平成 27 年 11 月 30 日時点までに適性評価を実施したのは 19 機関である。これらの行政機関が期間中に適性評価を実施した件数は、全体で、9 万 6,572 件であり、その内訳は、行政機関の職員等への実施件数が 9 万 4,372 件、適合事業者の従業者への実施件数が 2,200 件となっている。対象期間中に適性評価を実施した者のうち、行政機関の職員に係る 1 件を除いて、特定秘密を漏らすおそれがない者と認められている。

##### (4) 10 月 14 日説明聴取

平成 28 年 3 月 23 日、衆議院情報監視審査会において、委員から適性評価の結果を基にした不利益処分が行われないよう同一の職員が人事担当と適性評価実施担当を兼ねるべきではない

との趣旨の指摘があった。

そこで、これまで適性評価実施担当者である課長補佐が人事評価及び任用にもかかわっていた警察庁及び防衛省防衛監察本部との間で調整を行い、適性評価の実施事務を担当する課長補佐級以下の担当者につき、人事評価及び任用に直接関与しないこととした。

なお、内閣官房から関係行政機関に対して当該事項に関する事務連絡を発出し、趣旨の徹底をお願いした。これらの措置により、適性評価の結果等の人事評価及び任用への利用の制限の趣旨をより徹底してまいりたい。

## イ 主な質疑事項及び意見の概要

### (7) 適性評価の実施関係

- ① 評価対象者が不同意とした理由を伺いたい。
- ② 防衛省は、対象者がかなりの数になるが、想定される評価対象者の不同意理由は何か。
- ③ 不適格と認定された者の数及びその理由は何か。
- ④ 不適格とされた者は、現在どのような部署におり、降格等の職務上の不利益な扱いがなされていないか確認したい。
- ⑤ 各行政機関における評価対象者の不同意及び不適格とされた者の不利益な扱いを監督する機関があるか伺いたい。
- ⑥ 従来、各行政機関で特別管理秘密を扱っていた者が適性評価に不同意としたことに疑問がある。その理由を伺いたい。

[平成 28 年 3 月 23 日審査会]

### (答弁)

- ① 不同意者について、制度上、理由を尋ねることにはなっていない。
- ② 防衛省については、把握していない。
- ③ 1名であり、[不開示情報]。
- ④ 不適格とされた者は、特定秘密を扱わない仕事に現在ついている。人事考課に適性評価を用いることは法律上及び運用上も禁止されており、不利益な扱いはなされていない。
- ⑤ 各行政機関が責任をもって行うことになっている。
- ⑥ 不同意の理由は、把握する方法が無いので、お答えしよ

うがない。

(4) 適性評価の実施方法関係

- ① 評価対象者の自己申告とは別に行政機関が自己申告の内容を裏付ける調査を行っているか。
- ② 自己申告における虚偽記載を防止するため懲戒処分などの抑止効果や抜き打ち抽出による調査などの措置を行う必要があるのではないか。
- ③ 公務所及び医療機関に照会した件数を伺いたい。
- ④ これまで各行政機関がバラバラに行ってきたが、法律に基づいて適性評価を行うようになり、どのように変化したと考えるか。
- ⑤ 特定秘密文書を保有している消防庁が適性評価を実施せず、他方、特定秘密文書を保有していない宮内庁や文部科学省が適性評価を実施している理由について伺いたい。

[平成 28 年 3 月 23 日審査会]

(答弁)

- ① 自己申告等で問題点、疑問点及び矛盾点がある場合に調査を進めるというやり方を行っている。
- ② [不開示情報]。
- ③ [不開示情報]。
- ④ 一般論であるが、内閣情報調査室としては、適性評価制度の内容等について各行政機関に指示しており、その調査を適正に行っていると考えている。また、1名ではあるが、不適格者が出たということは、制度が有効に機能しているものと思う。
- ⑤ 消防庁が適性評価を行っていない理由は、消防庁が独自に指定した特定秘密は保有しておらず、保有している特定秘密は安全保障目的以外の公益上の目的のものであり、特定秘密保護法第 10 条の規定で提供を受けたものであり、適性評価を行う必要が無いということである。

宮内庁、文部科学省については、現時点で特定秘密の保有が想定されるわけではないが、特定秘密の提供があった場合に速やかに特定秘密の取扱業務ができるようにするため適性評価を実施したとのことである。ちなみに、宮内庁の該当者は1名であり、文部科学省も該当者は多い人数では無い。

(ウ) 適性評価実施担当者と人事担当者を分ける必要性

- ① 適性評価実施担当者と人事担当者が同一であれば、人事評価や人事異動において影響は避けられない。したがって、適性評価実施担当者と人事担当者は分ける必要があると考えるがどうか。
- ② 実際に、適性評価実施部局と人事部局が同一の行政機関の数を伺いたい。
- ③ 将来、人事部局と適性評価実施部局を分ける制度改善を行うべきである。業務上の工夫が可能ではないか。

[平成 28 年 3 月 23 日審査会]

(答弁)

- ① 法律上も、運用上も、人事に適性評価を使ってはならないというのが基本である。仮にそのような情報に接した場合は、是正するよう指導してまいりたい。
- ② 14 の行政機関の人事担当部局が適性評価を実施している。業務上の便宜の関係である。
- ③ 御意見は、各行政機関に伝え、どのようなやり方があるか検討したい<sup>46</sup>。

<sup>46</sup> 検討の結果、適性評価の実施事務を担当する課長補佐級以下の担当者につき、人事評価及び任用に直接関与しないこととし、内閣官房から関係行政機関に対し、当該事項に関する事務連絡を発出し、趣旨の徹底を図った。「第 1 4 情報監視審査会の指摘に基づき、政府において措置を講じた事項」①を参照。

[表 2] 適性評価の実施状況（平成 27 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

項目	件数等
実施機関数	19 機関
実施件数	9 万 6,714 件
（うち行政機関の職員等）	9 万 4,466 件
（うち適合事業者の従業者）	2,248 件
適性評価の評価対象者が同意しなかった件数	36 件
（うち行政機関の職員等）	22 件 （内閣官房 1 件、外務省 1 件、防衛省 20 件）
（うち適合事業者の従業者）	14 件 （内閣官房 6 件、防衛省 8 件）
同意の取下げ件数	2 件
（うち行政機関の職員等）	2 件 （防衛省 1 件、防衛装備庁 1 件）
（うち適合事業者の従業者）	0 件
苦情件数	0 件
特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった件数	1 件（行政機関の職員等）

（平成 28 年国会報告より作成）

[表3] 指定行政機関、特定秘密保有状況及び適性評価  
実施件数 対比表

行政機関名	指定行政機関	特定秘密が記載された行政文書数※ <sup>1</sup>	適性評価実施件数※ <sup>2</sup> (うち行政機関の職員等)	
内閣官房 (含、国家安全保障会議)	○	76,254	1,471	(751)
内閣法制局	—	3	3	(3)
内閣府	○	1	49	(49)
宮内庁	—	0	1	(1)
国家公安委員会	○	0	0	(0)
警察庁	○	21,836	2,550	(2,550)
内、警察庁	○	21,747	575	(575)
内、都道府県警察	—	53	1,975	(1,975)
(重複)	—	36	—	—
金融庁	○	0	5	(5)
総務省	○	38	15	(15)
消防庁	○	5	0	(0)
法務省	○	3	27	(27)
公安審査委員会	○	0	2	(2)
公安調査庁	○	11,426	123	(123)
外務省	○	76,816	1,224	(1,183)
財務省	○	4	96	(96)
厚生労働省	○	0	0	(0)
文部科学省	—	0	19	(19)
経済産業省	○	118	38	(38)
資源エネルギー庁	○	2	13	(13)
国土交通省	—	1,679	53	(53)
海上保安庁	○	11,108	290	(290)
原子力規制委員会	○	0	0	(0)
防衛省	○	72,325	89,244	(88,668)
防衛装備庁※ <sup>3</sup>	○	402	1,491	(580)
合計	20	272,020	96,714	(94,466)

(平成28年国会報告より作成)

※<sup>1</sup> 特定秘密が記録された行政文書の保有状況(平成27年12月31日時点)より抜粋

※<sup>2</sup> 各行政機関の適性評価の実施状況(平成27年12月31日時点)より抜粋

※<sup>3</sup> 平成27年10月1日に防衛装備庁は発足した。

## (2) 関係行政機関からの報告聴取

### ア 国家安全保障会議

平成 28 年 10 月 14 日、国家安全保障会議における適性評価の実施状況について政府参考人から説明を聴取した。

#### 政府参考人からの説明概要

国家安全保障会議の構成員である議長又は議員は、いずれも行政機関の長又は国務大臣であることから、特定秘密保護法第 11 条ただし書きの規定により、適性評価を受けることを要しないとされている。このため、国家安全保障会議としては、構成員に対する適性評価を行っていない。

### イー① 内閣官房（内閣情報調査室）

平成 28 年 10 月 14 日、内閣官房（内閣情報調査室関連）における適性評価の実施状況について政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。

#### (7) 政府参考人からの説明概要

内閣官房における適性評価は内閣情報調査室が一括して実施している。その際、適性評価の結果等を目的外に利用しないことを確保するため、適性評価の業務担当と人事担当は分離している。

内閣官房では、平成 27 年 12 月 31 日時点で、行政機関の職員等に対して 751 件、適合事業者の従業者に対して 720 件、計 1,471 件の適性評価が実施された。適性評価の対象者から適性評価の実施等について同意を得られなかった件数は、職員が 1 件、適合事業者については 6 件（計 7 件）である。

適性評価の対象者における同意の取下げ及び苦情の申出について、該当事例はなかった。

#### (1) 主な質疑事項及び意見の概要

##### 適性評価の実施

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 適性評価の実施について同意を得られなかった者がいたようだが、不同意だった理由は何か。</li><li>② 適性評価に関する資料を当審査会に提出することについて、提出困難なケースがあったか。</li></ul> |
|--|

(答弁)

- ① 不同意に当たっては、プライバシーの保護に十分配慮するという観点から、制度上、理由の提示を求めている。
- ② 情報監視審査会に資料を提出することについては、関係者に対し必要な説明を行った。

#### イ② 内閣官房（国家安全保障局）

平成 28 年 10 月 14 日、内閣官房（国家安全保障局関連）における適性評価の実施状況について政府参考人から説明を聴取した。

##### 政府参考人からの説明概要

内閣官房の適性評価実施部署である内閣情報調査室から説明済みである。

#### ウ 警察庁

平成 28 年 10 月 26 日、警察庁における適性評価の実施状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

##### (7) 政府参考人からの説明概要

特定秘密保護法においては、警察庁の職員及び都道府県警察本部長については警察庁長官が適性評価を実施することとされており、都道府県警察本部長以外の都道府県警察の職員については都道府県警察本部長が適性評価を実施することとされている。

平成 27 年中、警察庁において実施した適性評価は 575 件、都道府県警察において実施した適性評価は 1,975 件であり、合計で 2,550 件の適性評価を実施している。

適合事業者の従業員に対する適性評価については、該当なしである。

平成 27 年中に警察庁及び都道府県警察において実施した適性評価において、評価対象者が同意をしなかった件数及び同意を取下げた件数は、いずれも 0 件である。

適性評価に関する苦情の申出の状況について、平成 27 年中に警察庁及び都道府県警察において実施した適性評価について、特定秘密保護法第 14 条に基づく苦情の申出はなされ

ていない。

(1) 主な質疑事項及び意見の概要

適性評価の実施

- |  |
|--|
| <p>① 都道府県警察において実施した適性評価が 1,975 件とすると、1 県警当たり 50 件に満たないことになるが、これは少ないのではないか。</p> <p>② 特定秘密を扱うのは警備部門のみか。</p> <p>③ 刑事局は、国際組織犯罪等の関係で特定秘密を扱っていないか。</p> |
|--|

[平成 28 年 10 月 26 日審査会]

(答弁)

- ① 都道府県警察の中で特定秘密を取扱うセクションや職員は、ある程度限られている。非常に機微な情報を扱うということで、必要があり、かつ適性がある幹部あるいは中心的なメンバーに絞った結果、このような数字になったということである。
- ② 現状では警備局、警備部門だけであり、他の部門については、我々が取扱っている情報からすると、該当するものがないと判断している。
- ③ 刑事部門においても、さまざまな個人情報や犯罪組織に関する情報等を取扱うわけではあるが、特定秘密に該当するかどうかという観点からすると、やはり警備部門に係る情報ということになる。

エ 総務省

平成 28 年 10 月 26 日、総務省における適性評価の実施状況について政府参考人から説明を聴取した。

政府参考人からの説明概要

平成 27 年 12 月 31 日時点で総務省において適性評価を実施した職員の数は 15 名、適合事業者の従業員数は 0 名となっている。なお、適性評価の実施に同意をしなかった者及び同意を取下げた者はそれぞれ 0 名、苦情の申出件数は 0 件となっている。

## オ 法務省

平成 28 年 10 月 26 日、法務省における適性評価の実施状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

### (7) 政府参考人からの説明概要

平成 27 年 12 月 31 日時点で法務省において適性評価を実施した対象職員の数、大臣官房秘書課で 16 名、入国管理局の 11 名の合計 27 名である。なお、当省においては、適性評価の対象となる適合事業者はなかった。

### (4) 主な質疑事項及び意見の概要

#### 事務次官級に対する適性評価の必要性の有無

他の行政機関においては、必ずしも事務次官級に対して適性評価を実施していないと思うが、実施した適性評価のうち本省次官級に該当する者の役職を明らかにしてもらいたい。また、その者に対し適性評価を実施する必要性について伺いたい。<sup>47</sup>

[平成 28 年 10 月 26 日審査会]

#### (答弁)

該当者は事務次官である。事務次官に特定秘密の内容を見て判断してもらう場合もある。例えば、取扱いの変更等についてはそのような決裁を必要とする場面がある。

## カ 公安調査庁

平成 28 年 10 月 26 日、公安調査庁における適性評価の実施状況について政府参考人から説明を聴取した。

### 政府参考人からの説明概要

公安調査庁では、平成 27 年 12 月 31 日の時点で職員 123 人に対して適性評価を実施した。その内訳は、[不開示情報]。

適合事業者の従業者に対する適性評価は実施していない。

なお、評価の対象者が同意しなかった件数、それから同意を取下げた件数、これはいずれも 0 件である。また、苦情の申出

<sup>47</sup> なお、特定秘密保護法第 11 条で行政機関の長は適性評価を受けることを要しない者とされている。したがって、内閣法制局、宮内庁、警察庁、金融庁、公安審査委員会、公安調査庁、資源エネルギー庁、海上保安庁及び防衛装備庁の長官等については、適性評価を受けることを要しない。

も 0 件である。

## キ 外務省

外務省における適性評価の実施状況について政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。

### (7) 政府参考人からの説明概要

平成 27 年中に、外務省職員 1,183 件及び適合事業者の従業者 41 件の計 1,224 件の適性評価を実施した。また、適性評価の評価対象者が適性評価の実施について同意しなかった件数は、外務省職員 1 件である。

なお、平成 27 年中に、適性評価の評価対象者が同意を取上げた件数及び申出のあった苦情の件数は、ともに 0 件であった。以下、[不開示情報]。

### (1) 主な質疑事項及び意見の概要

#### 評価対象者が適性評価の実施について同意しなかった件数

適性評価を実施できなかったのが 1 件というのは少ないという印象を持ったが、どのような事例だったか具体的に説明していただきたい。

[平成 28 年 11 月 9 日審査会]

#### (答弁)

当該 1 件は、評価対象者が適性評価の実施について同意をしなかった事例である。この職員については、適性評価の実施について同意をしなかったため、理由は把握していない。

## ク 経済産業省

平成 28 年 10 月 26 日、経済産業省における適性評価の実施状況について政府参考人から説明を聴取した。

### 政府参考人からの説明概要

平成 27 年 12 月 31 日の時点において合計 38 名の適性評価を実施している。なお、適合事業者の従業員については、本特定秘密を保有させる必要性が生じていないため、適性評価は実施していない。

## ケ 海上保安庁

平成 28 年 10 月 17 日、海上保安庁における適性評価の実施状況について政府参考人から説明を聴取した。

### 政府参考人からの説明概要

海上保安庁では、平成 27 年 12 月 31 日までに、職員に対して 290 件の適性評価を実施した。なお、適合事業者の従業員に対する適性評価は 0 件である。

適性評価の対象者から同意を得られなかった件数、評価対象者が同意を取下げた件数、申出のあった苦情の件数は、いずれも 0 件であった。

## コ 防衛省

平成 28 年 10 月 17 日、防衛省における適性評価の実施状況について政府参考人から説明を聴取した。

### 政府参考人からの説明概要

平成 27 年 12 月末時点の適性評価の実施件数は、防衛省の職員は 8 万 8,668 名、適合事業者の従業員は 576 名、合計で 8 万 9,244 名となっている。

## サ 防衛装備庁

平成 28 年 10 月 17 日、防衛装備庁における適性評価の実施状況について政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。

### (7) 政府参考人からの説明概要

平成 27 年 12 月末時点の適性評価の実施件数は合計で 1,491 件である。その内訳は、装備庁の職員が 580 件、適合事業者の従業員が 911 件である。

対象となった適合事業者は 8 社あるが、その社名の開示について同意は得られなかった。

適性評価の対象者が同意しなかった件数は 0 件、同意の取下げは 1 件、苦情の申出があった件数は 0 件である。

(4) 主な質疑事項及び意見の概要

適合事業者の社名の開示

- |   |
|---|
| <p>① 適合事業者の社名の開示に向けて、防衛装備庁は具体的にどのような働きかけをしたか。</p> <p>② 社名の開示について同意を得た適合事業者の数は何社か。</p> |
|---|

[平成 28 年 10 月 17 日審査会]

(答弁)

- ① 適合事業者からの承諾を得る努力はしているが、全ての会社から承諾を得られなかった。
- ② 全ての会社から同意を得られなかったわけではなく、一部の会社から得られなかった。具体的な事業者の数は持ち合わせていない。

## 6 参考人からの意見聴取及び質疑

平成 28 年 5 月 12 日、当審査会は、平成 27 年年次報告書について、今後の当審査会の運営に役立てるため、下記の参考人から公開で意見を聴取し、質疑を行った。

なお、当該参考人からの意見聴取及び質疑は、会議録が公開されているので、参照されたい。

### (参考人一覧)

出頭日	職 業	氏 名	調査案件
平成 28.5.12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有人宇宙システム株式会社技術顧問</li> <li>・ 元内閣衛星情報センター所長</li> </ul>	國見 昌宏君	行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する案件（平成27年年次報告書）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一橋大学国際・公共政策大学院非常勤講師</li> <li>・ 前駐マレーシア大使</li> </ul>	中村 滋君	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス理事長</li> </ul>	三木由希子君	

### (1) 参考人からの主な指摘事項と当審査会の考え等

各参考人からの主な指摘事項と当審査会の考え及び対応状況を以下に整理した。

#### ア 國見参考人

参考人からの御指摘	当審査会の考え
①情報監視審査会に対する行政機関の対応に認識の不統一やばらつきがあり、対応の落差が大きい。情報監視審査会の調査に対する関係各省の理解の促進とともに、行政府と立法府の間の信頼感の積上げを通じてチェック・アンド・バランスをとることも必要。	審査会意見(4) <sup>48</sup> での指摘もあり、改善されつつあるが、更なる改善が望まれる。

<sup>48</sup> 平成 27 年審査会意見(4)は、政府に対し、当審査会への説明に際し、特定秘密以外の秘密等不開示情報の解除など事前に十分な準備を行ってから審査会に出席し、答弁すること等を求めるものである。

<p>②年次報告書の発行によって、政府のどこの部局がどのような特定秘密を扱っているかが明らかになった。報告書の発行の際、情報監視審査会の活動を記述する上で、国民の知る権利に応えるとともに、行政府と協議するなど、保全上の配慮にも着意してはどうか。</p>	<p>報告書の作成においては、政府と緊密な協議・調整を行っている。国民の知る権利と情報保全上の配慮に引き続き努めていきたい。</p>
<p>③防衛省では、陸海空の部隊レベルごとに部隊の行動に関する情報を特定秘密等として作成し、保有している。関係する部隊等は数千に及ぶが、特定秘密文書等管理簿は当該部隊ごとに管理しており、それを情報監視審査会に提出させることになれば、現場で大変な混乱を生じることも危惧される。例えば、本省庁保有の管理簿については情報監視審査会に提出させ、部隊等地方機関分については情報監視審査会が現地調査を行うなど、現場の実態に応じた対応をお願いしたい。</p>	<p>現場で大変な混乱を生じさせることは本意ではない。政府への資料要求に際して、参考人からの御意見を踏まえ、現場の実態に応じた手続について検討したい。</p>
<p>④指定管理簿及び指定書等、関係文書の公表に当たっては、国の安全保障を毀損することのないよう、その表現について特段の注意を払うようお願いしたい。</p>	<p>対外的な資料の公表等情報開示の在り方については、国の安全保障及び政府の情報活動等が妨げられないよう注意を払っていきたい。</p>

## イ 中村参考人

参考人からの御指摘	当審査会の考え
<p>①特定秘密の指定は厳に抑制的であることが求められる。報告書における今後の調査方針等として、「本来特定秘密に指定すべき情報」を極秘や秘に指定するなど行政機関が適切に指定しないことについてチェックすることが必要とされたことについては違和感がある。</p>	<p>特定秘密の指定が、厳に抑制的であることが求められていることは、御指摘のとおりであるものの、本来特定秘密に指定すべき情報が適切に指定されない可能性もあり、この点についても確認を行う必要があると考えている。</p>
<p>②情報監視審査会などを通じ、立法府と行政府との間の公式、非公式のコミュニケーションを継続して、両者間の認識のギャップを埋め、特定秘密の保護に関する制度がより円滑に機能することが望まれる。</p>	<p>審査会などを通じ、行政との間に相互に理解が深まりつつある。引き続き、相互の信頼関係を醸成しつつ、特定秘密の指定等に関し、審査会での監視が実効のあるものとしていきたい。</p>
<p>③特定秘密文書がどのようなものかある程度想起されるような文書名を提起できないかという点については、実務的に非常に難しい。情報監視審査会での議論は非公開だが、報告書として公表されたときに日本の情報活動が推定されてしまう懸念がある。情報監視審査会の今後の活動、内部での非公開の活動における取組み方の問題と、外での表現の仕方ということを少し区別して対応を考えていただきたい。</p>	<p>報告書における政府とのやり取りの記載部分については、事前に政府と協議・調整を行っており、表現方法については今後も配慮していきたい。</p>
<p>④各行政機関における情報収集活動は、かなりの差異を持って行われているところがある。各行政機関内の活動分野で特定秘密が指定さ</p>	<p>各行政機関特有の問題（独自の活動）への配慮は大変重要であるが、一方で、特定秘密の指定・運用について指定行政機関を横断的に点検してい</p>

<p>れる中身の過程あるいは成果物については、各行政機関特有の問題として、情報監視審査会の意見聴取や協議を行っていただきたい。</p>	<p>くことも必要であると考えている。</p>
---	-------------------------

## ウ 三木参考人

参考人からの御指摘	当審査会の考え
<p>①特定秘密が妥当かどうかということは、政府活動そのものが適切かどうかという問題と切り離すことはできない。行政機関は、自らの活動の適切性を秘密の適切性とともに説明しなければならないという認識を持つべきであり、その点について情報監視審査会の考えを十分に示すべきである。</p>	<p>当審査会の役割は、法規で特定秘密保護制度の常時監視と定められており、その観点からすると政府活動そのものの評価に踏み込むべきではないとの意見と踏み込むべきであるとの考え方がある。審査会としては、その場合に応じて判断していきたい。</p>
<p>②指定する情報が明確であることは大前提として、秘密が適切な範囲にとどまって（文書上に）表示をされているかということの確認が必要である。そのために、指定管理簿、特定秘密文書等管理簿などの簿冊類を十分に活用し、効果的な監視方法をご検討いただきたい。</p>	<p>指定書、補足資料等の文書を政府に提出を求め、より効果的な調査を行うべく対応を行っている。引き続き、政府に対し必要なその他の文書について、提出・提示を求めている。</p>
<p>③特定秘密の情報の性質に着目する必要がある。たとえば、技術的情報、収集情報とそれを分析した情報、交渉や政策に係る情報等、ある程度カテゴリー化が可能な秘密の指定があると考え。そのような定型的な情報について、それぞれどう監視するかという方法論を作ることは可能ではないか。</p>	<p>審査会において、基本的に行政機関ごとの制度の運用等についての議論がなされており、カテゴリー化した定型的な情報についての監視方法までの議論には至っていない。</p> <p>御指摘を踏まえ、情報の性質に着目し、政府内の横断的な課題等に対し様々な観点から調査を進めたい。</p>
<p>④解除条件が記載されている特定秘密に関しては、指定書だけでなく指定管理簿にも解除条件を記載していただきたい。</p>	<p>指定管理簿の備考欄に記載されており、政府において対応済と考えている。</p>

<p>⑤公文書管理法上の定期点検については、行政機関ごとに点検項目にばらつきがあるため、点検・監査の対象などの実態を把握し、行政側に意見を述べていただきたい。</p>	<p>運用基準の「指定の理由の点検等」については、審査会において一部行政機関に対し、質疑がなされている。引き続き、定期点検等について実態把握を進めていきたい。</p> <p>ご指摘を踏まえ、政府内の定期点検、検査の状況について調査を進めたい。</p>
<p>⑥文書を廃棄すべきかどうかの審査は、現在内閣府の公文書管理課で行われているところ、これを独立公文書管理監が担当することで、政府の責任体制を明確にすべきである。</p>	<p>御指摘については、既に審査会意見（3）で表明しており、問題意識は共通しているものと考えている。特定秘密文書の廃棄の際の独立公文書管理監の関わり方に関する議論を進めたい。</p>
<p>⑦国会に内部通報制度を設けるべきである。</p>	<p>ご指摘の趣旨はかねてから理解している。当審査会のみならず国会全体としての議論が必要と考えている。</p>
<p>⑧特定秘密文書の提出要求について、少数が要求をするよりも全体として要求をした方がより強い監視活動であり、非常に意味がある。ただし、それが成立しなくなった場合の予防策として、委員の3分の1の要求で提出の求めができるとする仕組みを制度化すべきではないか。</p>	<p>ご指摘の趣旨はかねてから理解している。当審査会のみならず国会全体としての議論が必要と考えている。</p>

## (2) 主な質疑事項及び意見の概要

委員からの主な質疑事項及び意見の概要は以下のとおりである。

### ア 対全参考人

- 当審査会が特定秘密を絞り込んで特定秘密の提出・提示要求することが困難であったことに対する各参考人の意見

### イ 対國見参考人及び中村参考人

- 日本の情報保全体制について、諸外国からの信頼を得る体制であるかについての所見

### ウ 対國見参考人

- 防衛省における秘密文書の廃棄に係る特定秘密保護法施行前の問題点と施行後に統一したルールにより廃棄されるようになったことへの評価
- 行政府と立法府の関係において、重要な情報が公開されないとすれば、行政府は立法府に対し、どのように説明をし、責任を持つのかという問題意識に対する所見
- 年次報告書に部局名を掲載したことで支障があると考えられる具体的箇所

### エ 対中村参考人

- 特定秘密が記録された文書等において、当審査会がその名称等により内容が想起できるようにするための方策
- 特定秘密の内容を示す名称等において、当審査会に対しては開示した上で、一般に対して黒塗りを行うなど工夫した公開方法とすることに対する所見
- 特定秘密が記録された文書等の名称を当審査会に提示することに対する所見
- 政府と当審査会の関係を示した年次報告書の意見について、諸外国にも当審査会と同様の機関がある中で、外国との信頼関係を優先する必要性

### オ 対三木参考人

- 当審査会が立法府と行政府という関係で与野党関係なく取り組んでいる現状において、特定秘密の提出・提示要求の要件を引き下げることの是非

## 7 調査の方法

### (1) 調査対象

特定秘密保護法に基づき特定秘密の指定権限を有する 20 の行政機関<sup>49</sup>のうち、実際に特定秘密の指定を行っている 11 の行政機関及び特定秘密を保有している資源エネルギー庁に対し調査を行った。

なお、適性評価実施行政機関及びその他の特定秘密文書保有行政機関に対し、資料の提出を要求し、その提出を受けた。(一部未提出となっている資料がある。)

#### (調査の対象とした行政機関)

国家安全保障会議<sup>50</sup>、内閣官房、警察庁、総務省、法務省、公安調査庁、外務省、経済産業省、資源エネルギー庁、海上保安庁、防衛省、防衛装備庁

### (2) 調査方法

平成 27 年年次報告書に記載した「今後の方針」を踏まえ、各行政機関及び参考人から説明聴取、質疑を行った。その後、説明が不十分な点、答弁の不明点・疑問点及び明らかとなった課題等について各行政機関から再度の説明聴取及び質疑を行った。

その際、質問項目を整理した上で政府に対し事前通告を行い、回答を求めた。

また、政府からの国会報告、提出された指定管理簿及び指定書に加え、政府に対し必要な資料要求を行い、その提出を受けた。特定秘密については、提示と説明が必要なものについて、提示と説明を求め、当該行政機関から説明を聴取し、質疑を行った。

#### 調査方法の概要

- 政府報告
- 特定秘密指定管理簿
- 特定秘密指定書
- その他要求資料 等

各省庁一巡の説明聴取及び質疑  
(1巡目)

説明及び答弁の不明点や疑問点について質疑 (2巡目)

特定秘密の提示、説明聴取及び質疑

<sup>49</sup> 国家安全保障会議、内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、資源エネルギー庁、海上保安庁、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁

<sup>50</sup> 国家安全保障会議については、事務局となっている内閣官房国家安全保障局から説明聴取等を行った。





		<p>①（意見（２）関係）</p> <p>i) 指定された特定秘密ごとに特定秘密が記録された文書等の名称の一覧（特定秘密文書等管理簿）</p> <p>ii) 特定秘密ごとの文書等の件数を記載した資料</p> <p>iii) 文書名等の名称から、その内容が推察しにくい場合は、文書等の内容を示す名称をもって説明する資料</p> <p>②（意見（３）関係）特定秘密を含む文書等のうち、平成 27 年 12 月 31 日までに廃棄した文書等及びそれ以降 1 年以内に廃棄予定の文書等（特定秘密の指定期間が切れる場合を含む。）について、その件数と文書等の名称（名称から文書等の内容が推察しにくい場合は、その内容）を記載した資料</p>	<p>未提出<sup>54</sup></p> <p>提出済</p> <p>未提出</p> <p>未提出</p>
5 月 25 日	内閣官房 指定行政機 関	<p>①平成 27 年末時点の特定秘密指定管理簿に記載されている特定秘密につき、指定までに現存しない情報についてあらかじめ特定秘密に指定したか、また、指定した場合その理由</p> <p>②平成 26 年末時点の特定秘密指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」欄において、「平成 26 年以前」「平成 26 年までに」「平成 27 年 3 月 31 日 24 時まで」など平成 26 年のみならず過去の情報が含</p>	<p>提出済</p> <p>提出済</p>

<sup>54</sup> 内閣官房「文書リストを提出可能な特定秘密（候補）」の提出を受けた。

		<p>まれるような記載となっているものについて、そこに指定されているもののうち、特定秘密が記録されている最も古い行政文書の作成年</p> <p>また、作成年が平成 26 年である場合は、平成 26 年より前の特定秘密が記録されている行政文書が存在しないにもかかわらず、平成 26 年よりも前のものが含まれ得る記載となっている理由</p>	
10 月 13 日	警察庁	○定期検査の点検の実施年月日を記載又は記録された書面 (指定理由点検記録簿) 等	提出済
10 月 17 日	外務省 防衛省	○定期検査の点検の実施年月日を記載又は記録された書面 (指定理由点検記録簿) 等	提出済
11 月 17 日	内閣官房 公安調査庁 外務省 防衛省 防衛施設庁	<p>①行政文書 0 件の特定秘密について、それぞれについて類型化(①あらかじめ指定して文書がなかったもの、②他行政機関または事業者文書があるもの、③他の特定秘密に重複しており、計数上文書がないもの、④職員等の知識(頭の中)にあるもの、⑤物件であるもの)(前記 5 類型に限定はしない。)し、その理由を示した文書の提出を求める。※該当行政機関</p> <p>②特定秘密文書件数一覧(0 件も含む。)の再提出</p> <p>※防衛省のみ</p> <p>※先般、防衛省から提出のあった特定秘密文書件数一覧は、特定</p>	<p>提出済</p> <p>提出済</p>

		<p>秘密文書0件のものが抜けており、他の関係行政機関と整合が取れていないため。</p> <p>③事前に通告した質問は、質問に対する回答及び答弁に資する資料を作成し各委員に配布するとともに、簡潔な説明をもって議事進行に協力することを求める。</p> <p>※11月21日審査会に出席を求めた全行政機関</p>	<p>提出済</p>
--	--	--	------------

## 参 考 资 料



## 1 情報監視審査会について

### (1) 情報監視審査会の構成（委員 8 名、平成 29 年 1 月 31 日現在）

会 長	額 賀 福志郎 君	（自由民主党・無所属の会）
	岩 屋 毅 君	（自由民主党・無所属の会）
	平 沢 勝 栄 君	（自由民主党・無所属の会）
	今 津 寛 君	（自由民主党・無所属の会）
	大 塚 高 司 君	（自由民主党・無所属の会）
	井 出 庸 生 君	（民進党・無所属クラブ）
	後 藤 祐 一 君	（民進党・無所属クラブ）
	漆 原 良 夫 君	（公明党）

### (2) 情報監視審査会の任務及び権限

情報監視審査会の任務及び権限は、①行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況について調査し、必要があると認めるときは、行政機関の長に対して、当該運用について改善すべき旨の勧告をすること（国会法第 102 条の 16 第 1 項）、②委員会等からの特定秘密である情報が含まれる報告又は記録の提出要求に行政機関の長が応じない場合に、その判断の適否等を審査し、必要があると認めるときは、行政機関の長に対して、委員会等へ報告又は記録の提出をすべき旨の勧告をすること（国会法第 102 条の 17 第 5 項）の二つである。①の勧告をした場合、情報監視審査会は、行政機関の長に対し、勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる（国会法第 102 条の 16 第 2 項）。

また、情報監視審査会から調査又は審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある場合を除き、行政機関の長はその求めに応じなければならない（国会法第 102 条の 15、第 102 条の 17）。

なお、特定秘密に係る行政運用の常時監視という設置の趣旨に鑑み、情報監視審査会は、国会の会期中であると閉会中であることを問わず、いつでも開会することができる（衆議院情報監視審査会規程第 9 条）。

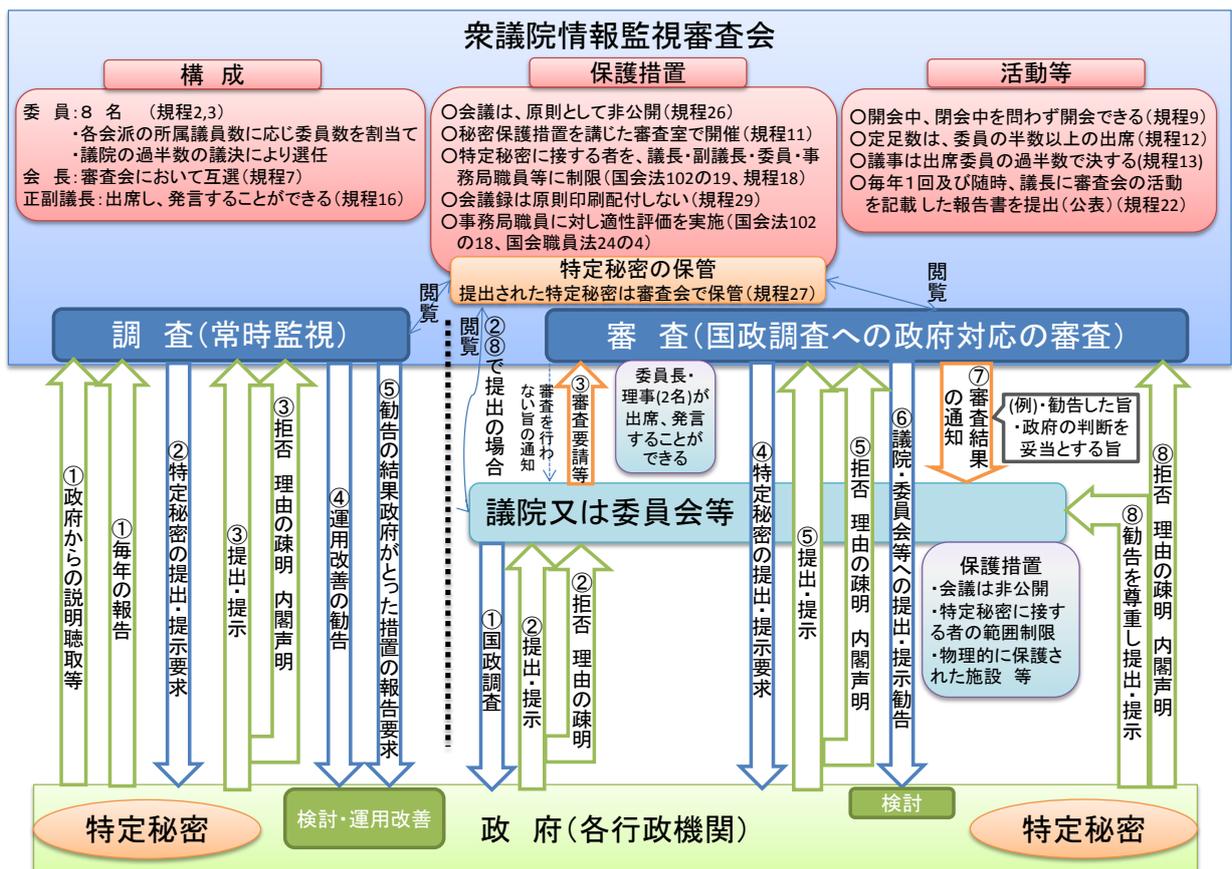
### (3) 情報監視審査会の保護措置

情報監視審査会に提出された特定秘密の漏えい防止のため、国会法、衆議院情報監視審査会規程（以下「審査会規程」という。）等により、以下のとおり様々な保護措置が講じられている。

- ・本会議の議決による委員の選任（審査会規程第 3 条）
- ・特定秘密等を他に漏らさない旨の委員の宣誓（審査会規程第 4 条）

- ・ 特定秘密等の漏えいに係る懲罰事犯としての報告（審査会規程第 31 条）
- ・ 保護措置を講じた情報監視審査室での会議開催（審査会規程第 11 条）
- ・ 会議の原則非公開（審査会規程第 26 条）
- ・ 会議録の原則非公開（原則印刷・配付せず）（審査会規程第 29 条）
- ・ 会議録の閲覧制限（審査会規程第 30 条）
- ・ 特定秘密の保管（審査会規程第 27 条）
- ・ 特定秘密の閲覧制限（審査会規程第 28 条）
- ・ 情報監視審査会の事務を行う職員に対する適性評価の実施（国会法第 102 条の 18、国会職員法第 24 条の 4、第 24 条の 5）
- ・ 情報監視審査会に提出された特定秘密の利用者・知得者の制限（国会法第 102 条の 19、議院証言法第 5 条の 4）

なお、政府が特定秘密の提出を適切に行うよう、情報監視審査会として、厳格な保護措置やその運用を定めた内規を制定している。



## 2 海外派遣関係

衆議院欧米各国における情報機関に対する議会監視等実情調査議員団は、本院から派遣され、平成 28 年 8 月 31 日から 9 月 11 日までの 12 日間、イギリス、ドイツ及びアメリカを訪問した。派遣議員は、額賀福志郎君を団長とし、岩屋毅君、後藤祐一君及び井出庸生君の 4 名である。本件調査の概要は以下のとおりである（内容、肩書き等は派遣当時のもの）。

### はじめに

近年、安全保障や危機管理の観点からインテリジェンスの重要性が認識される中、民主的統制の観点から、欧米各国においては、議会による情報機関等に対する監視が行われている。

我が国においては、特定秘密保護法の施行の日（平成 26 年 12 月 10 日）から、各議院に情報監視審査会が設置され、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況について調査を行っている。また、同審査会は、委員会等が行った特定秘密の提出・提示要求に行政機関の長が応じなかった場合に、その判断の適否等を審査することを目的とした常設の機関として位置付けられている。更に審査会設置に係る改正国会法の附則においては、調査機能充実強化の方策の検討、法施行後に海外情報収集機関が設置される場合の国会の監視の在り方の検討等について規定されている。

今回訪問した 3 カ国は、歴史的、政治的な背景から、各国ごとに異なる監視機能及び仕組みが構築されているが、本派遣は、各国の議会関係者及び情報機関等の関係者から説明を聴取し、意見交換をすることにより、各国の現状や課題を把握するとともに、本院及び同審査会の運営に係る諸課題への方策を検討しようとするものである。

### 1 イギリス<sup>1</sup>

#### (1) 議会情報保安委員会（I S C : Intelligence and Security Committee of Parliament）

イギリスにおける情報機関の監視組織としては、1994 年情報保安法により、政府に上下両院議員をメンバーとする情報保安委員会が置かれていたが、2013 年司法及び保安法（Justice and Security Act 2013）により、独立性や権限を強化して、議会の組織として情報保安委員会が設置された。同委員会は、国家保安局（Security Service）、秘密情

---

<sup>1</sup> 主に在英日本国大使館及び会談した議会情報保安委員会等の関係者からの説明、資料等による。

報部（Secret Intelligence Service）及び政府通信本部（Government Communications Headquarters）の支出、運営、政策及び作戦（進行中のものを除く。）<sup>2</sup>を精査、監視する。また、内閣府や国防省など政府による情報又は保安に係る事項に関する活動等についても精査、監視する。

委員は9名で、首相の指名を経て、上下両院で任命される。委員は、大臣を経験するなど比較的シニアの議員が多く、党派対立なくコンセンサスを得て運営されるよう努めているとのことであり、今回は、マルコム・リフキンド前ISC委員長、マーク・フィールド前委員、ジュリアン・ルイス前委員（現国防特別委員長）のほか、合同情報委員会（JIC：Joint Intelligence Committee）関係者と面会し、説明を聴取するとともに、貴重な懇談の機会を得た。

同国は、これまで歴史的に情報機関に対する国民感情が比較的寛容であり、政府や情報機関と議会との信頼関係が良好である。同委員会の役割は民主主義の観点から、情報機関の活動が法に則り適切に行われているかについて監視し、議会や国民に対して説明することである。加えて、情報機関は、国民を守るための活動を行っているが、不適切な活動をしていると批判されることもあり、自ら活動状況を説明することができないことから、これら情報機関を不当な批判から守ることも重要な役割であるとしている。

また、ISCは、その活動について年次報告書を作成し、議会に提出するほか、特定の課題について調査し、特別報告書を議会に提出している<sup>3</sup>。これらの報告書については、議会に報告する前に首相に報告書を送付して内容について協議しなければならないとされており、必要に応じ、削除箇所を示した上で議会に提出している。近年の傾向としては、年次報告書作成に係るリソースを特別報告に関する調査へとシフトさせ、各種調査報告書を作成している<sup>4</sup>。

これらの調査の際の特定の作戦は、原則として現に行われている（ongoing）作戦ではなく、かつ当該事項が重大な国益を有するものが対象とされているが、現在進行中の活動を含まない理由としては、オペレ

<sup>2</sup> 2013年司法及び保安法は、従来のISC権限に加えて、特定の作戦に関する検証・監視を行う権限を明確化した。これは、①現在進行中ではなく、かつ重大な国益に関する事項であることについて首相及びISCが合意した活動、②首相がISCに検証等を依頼した活動、③情報機関が自発的にISCに提供した情報に基づく検証等に限定される。

<sup>3</sup> 多くの特別報告書は、議会及び首相に対して作成されるものであるが、最高機密を扱う報告書を首相のためにだけ作成することを妨げるものではない。<http://isc.independent.gov.uk/committee-reports/special-reports>

<sup>4</sup> これまでも特別報告書は作成されていたが、2014年以降は年次報告書を簡易なものとし、「フュージャリア連隊リー・リグビー氏の殺害に関連した諜報活動に関する報告書（2014年）」「プライバシーとセキュリティに関する報告書－近代的、透明性のある法的枠組み－（2015年）」「調査権限法案に関する報告書（2016年）」等の特別報告書を作成、公表している。<http://isc.independent.gov.uk/committee-reports/special-reports>

ーションの最中には、政府はその業務に専念すべきであるとの考え方がある。また、政府の責任と議会の責任は異なるとし、たとえ同委員会が、進行中の作戦に関する機密情報に関心があったとしても、その作戦についての責任がなく、その時点で委員会として対応できない以上、進行中の機密情報にアクセスすべきではないとの意見が示された。この点においては、政府は上下両院の情報特別委員会に現在活動中を含む最新の情報を提供しなければならないとするアメリカの例<sup>5</sup>とは異なる。

他委員会との情報共有については、国防特別委員会等も議論の過程で、政府に対して秘密情報の提供を要求することがある。その際の提供情報は、通常は一般的な情報機関に係る機密情報を含まない。一方、情報保安委員会は、機密情報を扱うが、それは情報機関等の活動監視のためのものであり、それらの情報を他委員会と共有することはない。その点で、イギリスの議会においては、政策に係る議論とインテリジェンス情報の評価が分離されている印象がある。

## (2) イラク戦争独立調査委員会 (The Iraq Inquiry : 「チルコット委員会」)

政治や歴史の検証という点においては、同国は、政府や議会が調査委員会等を設置して調査を行い、その結果を将来の政策に生かそうとする不断の努力が行われている。実際にイラク戦争の諸問題については、これまで各種の調査が行われてきたが、2016年7月6日、枢密院顧問で元北アイルランド省事務次官のジョン・チルコット氏を委員長とするイラク戦争独立調査委員会が7年間の調査に基づく報告書を公表した。同委員会は、2001年から2009年7月末におけるイギリス政府のイラクに対するかかわりについて、その政治的決定や行動を調査・検証し、学ぶべき教訓を得ることを目的とした枢密院に設置された委員会の一つであり、政府と情報共有に関するプロトコルを締結し<sup>6</sup>、機密情報を含めた多くの資料の提出を受けて調査を進めた。

本調査団は、安全保障、外交政策を専門とする国際政治学者のローレンス・フリードマン委員と面会し、同委員会の権限や運用並びに同委員会が行った調査の意義等について意見交換を行った。

イラク戦争では、インテリジェンスが政策の決定に重要な役割を果たした。同委員会の特別な点は、インテリジェンスと政府の政策を結

<sup>5</sup> 合衆国法典において、情報活動についての説明責任に関する節に規定されているとおり両院情報委員会が同国の情報活動について完全かつ最新の情報提供を確実に受けられるようにすることは、大統領の責務とされている。

<sup>6</sup> 本プロトコルは、2009年6月に内閣府のウェブサイトにおいて公表され、その後他の委員会等の資料取扱いに関するモデルとなった。<http://www.iraquinquiry.org.uk/the-inquiry/protocols/regarding-documents-and-other-written-and-electronic-information/>

びつけた検証ができたということである<sup>7</sup>。

これまでもハットン委員会やバトラー委員会などの独立調査委員会による調査が行われ、下院でも、外交特別委員会や情報保安委員会でイラク戦争に関する調査が行われた。外交特別委員会は、情報の取扱いの適切性からインテリジェンス情報に接することができず、一方、情報保安委員会の大量破壊兵器に関する検証報告は、インテリジェンス情報の取扱いについて焦点を当てたものであり、政策と結び付けるものではなかった。将来的に、インテリジェンスが政策決定に影響を与えたり、それらの情報を基に政策を決定するという「政策のサポート」として使うのであれば、情報保安委員会で情報を評価し、審査すべきであるとの指摘がなされた<sup>8</sup>。

## 2 ドイツ<sup>9</sup>

ドイツについては、2009年の制度改正により、憲法に相当するドイツ連邦共和国基本法<sup>10</sup>及び統制委員会法に基づき、連邦議会に議会統制委員会（PKGr：Parlamentarisches Kontrollgremium）が置かれており、政府の情報機関である連邦憲法擁護庁（B f V）、連邦情報庁（BND）及び軍事防諜庁（MAD）を監督し、議会に活動報告書を提出する。委員は、選挙期ごとに議会の議決で決められ、現在は、各会派の割当てによる9人の委員によって構成されている。今回は、クレメンス・ビニング一委員長ほか3名の委員、情報機関の連絡調整や議会統制委員会の対応等を行う首相府第六総局<sup>11</sup>の関係者、シュピーゲル誌記者、連邦議会事務局秘密保護等担当<sup>12</sup>などの議会関係者と面会して説明を聴取し、意見交換を行った。

<sup>7</sup> 同報告書では、ブレア首相は2002年9月の議会下院でイラクの大量破壊兵器の脅威を確証がないのに確実に存在すると発言したが、大量破壊兵器が重大な脅威だとする判断は正当化できず、当時のイラク政策は不完全な情報と分析に基づいていたことが明らかだとしている。また、イギリスはイラクの武装解除に向けた平和的な解決を最後まで求めることなく参戦したが、当時、軍事行動は最後の手段ではなかったと結論づけた。Statement by Sir John Chilcot: 6 July 2016。  
<http://www.iraqinquiry.org.uk/media/247010/2016-09-06-sir-john-chilcots-public-statement.pdf>

<sup>8</sup> The Report of the Iraq Inquiry, Executive Summary, Report of a Committee of Privy Counsellors, 6 July 2016, 132頁 - 841項参照。[http://www.iraqinquiry.org.uk/media/247921/the-report-of-the-iraq-inquiry\\_executive-summary.pdf](http://www.iraqinquiry.org.uk/media/247921/the-report-of-the-iraq-inquiry_executive-summary.pdf)

<sup>9</sup> 主に在ドイツ日本国大使館及び会談した議会統制委員会等の関係者からの説明、資料等による。

<sup>10</sup> 同基本法第45d条において、連邦議会は、連邦の情報機関の活動を統制するための委員会を設置すること及び詳細は連邦法律で定めることについて規定している。<https://www.btg-bestellservice.de/pdf/80201000.pdf>

<sup>11</sup> 連邦首相府に置かれた6つの総局の一つで、閣僚たる首相府長官の指揮の下、情報機関の調整、連邦情報庁の指揮・監督、連邦議会統制委員会への対応等に従事する。

<sup>12</sup> 連邦議会における秘密文書の取扱い等は「連邦議会秘密保護規則」に規定されており、同規則に基づき、議会に秘密登録所が設置されている。秘密資料等のうち特に「厳秘」「極秘」に指定された資料は、原則として秘密登録所において閲覧が可能である。

議会統制委員会は、統制の実効性を担保するため、連邦政府からの活動報告義務があるほか、情報機関への立入要求や政府及び情報機関に対する文書等の提出要求、裁判官等の専門家への調査委託、予算委員会の秘密会議（情報機関の予算審議）への委員長等の出席などの権限が付与されており、実際に行使しているところであるが、現状では、それらの権能が十分に発揮されていない部分もあるとの認識から、更なる機能強化のための議会統制委員会法の改正が検討されている。また、委員長は、現在、与党委員と野党委員が1年ごとに交代して務めることとなっているが、今後は、例えば委員会で選任された者を委員長とするなどの制度改正を検討している。

秘密情報の提出については、政府は統制委員会の要求に遅滞なく応じなければならないとされているが、第三者の人格権の保護に係る情報、行政府の固有の責任の中核的領域に該当する情報、サードパーティーールに係る情報は、報告・回答を拒否することができるかとされている。拒否する場合には、同委員会に対しその理由を説明しなければならない。会談した委員からは、野党からは不十分との指摘もあるが、多くの情報が出されているとの認識が示された。

議会及び各委員会に送付された機密又は極秘資料は、議会の秘密資料登録室において登録・保管され、同室において閲覧する<sup>13</sup>。議会統制委員会のほか、国防委員会など委員会事務室が秘密資料の保管場所を備えている場合等は、そこで委員の閲覧に供することができる。国防委員会などの常任委員会も必要に応じて秘密会を開催し、議論することがある。ただし、一般的には、他の委員会や調査委員会では、議会統制委員会のような機密情報は提供されない場合があり、資料提出に関し裁判所に申立中という例もあった。

また、同国におけるインテリジェンスに係る重要な問題として、アメリカ国家安全保障局（NSA）の通信傍受問題に関し、2014年3月から連邦議会に同問題に関する調査委員会が設置され、調査が進められている。同国は、これまでの歴史の中で、ゲシュタポやシュタージなどの経験もあり、個人情報収集や国家監視体制については懸念を示す向きがある一方、現在の大量難民を受け入れる中でのテロ・治安対策の強化も喫緊の課題となっており、政権を揺るがしかねない問題へと発展している。

更に2015年4月には、BNDが、NSAの要請を受けて、EUなど加盟国の政府関係者や企業に対する通信傍受を行っていたことがシュピーゲル誌に報じられたことなどから、政府や議会をはじめドイツ国内で、事実関係の究明やBNDの活動の在り方について議論がなされている。

---

<sup>13</sup> 前掲注 12

これらのことから、政府は、連邦情報庁法の改正案を2016年6月に閣議決定して議院に送致し、現行法上あいまいであった国内及び国外における外国人に関する通信傍受について規定することとしている。

### 3 アメリカ<sup>14</sup>

アメリカでは、1974年のウォーターゲート事件等を契機に、情報機関の活動を継続的に監視することを目的とする委員会の創設の必要性が主張され<sup>15</sup>、その後、上院情報特別委員会 (Select Committee on Intelligence) 及び下院情報特別委員会 (Permanent Select Committee on Intelligence) が設置された<sup>16</sup>。

上院情報特別委員会は15名、下院情報特別委員会は22名の委員で構成され、歳出委員会、軍事委員会等の委員が含まれているほか、これに議決権を持たない職権上の委員として、両党の院内総務、下院議長等が加わる。

両委員会は、中央情報局 (C I A)、国家安全保障局 (N S A)、連邦捜査局 (F B I) など情報活動に関わる政府機関及び軍関係機関 (合計16機関) 及びこれらを統括する国家情報長官 (Director of National Intelligence) による全ての情報活動に対する監視、調査及び報告を行うことをその任務としている。権限としては、両委員会で情報機関に関する予算の授権法や関連法案の審査を通じて継続的に情報機関を監視しているほか<sup>17</sup>、上院情報特別委員会は、上院の助言と承認が必要な情報機関の人事に関して人事承認権を有するなど、人事面からの監視も行う。また、政府は、両特別委員会に対して完全かつ最新の情報を報告しなければならないとされており、これは現在継続中の活動も含む。ただし、秘匿性の高い情報については、上下両委員長及び筆頭委員の4名 (Gang of Four) 又はこれに上院両党院内総務、下院の議長及び少数党院内総務を加えた8名 (Gang of Eight) にのみ報告する仕組みがある。いわゆるサードパーティールールに係る情報については、事前に外国政府の了承を取ってから委員会に提供される。また、他の委員会に対して情報提供できる仕組みはあるが、実際にはあまり共有されておらず、各委員会でも職員がクリアランスを受け、非公開の会議において情報提供を受けることがある。

今回は、ダイアン・ファインスタイン上院情報特別委員会副委員長、

<sup>14</sup> 主に在米国日本国大使館及び会談した議会関係者からの説明、資料等による。

<sup>15</sup> 1975年、上下両院に調査特別委員会が設置され、違法な監視活動や盗聴など情報機関の不正行為について調査が行われた。翌76年には両委員会が最終報告を提出するとともに、情報機関監視のための常設の委員会を置くことを議会に勧告した。

<sup>16</sup> 1976年、第94議会上院決議第400号により上院情報特別委員会が設置され、翌77年、第95議会下院決議第658号により下院情報特別委員会が設置された。

<sup>17</sup> 情報機関の活動予算については、授権法により当該機関の組織、活動及びプログラムについて授権し、歳出予算法によって実際の支出を定める。

デビン・ニューネス下院情報特別委員長及びアダム・シフ同委員会筆頭委員、アダム・スミス下院軍事委員会筆頭委員(元情報特別委員会委員)、ダッチ・ラッパーズバーガー前下院情報特別委員会筆頭委員(現歳出委員会委員)ほか関係者から説明聴取し、貴重な助言を得るとともに、福島原発事故処理問題、北朝鮮の核実験問題、日米のインテリジェンスの協力体制等我が国の現状等を含め、幅広い意見交換を行った。

会談した各委員からは、同国においては、情報機関の予算額の増減を通じたコントロールや執行時における予算項目変更の承認など、予算や授權法を通じた監視の重要性が重ねて述べられた。

また、情報活動の監視、調査活動の議会に対する説明責任の観点から、定期的にそれぞれの院に報告書を提出するほか<sup>18</sup>、特定のテーマに関する報告書を作成している<sup>19</sup>。上院では、CIAが2001年の同時多発テロ以降、ブッシュ前政権下でテロ容疑者らに過酷な尋問を行っていた問題についての調査報告書を作成し、CIAの拷問のような強化尋問技術は正確な情報を入手する上で有効ではなかったと結論付けるなど、その成果を公表している<sup>20</sup>。

ドイツで議論となっているNSAの他国への監視活動については、同国の議員として英仏の議会関係者に対して説明する機会を持っているとのことであった。また、NSAは、北朝鮮の状況なども見ており、同盟国である日本の利益にも資するものであるとの意見があった。また、下院情報特別委員会は、9月15日、2年間の調査を経てエドワード・スノーデンの背景や動機、情報漏えいの手法、同国の安全保障に対して与えたダメージ等を内容とする報告書を全会一致で決定した<sup>21</sup>。また、情報特別委員会に対する内部告発について確認したところ、制度上は監察官を通じて意見を吸い上げることになるが、情報機関による法律侵害がある場合等は、監察官と一緒に委員会関係者が話を聞くこともあるとのことであった。

情報機関を監視する委員会として、超党派でコンセンサスを作っていくことや政府機関等との関係に関し、他の議員への教育・啓発活動を行ったり、関係者との信頼関係の構築などに一定の時間を要するが、この作業は極めて重要であるとの意見があった。チェックアンドバランスを機能させるためには、情報機関と協力関係にありながら、緊張関係を保

<sup>18</sup> 年次報告として上院は議会期(2年)ごとに、下院は1議会期に1回又は2回の報告書を作成している。

<sup>19</sup> 9.11テロ事件に対する上下両院合同調査に関する報告書(2002年)、CIAによる拘束・尋問プログラムに関する報告書(上院・2014年)、元NSA契約職員エドワード・スノーデンの不正情報開示に関する調査報告書(下院・2016年)等の報告書が作成されている。

<sup>20</sup> 前掲注19。 <https://www.intelligence.senate.gov/sites/default/files/documents/CRPT-113srpt288.pdf>

<sup>21</sup> <http://intelligence.house.gov/news/documentsingle.aspx?DocumentID=692>。また、同年12月22日、機密情報部分を除いた報告書を公表した。

つことが重要であり、毎週公聴会を開き、インテリジェンスコミュニティが何を行っているかを知り、政府に対して要求し続けることが影響を与えることにつながるとしている。

## おわりに

今回の調査を通して、各国議会の情報機関の監視制度について、その実情を把握し、多くの知見を得ることができた。各国とも状況に応じて権限や運営の工夫を絶えず行い、委員会を機能させるための努力を行っている。イギリスの議会情報保安委員会やドイツの議会統制委員会も一層の機能充実に努めているところである。アメリカの両院情報特別委員会は、委員やスタッフの規模や権能、活動頻度や実績からしてより強力であると言えるが、それは同国のインテリジェンス活動が世界最大であり、それを適切に監視する必要があると議会が認識している帰結であろう。また、イラク戦争に関しては、チルコット委員会のほか各国の委員会等で、政策決定と情報分析の在り方やその他のテーマについて検証が行われている。

議会が政府に秘密情報を提出させることにより、きちんと監視の役割を果たし、チェックアンドバランスを機能させることは、情報機関のパフォーマンスを上げ、コンプライアンスを確保することにつながるとともに、情報機関の活動について国民や議会に対して説明責任を果たすことになる。また、情報機関にとっても国民からの信頼性を高めることにつながる。これらの委員会が、議会として党派の対立を超え、国民のために超党派で協同して活動することが重要であるとの認識が、会談した多くの議員から示された。

現在の我が国の情報監視審査会は、特定秘密保護制度の常時監視を行う組織であるが、今回の調査により各国の関係者から得られた様々な所見、特に特別報告書の有益性や情報機関からの機密情報の提供の在り方などは今後の審査会の運営に関し多くの示唆を与えるものであり、非常に有益であった。

今後、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全対策のみならず、現下の国際情勢において国民の安心・安全を確保するためにも、更に対外情報の収集や分析が必要になるとともに、それらに基づく適切な政策判断が求められることになる。国会は、この政策判断について議論し、検証していく必要がある。

国会と政府は、それぞれの立場があるが、相互に信頼関係を築き、我が国将来の安全のために、情報機関及びその監視の在り方について適切な方向性を見出し、具現化する責任があろう。

### 3 関係法規集

#### (1) 国会法（昭和 22 年 4 月 30 日法律第 79 号）（抄）

〔情報監視審査会の設置〕

**第 102 条の 13** 行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号。以下「特定秘密保護法」という。）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（特定秘密保護法第 12 条第 1 項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの第 104 条第 1 項（第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（特定秘密保護法第 3 条第 1 項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設ける。

〔調査のための報告〕

**第 102 条の 14** 情報監視審査会は、調査のため、特定秘密保護法第 19 条の規定による報告を受ける。

〔特定秘密の提出〕

**第 102 条の 15** 各議院の情報監視審査会から調査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出（提示を含むものとする。以下第 104 条の 3 までにおいて同じ。）を求めたときは、その求めに応じなければならない。

2 前項の場合における特定秘密保護法第 10 条第 1 項及び第 23 条第 2 項の規定の適用については、特定秘密保護法第 10 条第 1 項第 1 号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第 104 条第 1 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和 22 年法律第 225 号）第 1 条」とあるのは「第 102 条の 15 第 1 項」と、「審査又は調査であつて、国会法第 52 条第 2 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は第 62 条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「調査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第 23 条第 2 項中「第 10 条」とあるのは「第 10 条（国会法第 102 条の 15 第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

3 行政機関の長が第 1 項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

4 前項の理由を受諾することができない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

5 前項の要求後 10 日以内に、内閣がその声明を出さないときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密の提出をしなければならない。

〔勧告〕

**第 102 条の 16** 情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる。

2 情報監視審査会は、行政機関の長に対し、前項の勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

〔審査〕

**第 102 条の 17** 情報監視審査会は、第 104 条の 2（第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。

2 各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

3 前項の場合における特定秘密保護法第 10 条第 1 項及び第 23 条第 2 項の規定の適用については、特定秘密保護法第 10 条第 1 項第 1 号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第 104 条第 1 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和 22 年法律第 225 号）第 1 条」とあるのは「第 102 条の 17 第 2 項」と、「審査又は調査であつて、国会法第 52 条第 2 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は第 62 条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第 23 条第 2 項中「第 10 条」とあるのは「第 10 条（国会法第 102 条の 17 第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

4 第 102 条の 15 第 3 項から第 5 項までの規定は、行政機関の長が第 2 項の求めに応じない場合について準用する。

5 情報監視審査会は、第 1 項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨の勧告をすることができる。この場合において、当該勧告は、その提出を求める報告又は記録の範囲を限定して行うことができる。

6 第 102 条の 15 第 3 項から第 5 項までの規定は、行政機関の長が前項の勧告に従わない場合について準用する。この場合において、同条第 3 項及び第 4 項中「その特定秘密の提出」とあり、並びに同条第 5 項中「先に求められた特定秘密の提出」とあるのは、「その勧告に係る報告又は記録の提出」と読み替えるものとする。

7 情報監視審査会は、第 1 項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会に対して通知するものとする。

〔事務を行う者の制限〕

**第 102 条の 18** 各議院の情報監視審査会の事務は、その議院の議長が別に法律で定めるところにより実施する適性評価（情報監視審査会の事務を行つた場合に特定秘密を漏らすおそれがないことについての職員又は職員になることが見込まれる者に係る評価をい

う。)においてその事務を行つた場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行つてはならない。

〔特定秘密の利用又は知ることができる者の範囲〕

**第 102 条の 19** 第 102 条の 15 及び第 102 条の 17 の規定により、特定秘密が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その調査又は審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

〔準用規定〕

**第 102 条の 20** 情報監視審査会については、第 69 条から第 72 条まで及び第 104 条の規定を準用する。

〔情報監視審査会に関する事項〕

**第 102 条の 21** この法律及び他の法律に定めるもののほか、情報監視審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。

〔官公署等に対する報告及び記録の提出要求〕

**第 104 条** 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

2 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

3 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

4 前項の要求後 10 日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

〔審査の要請〕

**第 104 条の 2** 各議院又は各議院の委員会が前条第 1 項の規定によりその内容に特定秘密である情報が含まれる報告又は記録の提出を求めた場合において、行政機関の長が同条第 2 項の規定により理由を疎明してその求めに応じなかつたときは、その議院又は委員会は、同条第 3 項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院の情報監視審査会に対し、行政機関の長がその求めに応じないことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。

〔特定秘密を含む報告等の利用又は知ることができる者の範囲〕

**第 104 条の 3** 第 104 条の規定により、その内容に特定秘密である情報を含む報告又は記録が各議院又は各議院の委員会に提出されたときは、その報告又は記録は、その議院の議員又は委員会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

附 則（抄）

（国会法等の一部を改正する法律（1条））（平成26年法律第86号）

〔施行期日〕

- 1 この法律は、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）の施行の日から施行する。ただし、第3条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

〔準備行為〕

- 2 情報監視審査会の委員の選任のために必要な行為その他情報監視審査会の設置のために必要な準備行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

〔検討〕

- 3 この法律の施行後、我が国が国際社会の中で我が国及び国民の安全を確保するために必要な海外の情報を収集することを目的とする行政機関が設置される場合には、国会における当該行政機関の監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 4 情報監視審査会における調査スタッフの能力の向上、効果的な調査手法の開発その他情報監視審査会の調査機能の充実強化のための方策については、国会において、常に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 5 政府は、この法律の施行後速やかに、行政機関が保有する特定秘密以外の公表しないこととされている情報の取扱いの適正を確保するための仕組みを整備するものとし、当該情報の提供を受ける国会における手続及びその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## (2) 衆議院規則（昭和 22 年 6 月 28 日議決）（抄）

〔委員による特定秘密の閲覧〕

**第 56 条の 5** 委員は、その委員会に提出され、保管されている特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）については、正当な理由があると委員長が認めたときに限り、その委員会の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

2 前項の規定は、委員会の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。この場合において、同項中「審査又は調査」とあるのは、「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。

〔秘密を漏らした者に対する懲罰〕

**第 234 条の 2** 秘密会議の記録中特に秘密を要するものと議院において議決した部分又は議院に提出（提示を含むものとする。次項において同じ。）がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、議長は、これを懲罰事犯として、懲罰委員会に付する。

2 秘密会議の記録中特に秘密を要するものと委員会で決議した部分又は委員会に提出がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、委員長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

〔議員による特定秘密の閲覧〕

**第 256 条の 2** 議員は、議院に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると議長が認めたときに限り、議院の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

2 前項の規定は、議院の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。この場合において、同項中「審査又は調査」とあるのは、「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。

### (3) 衆議院情報監視審査会規程（平成 26 年 6 月 13 日議決）

〔設置の趣旨〕

**第 1 条** 情報監視審査会は、行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（同法第 12 条第 1 項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（同法第 3 条第 1 項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するものとする。

〔委員数〕

**第 2 条** 情報監視審査会は、8 人の委員で組織する。

〔委員〕

**第 3 条** 委員は、会期の始めに議院においてその議決により選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

2 委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

3 前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があったため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、第 1 項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て、議院においてその議決により委員を変更することができる。

**第 4 条** 委員は、選任後遅滞なく、情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分及び情報監視審査会に提出され又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

2 第 17 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する者は、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとするときは、情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分及び情報監視審査会に提出され又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

**第 5 条** 委員に選任された者は、正当な理由がなければ、その任を辞することができない。

2 委員がその任を辞そうとするときは、理由を付し、会長を経由して、議院の許可を得なければならない。ただし、閉会中は、議長において委員の辞任を許可することができる。

3 情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分又は情報監視審査会に提出され若しくは提示された特定秘密を漏らしたことにより懲罰を科せられた者は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、委員を解任されたものとする。

**第 6 条** 委員に欠員を生じたときは、その補欠は議院においてその議決により選任する。

〔会長〕

**第 7 条** 情報監視審査会の会長は、情報監視審査会において委員が互選する。

2 衆議院規則第 101 条及び第 102 条の規定は、会長について準用する。

**第 8 条** 会長は、情報監視審査会の議事を整理し、秩序を保持し、情報監視審査会を代表

する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、会長の職務を行う。

〔開会〕

**第9条** 情報監視審査会は、会期中であると閉会中であることを問わず、いつでも開会することができる。

**第10条** 会長は、情報監視審査会の開会の日時を定める。

2 衆議院規則第67条第2項の規定は、情報監視審査会の開会について準用する。

〔情報監視審査室〕

**第11条** 情報監視審査会は、特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じた情報監視審査室において開く。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされたときは、この限りでない。

〔定足数〕

**第12条** 情報監視審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

〔表決〕

**第13条** 情報監視審査会の議事については、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

〔審査〕

**第14条** 情報監視審査会が議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会からの審査の求め又は要請に係る事案を審査するには、その議決を要する。

2 情報監視審査会は、審査を行わないことを議決したときは、その旨を当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に通知するものとする。

〔委員の発言〕

**第15条** 委員は、議題について、自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

〔議長及び副議長の出席及び発言〕

**第16条** 議長及び副議長は、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。

〔審査の要請をした委員会の委員長等の出席及び発言〕

**第17条** 情報監視審査会に審査の要請をした委員会の委員長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事1人は、当該要請に係る事案の審査が行われるときに限り、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。この場合において、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとする委員長（常任委員長を除く。）及び理事は、出席し、及び発言することについて、議院の承認を得なければならない。

2 前項の規定は、両議院の合同審査会が情報監視審査会に審査の要請をした場合について準用する。この場合において、同項中「委員会の委員長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事1人」とあるのは「両議院の合同審査会の会長並びに衆議院議員である所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1

人及び当該会派以外の会派に所属する衆議院議員である理事のうちから互選された理事1人」と、「委員長（常任委員長を除く。）及び理事」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

- 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）に規定する理事の互選については、衆議院規則第101条第2項及び第3項の規定を準用する。

〔特定秘密を利用し又は知ることができる者の範囲〕

**第18条** 国会法第102条の19及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第5条の4に規定する議院の議決により定める者は、前2条の規定により情報監視審査会に出席し、及び発言することができる者とする。

〔委員の派遣〕

**第19条** 情報監視審査会において、調査又は審査のため委員を派遣しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

〔特定秘密の提出又は提示〕

**第20条** 情報監視審査会は、調査又は審査のため必要があるときは、議長を経由して、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出又は提示を求めることができる。

〔勧告〕

**第21条** 情報監視審査会は、調査又は審査の結果に基づき必要があると認めるときは、議長を経由して、行政機関の長に対し、勧告を行うことができる。

- 2 情報監視審査会は、議長を経由して、国会法第102条の16第1項の勧告の結果とられた措置について、行政機関の長に対し報告を求めることができる。

〔報告書の提出〕

**第22条** 情報監視審査会は、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出するものとする。

- 2 情報監視審査会は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、調査又は審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出することができる。

- 3 議長は、前2項の報告書を公表するものとする。

〔会議の秩序保持〕

**第23条** 委員が情報監視審査会の秩序を乱し又は議院の品位を傷つけるときは、会長は、これを制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、会長は、当日の情報監視審査会を終わるまで発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

〔休憩及び散会〕

**第24条** 会長は、情報監視審査会の議事を整理し難いとき又は懲罰事犯があるときは、休憩を宣告し、又は散会することができる。

〔懲罰事犯の報告等〕

**第25条** 会長は、情報監視審査会において、懲罰事犯があると認めるときは、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

- 2 衆議院規則第235条の規定は、情報監視審査会における懲罰事犯について準用する。

〔傍聴〕

**第 26 条** 情報監視審査会は、傍聴を許さない。

2 情報監視審査会は、その決議により議員その他の者の傍聴を許すものとするができる。

〔特定秘密の保管〕

**第 27 条** 行政機関の長から情報監視審査会又は議院若しくは委員会若しくは両議院の合同審査会（会長が衆議院議員であるものに限る。）に提出された特定秘密は、情報監視審査会において保管するものとする。

〔特定秘密の閲覧〕

**第 28 条** 委員は、情報監視審査会に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

2 前項の規定は、第 32 条第 1 項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは、「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

〔会議録〕

**第 29 条** 情報監視審査会は、会議録を作成し、会長及び委員がこれに署名し、議院に保存する。

2 会議録には、出席者の氏名、会議に付した案件の件名、議事、表決の数、報告書その他重要な事項を記載しなければならない。

3 会議録は、これを印刷して配付することをしない。

4 前項の規定にかかわらず、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、これを印刷して各議員に配付する。ただし、第 23 条の規定により会長が取り消させた発言については、この限りでない。

**第 30 条** 情報監視審査会の会議録は、これを閲覧することができない。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委員は、情報監視審査会の会議録については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

3 前項の規定は、第 32 条第 1 項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは、「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

〔特定秘密等の漏えいに係る懲罰事犯の報告等〕

**第 31 条** 情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分又は情報監視審査会に提出され若しくは提示された特定秘密を他に漏らした者に対しては、会長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

2 衆議院規則第 235 条の規定は、前項の懲罰事犯について準用する。

〔事務局〕

**第 32 条** 情報監視審査会の事務を処理させるため、情報監視審査会に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長 1 人その他必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

**第 33 条** 事務局長は、情報監視審査会から、その調査又は審査のために必要な調査を命ぜられたときは、当該調査に関して、行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

〔準用〕

**第 34 条** 衆議院規則第 41 条、第 45 条の 2、第 45 条の 3、第 47 条の 2、第 51 条、第 52 条、第 56 条、第 70 条、第 85 条の 2 及び第 234 条の規定は、情報監視審査会について準用する。

附 則

〔施行期日〕

- 1 この規程は、国会法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 86 号）の施行の日〔平成 26 年 12 月 10 日〕から施行する。

〔衆議院政治倫理審査会規程の一部改正〕

- 2 衆議院政治倫理審査会規程（昭和 60 年 6 月 25 日議決）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「若しくは憲法調査会の会長」を「、憲法審査会の会長若しくは情報監視審査会の会長」に改める。

#### (4) 特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）（抄）

〔その他公益上の必要による特定秘密の提供〕

**第 10 条** 第 4 条第 5 項、第 6 条から前条まで及び第 18 条第 4 項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。

一 特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合（次号から第 4 号までに掲げる場合を除く。）であつて、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあつては附則第 10 条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあつては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき。

イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和 22 年法律第 79 号）第 104 条第 1 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和 22 年法律第 225 号）第 1 条の規定により行う審査又は調査であつて、国会法第 52 条第 2 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は第 62 条の規定により公開しないこととされたもの

〔ロ 省略〕

〔第 2 号以下 省略〕

〔第 2 項以下 省略〕

〔特定秘密の指定等の運用基準等〕

**第 18 条** 政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、毎年、第一項の基準に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を前項に規定する者に報告し、その意見を聴かななければならない。

〔第 4 項 省略〕

〔国会への報告等〕

**第 19 条** 政府は、毎年、前条第 3 項の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

附 則

〔国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置の在り方〕

**第 10 条** 国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用する

ものとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(5) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日）（抄）

V 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等

5 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者及び国会への報告

(1) 内閣総理大臣への報告等

ア 行政機関の長は、毎年1回、(ア)から(シ)までに掲げる事項を内閣保全監視委員会に、(ア)から(キ)まで及び(シ)に掲げる事項を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

(ア) 当該行政機関の長が指定をした特定秘密の件数及び過去1年に新たに指定をした特定秘密の件数(Ⅱ1(1)に規定する事項の細目ごと。(イ)及び(ウ)において同じ。)

(イ) 過去1年に指定の有効期間の延長をした件数

(ウ) 過去1年に指定を解除した件数

(エ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去1年に国立公文書館等に移管した件数

(オ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去1年に廃棄した件数

(カ) 過去1年に廃棄した特定行政文書ファイル等の件数

(キ) 過去1年に処理した4(2)ア(ア)の通報の件数

(ク) 過去1年に適性評価を実施した件数（警察庁長官にあっては、警察本部長が実施した適性評価の件数を含む。(ケ)及び(コ)において同じ。)

(ケ) 過去1年に適性評価の評価対象者が特定秘密保護法第12条第3項の同意をしなかった件数

(コ) 過去1年に申出のあった特定秘密保護法第14条の苦情の件数

(サ) 過去1年に行った適性評価に関する改善事例

(シ) その他参考となる事項

イ 内閣保全監視委員会は、アの報告に加え、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求めることができる。

ウ 内閣府独立公文書管理監は、内閣保全監視委員会に対し、ア(ア)から(キ)まで及び(シ)に掲げる事項に関し、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理についての意見を述べることができる。

エ 内閣保全監視委員会は、アからウまでに定める報告、説明及び意見を取りまとめ、国民に分かりやすい形で取りまとめた概要を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

オ 内閣府独立公文書管理監は、毎年1回、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。

(2) 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者への報告

内閣総理大臣は、毎年1回、(1)エの状況を特定秘密保護法第18条第2項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。

**(3) 国会への報告及び公表**

ア 内閣総理大臣は、毎年1回、(2)の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を国会に報告するとともに、公表するものとする。

イ なお、両院に設置される情報監視審査会に報告する際には、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものをアに添付するものとする。

**6 その他の遵守すべき事項**

(1) 2、3(1)イ、4(2)イ(エ)又は5(1)イに基づき特定秘密の提供を受けた内閣保全監視委員会又は内閣府独立公文書管理監は、当該特定秘密を提供した行政機関の長とあらかじめ協議して定めるところに従い、当該特定秘密を利用する職員の範囲を制限することその他の当該特定秘密の保護のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 内閣保全監視委員会は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するために必要な専門的技術的知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

(3) 内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するために必要な専門的技術的知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

#### 4 岩城国務大臣の報告（平成 28 年 5 月 18 日、衆議院情報監視審査会）

特定秘密の保護に関する法律第 19 条に基づき、平成 28 年 4 月 26 日に国会に提出いたしました特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告について御説明申し上げます。

（報告の趣旨）

第一に、報告の趣旨です。

特定秘密保護法では、毎年、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を政府において取りまとめ、それに有識者の意見を付して国会に報告するとともに、公表することとされております。

（対象期間）

第二に、対象期間です。

2 回目となる今回の報告では、平成 27 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までを対象期間としております。

（特定秘密の指定権限を有する行政機関）

第三に、特定秘密の指定権限を有する行政機関ですが、20 機関となっております。

（対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況）

第四に、対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況です。

その一は、特定秘密の指定の状況です。対象期間中は、9 の行政機関の長が 61 件の特定秘密を指定しました。これを行政機関別に見ると、防衛省が 23 件と最も多く、次いで、防衛装備庁の 16 件、内閣官房の 8 件等となっております。

その二は、特定秘密の指定の解除等の状況です。対象期間中における、特定秘密の指定の解除並びに有効期間の満了及び延長の件数、特定秘密が記録された行政文書ファイル等の移管及び廃棄の件数、運用基準に基づく通報の件数については、いずれも該当が 0 件でした。

その三は、適性評価の実施の状況です。対象期間中は、政府全体で 9 万 6,714 件の適性評価が実施されました。これを行政機関別に見ると、防衛省が 8 万 9,244 件と最も多く、次いで、警察庁の 2,550 件、防衛装備庁の 1,491 件、内閣官房の 1,471 件、外務省の 1,224 件等となってお

ります。適性評価の評価対象者が実施について同意をしなかった件数は、政府全体で36件でした。また、1件を除き、特定秘密を漏らすおそれがないものと認められました。なお、適性評価の結果等に対する苦情の申し出は0件でした。

(対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況)

第五に、対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況です。

その一は、特定秘密の指定の状況です。対象期間末時点において、11の行政機関の長が443件の特定秘密を指定しております。省庁横断的に類型別に見ると、暗号関連が最も多く、次いで、情報収集衛星関連、武器の仕様、性能等の関連が多くなっております。また、指定の有効期間別に見ると、2件を除き5年であり、指定を解除すべき条件を設定しているのは3件でした。

その二は、特定秘密が記録された行政文書の保有件数です。政府全体で27万2,020件の文書が保有されております。

その三は、適性評価を経て特定秘密の取り扱いの業務を行うことができる者の数ですが、9万6,200人となっております。

(各行政機関が行った指定書等の修正)

第六に、各行政機関が行った指定書等の修正です。

内閣府独立公文書管理監や情報監視審査会からの指摘を受けて、関係行政機関が指定書等の修正を行ったところです。

(内閣府独立公文書管理監からの意見)

第七に、内閣府独立公文書管理監からの意見です。

内閣府独立公文書管理監から、内閣保全監視委員会に対し、特定秘密保護法のより一層適正な運用に努められたい旨の意見が寄せられたところであります。

(有識者からの意見)

第八に、有識者からの意見です。

第四回情報保全諮問会議における有識者からの意見に基づいて、国会報告における報告事項を追加したほか、第五回情報保全諮問会議に際し、本報告に関し意見を聴取したところ、複数の意見が出されたことから、必要な修正を行いました。

具体的には、指定の件数と特定秘密である情報が記録された文書の件数の違いについて説明を加えるべきこと、特定秘密管理者の名称を記載すべきこと、適性評価の結果、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった1件について、認められなかった理由の通知がなされたかについて記述すべきであることなどであります。

以上が本報告の概要となりますが、政府といたしましては、今後とも、法律の適正な運用を積み重ねていく中で、常にその改善に努め、特定秘密の取り扱いの客観性と透明性の一層の向上を図ってまいります。

本年3月30日、衆議院情報監視審査会から衆議院議長に対して年次報告書が提出され、審査会における調査結果に基づき、政府に対する意見が記載されております。政府としては、その趣旨を十分に踏まえ、必要な対応を検討するとともに、情報監視審査会の調査に対しては、引き続き誠実に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

## 5 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（平成28年4月26日閣議決定、国会報告）の概要

衆議院情報監視審査会事務局作成

### (1) 報告の趣旨

特定秘密保護法第19条の規定に基づき、特定秘密の指定等の状況について、毎年1回、有識者の意見を付して国会に報告するもの

### (2) 対象期間

平成27年1月1日から同年12月31日までの間

### (3) 指定権限を有する行政機関

防衛装備庁の新設により20機関  
(指定に係る特定秘密管理者(特定秘密を主管する部局長等)を明記(※))

### (4) 対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

#### ア 特定秘密の指定の状況

##### (ア) 政府全体の指定の状況

9機関・61件(行政機関別の内訳を記載)

##### (イ) 事項別の指定の状況

(法別表の4分野別・事項の細目別の指定件数)

##### (ウ) 各行政機関の指定の状況

(行政機関別の指定内容の概要及び件数)

#### イ 特定秘密の指定の解除並びに有効期間の満了及び延長の状況

なし

#### ウ 行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況

なし

#### エ 運用基準に基づく通報の状況

なし

#### オ 適性評価の実施の状況

- ・ 政府全体の適性評価の実施件数は、19機関・9万6,714件(行政機関別の内訳を記載)
- ・ 適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数は36件

(5) 対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況（※）

ア 特定秘密の指定の状況

（ア）政府全体の指定の状況

11 機関・443 件

（イ）事項別の指定の状況

（法別表の4分野別・事項の細目別の指定件数）

（ウ）情報の類型別の指定の状況

特に件数の多いのは、暗号、情報収集衛星及び武器に関するもの

（エ）指定の有効期間別の件数（※）

2 件を除き 5 年

（オ）指定を解除すべき条件の設定の状況（※）

指定を解除すべき条件を設定しているのは、3 件

（カ）各行政機関別の指定の状況

（行政機関別の指定内容の概要及び件数）

イ 特定秘密が記録された行政文書の保有の状況

特定秘密が記録された行政文書の行政機関別の保有件数は、16 機関・27 万 2,020 件

ウ 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数（※）

19 機関・9 万 6,200 人（行政機関別の内訳を記載）

(6) 各行政機関が行った指定書等の修正

（内閣府独立公文書管理監及び情報監視審査会における指摘への対応）

(7) 内閣府独立公文書管理監からの意見

(8) 有識者からの意見

（※）は、前回の国会報告における有識者の意見を受けた変更点

平成 27 年末の各行政機関の特定秘密指定件数

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密指定した情報〔( ) は件数〕
国家安全保障会議	2	第 2 号 (外交)	○国家安全保障会議の議論の結論に関する情報(2)
内閣官房	57	第 2 号 (外交)	①国の安全保障に関わる事案に際しての政府の対応方針の検討の内容に関する情報(1) ②特定の外国等についての安全保障上の基本的事項に関する情報(2) ③内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報(2) ④領域保全の措置及び方針に関する情報(2) ⑤内閣情報調査室と外国政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報(2) ⑥内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報(14) ⑦情報収集衛星が撮像可能な地理的範囲に関する情報(7) ⑧内閣情報調査室の人的情報収集に関する情報(4) ⑨情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関する情報(23)
警察庁	24	第 3 号 (特定有害活動防止) 第 4 号 (テロリズム防止)	①特定有害活動の計画に関する情報や情報機関員、特殊工作機関員その他特定有害活動に従事し得る者の動向に関する情報等、特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報(2) ②外国の政府等との情報協力業務に関する情報(2) ③内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報(11) ④警察の人的情報源等となった者に関する情報(2) ⑤海外との連絡に用いる暗号に関する情報(1) ⑥特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報(2) ⑦テロリズムの計画に関する情報やテロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報等、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報(4)
総務省	3	第 2 号 (外交)	○在日米軍が使用する周波数に関する情報(3)
法務省	1	第 2 号 (外交)	○領域保全の措置及び方針に関する情報(1)

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密指定した情報〔( )は件数〕
公安調査庁	12	第2号 (外交) 第3号 (特定有害活動防止) 第4号 (テロリズム防止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務に関する情報(1)</li> <li>②内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報(5)</li> <li>③特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報で特定有害活動の計画、方針及び準備に関する情報や、特定有害活動を行い、又は支援する団体又は者の動向に関する情報(1)</li> <li>④特定有害活動の防止に関し外国政府から提供を受けた情報(2)</li> <li>⑤人的情報収集に関する情報(1)</li> <li>⑥テロリズムの防止に関し外国政府から提供を受けた情報(2)</li> </ul>
外務省	38	第2号 (外交)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①拉致問題に関する情報(1)</li> <li>②日米安保協力に関する検討、協議等に関する情報(1)</li> <li>③周辺有事に関する外国政府との協議内容に関する情報(1)</li> <li>④日韓E E Z交渉の方針及び結果に関する情報(1)</li> <li>⑤東シナ海の領域の保全及び権益の確保に関する情報(1)</li> <li>⑥竹島問題に関する交渉及び協力の方針等に関する情報(1)</li> <li>⑦北方領土問題に関する交渉及び協力の方針等に関する情報(1)</li> <li>⑧東シナ海資源開発に関する交渉及び協力の方針等に関する情報(1)</li> <li>⑨内閣情報調査室から得た外国政府との情報協力業務の計画及び方法に関する情報(4)</li> <li>⑩大規模事態発生時の邦人退避に係る関係国との協力に関する情報(1)</li> <li>⑪北朝鮮の核開発及びミサイル開発に関する情報(1)</li> <li>⑫外国の政府等から国際情報統括官組織等に対し提供のあった情報(3)</li> <li>⑬内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報(4)</li> <li>⑭日米秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する協定に関する情報(1)</li> <li>⑮内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報(11)</li> <li>⑯国際テロリズムに関する人的情報収集に関する情報(1)</li> <li>⑰公電の秘匿等に用いる暗号に関する情</li> </ul>

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密指定した情報〔( )は件数〕
			報(4)
経済産業省	4	第2号(外交)	○内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報(4)
海上保安庁	16	第2号(外交)	①内閣情報調査室から得た外国政府との情報協力業務の計画及び方法に関する情報(2) ②外国の政府との情報協力業務に関する情報(2) ③内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報(1) ④内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報(11)
防衛省	270 (※)	第1号(防衛)	①防衛出動等、我が国の安全を確保するための自衛隊の行動に関する情報(1) ②内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報(1) ③電波情報等の情報(10) ④外国の政府等から提供された電波情報等の情報(3) ⑤電波情報、画像情報等の情報又は外国の政府等から提供された電波情報等の情報を分析して得られた情報(1) ⑥電波情報、画像情報等の収集整理又はその能力に関する情報(1) ⑦防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報(4) ⑧防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り等に関する情報(1) ⑨防衛の用に供する暗号に関する情報(2) ⑩自衛隊の運用計画等に関する情報(55) ⑪電波情報、画像情報等に関する情報(33) ⑫防衛力の整備計画等に関する情報(15) ⑬防衛の用に供する通信網の構成に関する情報(1) ⑭防衛の用に供する暗号に関する情報(85) ⑮武器等の仕様、性能等に関する情報(57)

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密指定した情報〔( )は件数〕
防衛装備庁	16	第1号 (防衛)	①豪州から提供される共同開発・生産に係る調査のための情報(1) ②防衛力の整備のために行う国外の装備品等の動向に関する見積り等に関する情報(1) ③自衛隊の弾道ミサイル防衛用誘導弾等の仕様、性能等に関する情報(12) ④英国との間の共同研究等において提供された情報(2)
合計	443		

※ 特定秘密保護法附則第5条において、特定秘密保護法の施行前に改正前の自衛隊法（昭和29年法律第165号）に基づいて防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日に防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる旨規定されているが、本報告では、便宜上、この経過措置が適用された防衛省の特定秘密（旧防衛秘密）についても、指定件数として計上した。なお、本表に掲げた防衛省の「指定件数」270件のうち、この経過措置が適用されたものは⑩から⑮までの246件であった。

## 6 活動経過一覧表

年 月 日	事 項
平成 25 (2013)	
10. 15	第 185 回国会（臨時会）召集（会期 55 日間 12. 8 まで）
10. 25	特定秘密の保護に関する法律案（内閣提出）提出
11. 26	特定秘密の保護に関する法律案 衆議院本会議にて採決（修正議決）
12. 6	特定秘密の保護に関する法律案 参議院本会議にて採決（可決・成立）
12. 13	特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）公布
平成 26 (2014)	
1. 24	第 186 回国会（常会）召集（会期 150 日間 6. 22 まで）
5. 30	国会法等の一部を改正する法律案（自民・公明）提出
6. 5	衆議院規則の一部を改正する規則案及び衆議院情報監視審査会規程案（いずれも自民・公明）提出
6. 13	国会法等の一部を改正する法律案 衆議院本会議にて採決（可決） 衆議院規則の一部を改正する規則案及び衆議院情報監視審査会規程案 衆議院本会議にて採決（修正議決）
6. 20	国会法等の一部を改正する法律案 参議院本会議にて採決（可決・成立）
9. 29	第 187 回国会（臨時会）召集（会期 54 日間 11. 21 解散）
10. 14	政府が特定秘密の保護に関する法律施行令等を閣議決定
12. 10	特定秘密の保護に関する法律施行 ※法第 11 条（取扱者の制限）は平成 27 年 12 月 1 日から施行 特定秘密の保護に関する法律施行令施行 国会法等の一部を改正する法律施行 衆議院規則の一部を改正する規則施行 衆議院情報監視審査会規程施行
12. 24	第 188 回国会（特別会）召集（会期 3 日間 12. 26 まで）
平成 27 (2015)	
1. 26	第 189 回国会（常会）召集（会期 245 日間 9. 27 まで）
2. 26	衆議院本会議にて情報監視審査会委員の選任
3. 30	情報監視審査会委員の宣誓 ○情報監視審査会【第 1 回】 ・会長互選 額賀福志郎会長選出
5. 18	政府が情報保全諮問会議にて「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（案）を説明

6. 18	○情報監視審査会【第2回】 ・運営協議会設置について協議決定 ・内規各件の制定に関する件について協議決定
6. 22	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
7. 2	○情報監視審査会【第3回】 ・上川国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
8. 19	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監、国家安全保障会議）
8. 24	○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、法務省、公安調査庁、外務省）
8. 27	○情報監視審査会【第6回】 ・説明聴取及び対政府質疑（総務省、経済産業省、海上保安庁、防衛省）
9. 25	○情報監視審査会【第7回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監、国家安全保障会議、警察庁、公安調査庁、外務省）
11. 10	議長において、委員松本剛明君の辞任を許可した。
11. 19	○情報監視審査会【第8回】 ・説明聴取及び対政府質疑（防衛省、内閣官房、海上保安庁、法務省）
平成 28 (2016)	
1. 4	第 190 回国会（常会）召集（会期 150 日間 6. 1 まで） 衆議院本会議にて後藤祐一君（民維ク）委員選任、宣誓
1. 20	○情報監視審査会【第1回】 ・特定秘密提示要求決議 ・委員派遣承認申請決議 ・説明聴取及び対政府質疑（独立公文書管理監、法務省）
1. 25	○委員派遣（行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調査）
3. 23	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（独立公文書管理監、内閣官房）

3. 30 ○情報監視審査会【第3回】  
・平成27年年次報告書の決定  
額賀会長から大島議長に平成27年年次報告書を提出
4. 1 衆議院本会議にて、額賀会長は、平成27年年次報告書について報告を行った。
4. 20 ○情報監視審査会【第4回】  
・対政府質疑（外務省）
4. 26 ◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
5. 12 ○情報監視審査会【第5回】  
・参考人からの意見聴取
5. 18 ○情報監視審査会【第6回】  
・岩城国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
8. 1 第191回国会（臨時会）召集（会期3日間 8.3まで）
8. 3 議長において、委員松本純君の辞任を許可した。
8. 31 ○海外派遣〔イギリス、ドイツ、アメリカ〕（欧米各国における情報  
～9. 11 機関に対する議会の監視等の実情調査）
9. 26 第192回国会（臨時会）召集（会期83日間 12.17まで）  
衆議院本会議にて今津寛君（自民）委員選任、宣誓
10. 14 ○情報監視審査会【第1回】  
・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監及び国家安全保障会議）
10. 17 ○情報監視審査会【第2回】  
・説明聴取及び対政府質疑（海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁）
10. 26 ○情報監視審査会【第3回】  
・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、総務省、法務省、公安調査庁及び経済産業省）
11. 9 ○情報監視審査会【第4回】  
・説明聴取及び対政府質疑（外務省）
11. 21 ○情報監視審査会【第5回】  
・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、公安調査庁、外務省、防衛省及び防衛装備庁）  
・特定秘密提示要求決議
11. 30 ○情報監視審査会【第6回】  
・特定秘密の提示（警察庁及び経済産業省）  
・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、経済産業省及び資源エネルギー庁）

平成 29 (2017)	
1. 20	第 193 回国会 (常会) 召集 (会期 150 日間 6.18 まで)
1. 30	○情報監視審査会【第 1 回】 ・説明聴取及び対政府質疑 (内閣官房及び国家安全保障会議)

## 7 会長及び委員一覧

### (1) 会長一覧

会長名	就任日	退任日
額賀 福志郎 君（自民）	平成 27 年 3 月 30 日	—————

### (2) 委員一覧（会長は、名前の左に○印）

期 間	委 員 名
平成 27 年 2 月 26 日～	○額賀福志郎君（自民） 岩屋 毅君（自民） 平沢 勝栄君（自民） 松本 純君（自民） 大塚 高司君（自民） 松本 剛明君（民主） 井出 庸生君（維新） 漆原 良夫君（公明） ※平成 27 年 11 月 10 日松本剛明君（民主）委員辞任 ※平成 27 年 12 月 18 日井出庸生君会派異動（維新→民維ク）
平成 28 年 1 月 4 日～	○額賀福志郎君（自民） 岩屋 毅君（自民） 平沢 勝栄君（自民） 松本 純君（自民） 大塚 高司君（自民） 後藤 祐一君（民維ク） 井出 庸生君（民維ク） 漆原 良夫君（公明） ※平成 28 年 1 月 4 日後藤祐一君（民維ク）委員選任 ※平成 28 年 3 月 28 日後藤祐一君会派異動（民維ク→民進） ※平成 28 年 3 月 28 日井出庸生君会派異動（民維ク→民進）
平成 28 年 9 月 26 日～	○額賀福志郎君（自民） 岩屋 毅君（自民） 平沢 勝栄君（自民） 今津 寛君（自民） 大塚 高司君（自民） 井出 庸生君（民進） 後藤 祐一君（民進） 漆原 良夫君（公明） ※平成 28 年 8 月 3 日松本純君（自民）委員辞任 ※平成 28 年 9 月 26 日今津寛君（自民）委員選任